官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八七）　三
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八八）　四
○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（二八九）
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（二九〇）
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九一）
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九二）
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定（七）　六
〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一四）　三
〔法規的告示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二一〇）　一六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二一一）　一一
〔その他告示〕
○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二八六）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二〇一～二〇三、二〇五、二〇六）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二〇四）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二〇七～二一五）　一五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二一六～二一八）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二一九～二二一）　一三
○航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示（国土交通八一一）　一一
○神津島空港の施設の変更を許可した件（同八一二）　一一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人国立病院機構令和六年度（第二十一期事業年度）財務諸表、令和六事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録抹消、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、特定空家等の除却命令及び代執行関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百八十七号）
（防衛省）
防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十八号）（防衛省）
第1　自衛隊法施行令の一部改正
1　事業を営む予備自衛官に対する給付金の日額を定める。（第九十七条の三関係）
2　公務上負傷し、又は疾病にかかった場合の事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の限度となる期間を定める。（第九十七条の四関係）
3　事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給の申請等について定める。（第九十七条の五関係）
4　給付金支給申請書の様式その他事業を営む予備自衛官に対する給付金の支給に関し必要な事項は、防衛省令で定めることとする。（第九十七条の六関係）
5　1から4までは、事業を営む即応予備自衛官に係る給付金に準用することを定める。（第百二条の七関係）
6　その他所要の規定の整備を行う。
第2　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正
予備自衛官及び即応予備自衛官に支給する訓練招集手当の日額の上限を引き上げる。（第十七条の十四関係）
第3　施行期日
この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。（附則関係）

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十九号）（総務省）

1　公立大学法人による出資の対象となる者が実施する、大学等における研究の成果を活用する事業の範囲を定めること。（本則関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行の日から施行すること。（附則関係）

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「四十三億円」を「四十四億円」に改める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十一号）（国土交通省）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とすること。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百九十二号）（国土交通省）

第１　物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

1　特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力

⑴　物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車の数を合算して得た数とする。（第五条第一項関係）

イ　当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業の用に供するもの

ロ　当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業の用に供するもの（イに掲げるものを除く。）

⑵　法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。（第五条第二項関係）

2　特定第一種荷主の指定に係る重量

⑴　法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行わせた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。（第六条第一項関係）

⑵　⑴の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を行わせた貨物をいう。（第六条第二項関係）

⑶　法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。（第六条第三項関係）

3　特定第二種荷主の指定に係る重量

⑴　法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度における運転者との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。（第七条第一項関係）

⑵　⑴の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。（第七条第二項関係）

イ　当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

ロ　当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

⑶　法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。（第七条第三項関係）

4　特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会等

第四十九条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（勧告に係る措置が特定の事業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び当該事業ごとに定める審議会）とする。（第八条関係）

5　特定倉庫業者の指定に係る保管量

⑴　法第五十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物について、当該年度の前年度における入庫ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。（第九条第一項関係）

⑵　⑴の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫業者がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物をいう。（第九条第二項関係）

⑶　法第五十五条第一項の政令で定める保管量は、七十万トンとする。（第九条第三項関係）

6　特定連鎖化事業者の指定に係る重量

⑴　３の⑴の規定は、法第六十四条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量について準用する。（第十条第一項関係）

⑵　⑴において準用する３の⑴の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。（第十条第二項関係）

イ　当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

ロ　当該連鎖化事業者がその法第六十一条第一項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

⑶　法第六十四条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。（第十条第三項関係）

7　特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等

法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。（第十一条関係）

8　特定荷主の指定、届出の受理、監督等に関する荷主事業所管大臣の権限のうち財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任する。（第十四条第五項～第九項関係）

9　特定連鎖化事業者の指定、届出の受理、監督等に関する連鎖化事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣及び経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任する。（第十四条第十項、第十一項関係）

第２　関係政令の一部改正

建設業法施行令その他の政令について所要の改正を行う。

第３　附則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、１に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者に移転してはならない。（第三条関係）

4　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。（第五条関係）

6　この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　石破　茂

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の四（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二）」を「給付金（第九十七条の二）」に改め、「即応予備自衛官である者の使用者に対する」を削る。

第五章第六節第二款の款名を次のように改める。

第二款　給付金

第九十七条の三の見出しを「（給付金の日額）」に改め、同条中「第七十三条の三第一項」の下に「及び第七十三条の四第一項」を加える。

第九十七条の四の見出しを「（負傷又は疾病の療養に係る給付金の支給の限度となる期間）」に改め、同条中「第七十三条の三第一項第二号」の下に「及び第七十三条の四第一項第二号」を加える。

第九十七条の五の見出しを「（給付金の支給の申請等）」に改め、同条第一項中「第七十三条の三第一項」の下に「又は第七十三条の四第一項」を加える。

第九十七条の六中「第七十三条の三第一項」の下に「及び第七十三条の四第一項」を加える。

第五章第七節第二款の款名を次のように改める。

第二款　給付金

第百二条の七中「である者の使用者に対する」を「に係る」に改め、「（見出しを含む。）」を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第一項中「八千三百円」を「一万三千二百円」に、「一万四千二百円」を「二万六千三百円」に改める。

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十九号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号ハ」に改め、同条第二号中「大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）」を「大学等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第二十一条第二号ロに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　当該大学等（法第二十一条第二号に規定する大学等をいう。次号及び次項第二号において同じ。）における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二　前号に掲げるもののほか、当該大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（当該大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
内閣総理大臣　石破　茂

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「四十三億円」を「四十四億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百九十二号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三十七条第一項、第四十五条第一項及び第五項、第四十九条第三項、第五十五条第一項、第六十四条第一項、第六十八条第三項並びに第七十四条、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十九条、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第七条第二項及び第二十一条第四項、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第五十六条、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第五条第三項第二号において」を「以下」に改める。

第七条第五項中「第三十九条」を「第四十四条から第四十六条まで、第四十七条第三項、第四十八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第二項」に改め、「よる」の下に「法第四十三条第一項に規定する」を加え、「（法第三十八条第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限」を「の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、財務大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第六項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第七項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第八項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第九項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第十項中「第四十七条」を「第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第三項、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項及び第二項」に改め、「よる」の下に「法第六十二条第一項に規定する」を加え、「（法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣権限（次項において同じ。）の権限」を「の権限（次項において「連鎖化事業所管大臣権限」という。）」に改め、「（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第十一項中「法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限」を「連鎖化事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

第五条第二項中「第七条に」を「第十四条第一項から第四項までに」に改め、同条を第十二条とし、第四条の次に次の七条を加える。

（特定貨物自動車運送事業の指定に係る輸送能力）

第五条　法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第三十条第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

一　当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第六号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の用に供するもの

二　当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の用に供するもの（前号に掲げるものを除く。）

2　法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。

（特定第一種荷主の指定に係る重量）

第六条　法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行わせた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2　前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主（法第三十条第八号に規定する第一種荷主をいう。）が貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）又は貨物利用運送事業者（法第三十条第八号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を行わせた貨物をいう。

3　法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（特定第二種荷主の指定に係る重量）

第七条　法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度における運転者（法第二十条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2　前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第三十条第九号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。）が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

一　当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二　当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3　法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第八条　法第四十九条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が次の各号に掲げる事業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び当該各号に定める審議会）とする。

一　たばこ事業又は塩事業　財政制度等審議会

二　酒類業　国税審議会

三　農林水産業又は食品産業（酒類業を除く。第十一条において同じ。）　食料・農業・農村政策審議会

四　建設業　中央建設業審議会

五　造船に関する事業　交通政策審議会

（特定倉庫業者の指定に係る保管量）

第九条　法第五十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物について、当該年度の前年度における入庫ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2　前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫業者（倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。）がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物をいう。

3　法第五十五条第一項の政令で定める保管量は、七十万トンとする。

（特定連鎖化事業者の指定に係る重量）

第十条　第七条第一項の規定は、法第六十四条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量について準用する。

2　前項において準用する第七条第一項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者（法第六十一条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）の連鎖対象者（法第六十一条第一項に規定する連鎖対象者をいう。第一号において同じ。）が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

一　当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二　当該連鎖化事業者がその法第六十一条第一項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3　法第六十四条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十一条　法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「並びに」を「、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項並びに」に改める。

（財政制度等審議会令の一部改正）

第三条　財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項所掌事務の欄第五号中「その」を「審議会の」に改め、同欄に次の一号を加える。

六　物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（国税審議会令の一部改正）

第四条　国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」に「並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定」に改める。

第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項中「並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項」を「、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第五条　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びに」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第六条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項及び」を「第七条の七第三項、」に、「の規定」を「及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の規定」に改める。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄に次の一号を加える。

十　物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（交通政策審議会令の一部改正）

第七条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「）及び」を「）、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）及び」に改める。

第六条第一項の表観光分科会の項中「及び」を「の規定により、及び」に、「より」を「基づき」に改め、同表海事分科会の項中「より」を「より、並びに物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき」に改める。

附　則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

条約

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第七号

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びイタリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はイタリア軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はイタリア軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2　いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1　この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3　この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2　1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年十一月二十五日にローマで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岩屋　毅
イタリア共和国政府のために
グイード・クロセット

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

外務大臣　岩屋　毅
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN AND
THE GOVERNMENT OF THE ITALIAN REPUBLIC
CONCERNING RECIPROCAL PROVISION OF SUPPLIES AND SERVICES
BETWEEN
THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE ARMED FORCES OF THE ITALIAN REPUBLIC

The Government of Japan and the Government of the Italian Republic (hereinafter referred to individually as a “Party” and collectively as the “Parties”);

Recognizing that the establishment of a framework between the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Italian Republic (hereinafter referred to as the “Italian Armed Forces”) concerning reciprocal provision of supplies and services in the field of logistic support (hereinafter referred to as the “supplies and services”) will promote close cooperation between the Self-Defense Forces of Japan and the Italian Armed Forces;

Understanding that the establishment of the above-mentioned framework will promote more efficient performance of the respective roles of the Self-Defense Forces of Japan and the Italian Armed Forces in activities that they conduct and will actively contribute to international peace and security;

Have agreed as follows:

Article 1

1. The purpose of this Agreement is to establish basic terms and conditions for the reciprocal provision of supplies and services, between the Self-Defense Forces of Japan and the Italian Armed Forces, necessary for the following activities:

a. exercises and training with participation by both the Self-Defense Forces of Japan and the Italian Armed Forces;

b. United Nations Peacekeeping Operations, internationally coordinated peace and security operations, humanitarian international relief operations, or operations to cope with large scale disasters in the territory of either Party or a third country;

c. protection measures or transportation of nationals of either Party or others, if appropriate, for their evacuation from overseas in case of exigencies of the situation;

d. communication and coordination or other routine activities (including visits of ships or aircraft of the forces of either Party to facilities in the territory of the other Party), with the exception of exercises and training conducted unilaterally by the forces of either Party;

e. any other activity in which the provision of supplies and services is permitted under the laws and regulations of the respective countries.

2. This Agreement sets forth a framework for the provision of supplies and services on the basis of the principle of reciprocity.

3. The request, provision, receipt, and settlement of supplies and services under this Agreement shall be carried out by the Self-Defense Forces of Japan and by the Italian Armed Forces.

Article 2

1. When either Party requests, under this Agreement, the other Party to provide supplies and services necessary for the activities which are set forth in sub-paragraphs a. to e. of paragraph 1 of Article 1, and are conducted by the Self-Defense Forces of Japan or the Italian Armed Forces, the other Party, within its competence, may provide the supplies and services requested.

2. The supplies and services related to the following categories may be provided under this Agreement: food; water; billeting; transportation (including airlift); petroleum, oils, and lubricants; clothing; communications services; medical services; base operations support (including construction incident to base operations support); storage services; use of facilities; training services; spare parts and components; repair and maintenance services (including calibration services); airport and seaport services; and ammunition.

The supplies and services related to each category are specified in the Annex.

3. Paragraph 2 of this Article shall not be interpreted as to include the provision of weapons by the Self-Defense Forces of Japan or the Italian Armed Forces.

4. The provision of supplies and services between the Self-Defense Forces of Japan and the Italian Armed Forces necessary for the activities which are set forth in sub-paragraphs a. to e. of paragraph 1 of Article 1 shall be conducted pursuant to the laws and regulations of the respective countries.

Article 3

1. The use of supplies and services provided under this Agreement shall be consistent with the Charter of the United Nations.

2. The Party that receives supplies and services under this Agreement (hereinafter referred to as the "receiving Party") shall not transfer those supplies and services, either temporarily or permanently, by any means to those outside of the forces of the receiving Party, without prior written consent of the Party who provides them (hereinafter referred to as the "providing Party").

Article 4

1. The settlement procedures for provision of supplies and services under this Agreement shall be as follows:

a. For provision of supplies:

i. The receiving Party shall, subject to sub-paragraph ii., return the supplies in question in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party.

ii. If the supplies provided are consumable or the receiving Party cannot return the supplies in question in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party, the receiving Party shall, subject to sub-paragraph iii., return supplies of the same type and in the same quality and quantity in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party.

iii. If the receiving Party cannot return the supplies of the same type and in the same quality and quantity as the supplies provided in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party, the receiving Party shall reimburse the providing Party in the currency specified by the providing Party.

b. For provision of services, the services provided shall be reimbursed in the currency specified by the providing Party or settled by the provision of services of the same type and equivalent value. The manner of the settlement shall be agreed between the Parties prior to the provision of the services.

2. Consumption taxes shall not be charged by either Party for supplies and services provided under this Agreement to the extent permitted by the laws and regulations of the respective countries.

Article 5

1. The reciprocal provision of supplies and services under this Agreement shall be carried out in accordance with the Procedural Arrangement, as may be modified, which is subordinate to this Agreement and which shall specify procedures and supplementary details of terms and conditions to implement this Agreement. The Procedural Arrangement shall be made between the competent authorities of the Parties.

2. The price of the supplies and the services reimbursed in accordance with paragraph 1.a. iii. and paragraph 1.b. of Article 4 shall be determined pursuant to the relevant provisions set forth in the Procedural Arrangement.

Article 6

1. The provisions of this Agreement shall not apply to any activities conducted by the Italian Armed Forces acting as a member of the United Nations Forces under the Agreement Regarding the Status of the United Nations Forces in Japan signed on February 19, 1954.

2. The Parties shall closely consult with each other regarding the implementation of this Agreement.

3. Any matter relating to the interpretation or application of this Agreement and the Procedural Arrangement shall be resolved solely through consultation between the Parties.

Article 7

1. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the date on which the Parties exchange diplomatic notes informing each other that their respective internal procedures necessary to give effect to this Agreement have been completed. This Agreement shall remain in force for a period of ten years, and shall thereafter be automatically extended for successive periods of ten years each, unless either Party notifies the other of its intention in writing to terminate this Agreement at least six months before the end of each period of ten years.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1 of this Article, each Party may terminate this Agreement at any time by giving one year written notice to the other Party.

3. This Agreement may be amended by written agreement between the Parties.

4. Notwithstanding the termination of this Agreement, the provisions of Article 3, 4, 5, and paragraph 3 of Article 6 shall remain in force in respect of the reciprocal provision of supplies and services conducted under this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate, at Rome, this twenty-fifth day of November, 2024, in the English language.

For the Government of Japan	For the Government of the Italian Republic
Takeshi Iwaya	Guido Crosetto

Annex

Category	
Food	food, provision of meals, cooking utensils, and the like
Water	water, water supply, equipment necessary for water supply, and the like
Billeting	use of billeting and bathing facilities, beddings, and the like
Transportation (including airlift)	transportation of persons and goods, transport equipment, and the like
Petroleum, oils, and lubricants	petroleum, oils, and lubricants, refueling, equipment necessary for refueling, and the like
Clothing	clothing, mending of clothing, and the like
Communications services	use of communication facilities, communication services, communication equipment, and the like
Medical services	medical treatment, medical equipment, and the like
Base operations support (including construction incident to base operations support)	collection and disposal of waste, laundry, electric supply, environmental services, construction, decontamination equipment and services, and the like
Storage services	temporary storage in warehouse or refrigerated storehouse, and the like
Use of facilities	temporary use of buildings, facilities, and land, and the like
Training services	dispatch of instructors, materials
	for educational and training purposes, consumables for training purposes, and the like
Spare parts and Components	spare parts and components of military aircraft, vehicles, and ships, and the like
Repair and Maintenance services (including calibration services)	repair and maintenance, equipment for repair and maintenance, and the like
Airport and seaport services	services for arrival and departure of aircraft and ships, loading and unloading, and the like
Ammunition	ammunition, provision of ammunition, equipment necessary for provision of ammunition, and the like

省　令

○防衛省令第十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十二条の二（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第九十七条の六（同令第百二条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月八日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　隊員	第三章　隊員
第一節～第九節　［略］	第一節～第九節　［同上］
第十節　勤続報奨金（第八十六条の二―第八十六条の三の二）	第十節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）
第十一節　［略］	第十一節　［同上］
第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者等に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）	第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）
第四章　［略］	第四章　［同上］
附則	附則
（勤続報奨金の支給に必要な予備自衛官としての在職期間）	（在職期間）
第八十六条の二　法第七十二条の二に規定する防衛省令で定める期間は、二年十一月とする。	**第八十六条の二**　法第七十五条の七に規定する防衛省令で定める期間は、二年九月とする。
（予備自衛官に対する勤続報奨金の支給）	（勤続報奨金の支給）
第八十六条の三　法第七十二条の二に規定する勤続報奨金は、予備自衛官（法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者（以下この項において「自衛官となつている者」という。）を含む。）がその任用期間を満了する日（自衛官と	**第八十六条の三**　法第七十五条の七に規定する勤続報奨金は、即応予備自衛官（法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者（以下この項において「自衛官となつている者」という。）を含む。）がその任用期間を満了する日（自

なつている者が法第六十八条第三項の規定により、その任用期間を延長された場合にあつては、当該延長前の任用期間を満了することとなる日。以下この項において同じ。）の前日に在職した場合に、七万円を支給するものとする。

2　［略］

（準用）

第八十六条の三の二　前二条の規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第八十六条の二及び前条第一項中「法第七十二条の二」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第七十二条の二」と、第八十六条の二中「二年十一月」とあるのは「二年九月」と、前条第一項中「法第七十条第一項各号」とあるのは「法第七十五条の四第一項各号」と、「法第六十八条第三項」とあるのは「法第七十五条の八において準用する法第六十八条第三項」と、「前日」とあるのは「直前の四半期末日（その任用期間を満了する日が四半期末日に当たる場合にあつては、その日）」と、「七万円」とあるのは「二十一万五千円」と読み替えるものとする。

第十一節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供

第八十六条の四　［略］

第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者等に対する給付金の支給

（国又は地方公共団体に準ずる者）

第八十六条の四の二　令第九十七条の二（令第百二条の七において準用する場合を含む。）に規定する国又は地方公共団体に準ずる者は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）とする。

（給付金支給申請書の様式等）

第八十六条の四の三　令第九十七条の六（令第百二条の七において準用する場合を含む。）に規定する給付金支給申請書の様式は、予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に係る給付金支給申請書にあつては別記様式第十一のとおりとし、事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に係る給付金支給申請書にあつては別記様式第十二のとおりとする。

2　防衛大臣又はその委任を受けた者は、令第九十七条の五第二項の規定により給付金支給申請書を受理したときは、必要に応じ、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

一　別記様式第十一　就業規則その他の書類

二　別記様式第十二　確定申告書その他の書類

衛官となつている者が法第七十五条の八において準用する法第六十八条第三項の規定により、その任用期間を延長された場合にあつては、当該延長前の任用期間を満了することとなる日。以下この項において同じ。）の直前の四半期末日（その任用期間を満了する日が四半期末日に当たる場合にあつては、その日）に在職した場合に、十二万円を支給するものとする。

2　［同上］

［条を加える。］

第十一節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供

第八十六条の四　［同上］

第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給

（国又は地方公共団体に準ずる者）

第八十六条の四の二　令第九十七条の二に規定する国又は地方公共団体に準ずる者は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）とする。

（給付金支給申請書の様式等）

第八十六条の四の三　令第九十七条の六に規定する給付金支給申請書の様式は、別記様式第十一のとおりとする。

2　防衛大臣又はその委任を受けた者は、令第九十七条の五第二項の規定により給付金支給申請書を受理したときは、必要に応じ、就業規則その他の書類の提出を求めることができる。

［号を加える。］

［号を加える。］

別記様式第１１（第８６条の４の３関係）

年　月　日提出

（防衛大臣又は提出先の地方協力本部長）

殿

申請者　住　所
法人名
（法人番号：　）
代表者名

予備自衛官等である者の使用者に対する給付金支給申請書

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７３条の３（同法第７５条の８において準用する場合を含む。）に規定する給付金について申請します。

被雇用者	□ 予備自衛官 □ 即応予備自衛官	住　所	
		ふりがな 氏　名	
事業に従事できなかった理由			□ ①招集を受け自衛官となって勤務したため □ ②公務上負傷し、又は疾病にかかったため
※負傷又は発病年月日			年　月　日
※公務上の災害の認定年月日			年　月　日
事業に従事できなかった期間			年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで
就業規則等に定める休日			□月　□火　□水　□木　□金　□土　□日 □その他（　）
事業に従事できなかった期間のうち就業規則等に定める休日の日の数			計　日
勤務時間等			□常勤　□非常勤（出勤指定日　） 時　分から　時　分まで 所定労働時間 週　時間　分
振込先金融機関		振込機関	□銀行 □金庫 □その他（　）　店
		口座名義	
		口座番号	□当座　□普通　番号：
雇用事業所	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	担当責任者の職・氏名・連絡先		ふりがな 役職　氏名 （電話番号　－　－　）

備考：１　規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。
２　※は、事業に従事できなかった理由として②を選択した場合に記入すること。
３　該当する□には✔印を記入すること。

別記様式第１１（第８６条の４の３関係）

年　月　日提出

（防衛大臣又は提出先の地方協力本部長）

殿

申請者　住　所
法人名
（法人番号：　）
代表者名

給付金支給申請書

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７３条の３（同法第７５条の８において準用する場合を含む。）に規定する給付金について申請します。

被雇用者	□ 予備自衛官 □ 即応予備自衛官	住　所	
		ふりがな 氏　名	
事業に従事できなかった理由			□ ①招集を受け自衛官となって勤務したため □ ②公務上負傷し、又は疾病にかかったため
※負傷又は発病年月日			年　月　日
※公務上の災害の認定年月日			年　月　日
事業に従事できなかった期間			年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで
就業規則等に定める休日			□月　□火　□水　□木　□金　□土　□日 □その他（　）
事業に従事できなかった期間のうち就業規則等に定める休日の日の数			計　日
勤務時間等			□常勤　□非常勤（出勤指定日　） 時　分から　時　分まで 所定労働時間 週　時間　分
振込先金融機関		振込機関	□銀行 □金庫 □その他（　）　店
		口座名義	
		口座番号	□当座　□普通　番号：
雇用事業所	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	担当責任者の職・氏名・連絡先		ふりがな 役職　氏名 （電話番号　－　－　）

備考：１　規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。
２　※は、事業に従事できなかった理由として②を選択した場合に記入すること。
３　該当する□には✔印を記入すること。

別記様式第１２（第８６条の４の３関係）

年　　月　　日提出

（防衛大臣又は提出先の地方協力本部長）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

申請者　住　　所
事業所名
代表者名

事業を営む予備自衛官等に対する給付金支給申請書

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７３条の４（同法第７５条の８において準用する場合を含む。）に規定する給付金について申請します。

事業を行うことができなかった理由		□　①招集を受け自衛官となって勤務したため □　②公務上負傷し、又は疾病にかかったため
※負傷又は発病年月日		年　　月　　日
※公務上の災害の認定年月日		年　　月　　日
事業を行うことができなかった期間		年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで
事業を行うことができなかった期間における事業継続のための代替措置		※具体的な代替措置の内容を記入し、必要に応じて、代替措置を証明する書類を添付する。
事業の形態		□自営業主　□自営業専従者　□その他（　　）
就労時間	合計時間	□月間　□週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
	就労日数	□月間　□週間　　日
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む。		年月　年　月 日/月　時間/月
		年月　年　月 日/月　時間/月
		年月　年　月 日/月　時間/月
事業を行うことができなかった期間のうち休日の日の数		計　　日
振込先金融機関	振込機関	□銀行　□金庫　□その他（　　）　　店
	口座名義	
	口座番号	□当座　□普通　　番号：

備考：１　規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。
２　※は、事業を行うことができなかった理由として②を選択した場合に記入すること。
３　該当する□には✔印を記入すること。

［様式を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年九月一日から施行する。

（予備自衛官に対する勤続報奨金の支給に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の自衛隊法施行規則（以下「新規則」という。）第八十六条の三第一項の規定は、この省令の施行の日以後新規則第八十六条の二に規定する期間に達した予備自衛官（自衛隊法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。）に対する勤続報奨金の支給について適用する。

（給付金支給申請書の様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の自衛隊法施行規則第八十六条の四の三第一項の規定に基づく別記様式第十一（次項において「旧様式」という。）による給付金支給申請書は、新規則第八十六条の四の三第一項の規定に基づく別記様式第十一（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

２　旧様式は、当分の間、新様式に代えて使用することができる。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第二百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条 （略） 高用量インフルエンザＨＡワクチン １・２　（略） ３　試験 ３．１　（略） ３．２　小分製品の試験 ３．２．１～３．２．４　（略） ３．２．５　不活化試験 卵６個を用い，１個当たり検体0.2mLを尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，それぞれの卵の尿膜腔液を集め，これを試料として再び同様に操作する． 試料を注射した卵の尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない．ただし，陽性の卵のある場合には，その尿膜腔液0.2mLずつを新たな卵の尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，その尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない． ３．２．６・３．２．７　（略） （略） 肺炎球菌ワクチン １　本質及び性状 本剤は，肺炎球菌（以下「菌」という．）莢膜血清型１，２，３，４，５，６Ｂ，７Ｆ，８，９Ｎ，９Ｖ，10Ａ，11Ａ，12Ｆ，14，15Ｂ，17Ｆ，18Ｃ，19Ａ，19Ｆ，20Ａ，22Ｆ，23Ｆ及び33Ｆ（デンマーク式命名法）から，それぞれ抽出した精製莢膜血清型ポリサッカライドを含む無色の澄明な液剤である．	医薬品各条 （略） 高用量インフルエンザＨＡワクチン １・２　（略） ３　試験 ３．１　（略） ３．２　小分製品の試験 ３．２．１～３．２．４　（略） ３．２．５　不活化試験 卵６個を用い，１個当たり検体0.2mLを尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，それぞれの卵の尿膜腔液を集め，これを試料として再び同様に操作する． 試料を注射した卵の尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない．ただし，陽性の卵のある場合には，その尿膜腔液を等量ずつ混合し，その0.2mLずつを新たな卵の尿膜腔内に注射して32～35℃で48～72時間培養した後，その尿膜腔液について赤血球凝集試験を行うとき，いずれも陰性でなければならない． ３．２．６・３．２．７　（略） （略） 肺炎球菌ワクチン １　本質及び性状 本剤は，肺炎球菌（以下「菌」という．）莢膜血清型１，２，３，４，５，６Ｂ，７Ｆ，８，９Ｎ，９Ｖ，10Ａ，11Ａ，12Ｆ，14，15Ｂ，17Ｆ，18Ｃ，19Ａ，19Ｆ，20，22Ｆ，23Ｆ及び33Ｆ（デンマーク式命名法）から，それぞれ抽出した精製莢膜血清型ポリサッカライドを含む無色の澄明な液剤である．

２　製法
２．１　原材料
２．１．１　製造用株
承認された肺炎球菌莢膜血清型１，２，３，４，５，６Ｂ，７Ｆ，８，９Ｎ，９Ｖ，10A，11A，12F，14，15B，17F，18C，19A，19F，20A，22F，23F及び33Fのそれぞれの株を用いてシードロットを作製する．
２．１．２　（略）
２．２・２．３　（略）
３　試験
３．１　原薬の試験
３．１．１～３．１．３　（略）
（削る）

３．１．４　（略）
３．２　（略）
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）
１・２　（略）
３　試験
３．１・３．２　（略）
３．３　原液の試験
（略）
３．３．１　遊離ポリサッカライド試験
吸光度法その他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量に対する遊離ポリサッカライド含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．３．２　遊離たん白質試験
サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総たん白質含量に対する遊離たん白質含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．３．３～３．３．５　（略）
３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験
一般試験法のたん白質定量法その他適当な方法により総たん白質含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．３．７～３．３．９　（略）
３．４　（略）
４　その他
４．１　（略）
沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）
１・２　（略）
３　試験
３．１・３．２　（略）
３．３　原液の試験
（略）
３．３．１　遊離ポリサッカライド試験
サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量に対する遊離ポリサッカライド含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

２　製　法
２．１　原　材　料
２．１．１　製造用株
承認された肺炎球菌莢膜血清型１，２，３，４，５，６Ｂ，７Ｆ，８，９Ｎ，９Ｖ，10A，11A，12F，14，15B，17F，18C，19A，19F，20，22F，23F及び33Fのそれぞれの株を用いてシードロットを作製する．
２．１．２　（略）
２．２・２．３　（略）
３　試験
３．１　原薬の試験
３．１．１～３．１．３　（略）
３．１．４　血清学的同定試験
免疫学的方法により，各莢膜血清型ポリサッカライドの確認を行う．
３．１．５　（略）
３．２　（略）
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）
１・２　（略）
３　試験
３．１・３．２　（略）
３．３　原液の試験
（略）
３．３．１　遊離ポリサッカライド試験
吸光度法その他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライドに対する遊離ポリサッカライドの割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．３．２　遊離たん白質試験
サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総たん白質に対する遊離たん白質の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．３．３～３．３．５　（略）
３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験
一般試験法のたん白質定量法その他適当な方法によりたん白質含量を求める．３．３．４の試験で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．３．７～３．３．９　（略）
３．４　（略）
４　そ　の　他
４．１　（略）
沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）
１・２　（略）
３　試験
３．１・３．２　（略）
３．３　原液の試験
（略）
３．３．１　遊離ポリサッカライド試験
サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライドに対する遊離ポリサッカライドの割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．２　遊離たん白質試験

キャピラリー電気泳動法その他適当な方法により総たん白質含量に対する遊離たん白質含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．３～３．３．５　（略）

３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総たん白質含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．７～３．３．９　（略）

３．４　（略）

４　その他

４．１　（略）

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

１・２　（略）

３　試験

３．１・３．２　（略）

３．３　原液の試験

（略）

３．３．１　遊離ポリサッカライド試験

吸光度法その他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量に対する遊離ポリサッカライド含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．２　遊離たん白質試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総たん白質含量に対する遊離たん白質含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．３～３．３．５　（略）

３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験

一般試験法のたん白質定量法その他適当な方法により総たん白質含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．７～３．３．９　（略）

３．４　（略）

４　（略）

21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

１　本質及び性状

本剤は，肺炎球菌莢膜血清型３，６Ａ，７Ｆ，８，９Ｎ，10Ａ，11Ａ，12Ｆ，15Ａ，15Ｂ，16Ｆ，17Ｆ，19Ａ，20Ａ，22Ｆ，23Ａ，23Ｂ，24Ｆ，31，33Ｆ及び35Ｂ（デンマーク式命名法）から抽出した精製莢膜血清型ポリサッカライド（15Ｂ型は*O*―脱アセチル化した精製莢膜血清型ポリサッカライド）をそれぞれ無毒性変異ジフテリア毒素（以下「CRM_{197}」という．）と共有結合させ，これらを混合した液剤であり，無色で澄明～乳白光を呈する．

３．３．２　遊離たん白質試験

キャピラリー電気泳動法その他適当な方法により総たん白質に対する遊離たん白質の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．３～３．３．５　（略）

３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法によりたん白質含量を求める．３．３．４の試験で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．７～３．３．９　（略）

３．４　（略）

４　そ　の　他

４．１　（略）

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

１・２　（略）

３　試験

３．１・３．２　（略）

３．３　原液の試験

（略）

３．３．１　遊離ポリサッカライド試験

吸光度法その他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライドに対する遊離ポリサッカライドの割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．２　遊離たん白質試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総たん白質に対する遊離たん白質の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．３～３．３．５　（略）

３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験

一般試験法のたん白質定量法その他適当な方法によりたん白質含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．７～３．３．９　（略）

３．４　（略）

４　（略）

（新設）

2　製法
2．1　原材料
2．1．1　製造用株
承認された肺炎球菌莢膜血清型３，６Ａ，７Ｆ，８，９Ｎ，10Ａ，11Ａ，12Ｆ，15Ａ，15Ｂ，16Ｆ，17Ｆ，19Ａ，20Ａ，22Ｆ，23Ａ，23Ｂ，24Ｆ，31，33Ｆ及び35Ｂのそれぞれの株並びにCRM_{197}産生株を用いてシードロットを作製する．
2．1．2　培地
肺炎球菌の培養に用いる培地には，高分子のポリサッカライドその他人体に高度にアレルギーを起こすおそれのあるもの及びポリサッカライド精製工程で沈殿を生じる成分を用いてはならない．
CRM_{197}産生株の培養に用いる培地には，馬肉，人体に由来する材料，ヒト血液型物質を含む可能性のあるものその他人体に高度にアレルギーを起こすおそれのあるものを用いてはならない．
2．2　原液
2．2．1　精製ポリサッカライド
2．2．1．1　菌の培養
莢膜血清型別にそれぞれの肺炎球菌の株を培養する．適当な方法により検査するとき，培養液に他の細菌の混入を認めてはならない．
2．2．1．2　不活化
培養液にフェノールを適当な濃度となるように加え，一定時間攪拌することによって行う．
2．2．1．3　精製
不活化した培養液を遠心分離，ろ過，限外ろ過その他適当な方法により菌体，菌体残渣及びたん白質を除去し，精製ポリサッカライドとする．精製ポリサッカライドについて，３．１の試験を行う．
2．2．2　精製CRM_{197}
2．2．2．1　菌の培養
CRM_{197}産生株を培養する．培養終了後，適当な方法によって検査するとき，他の細菌の混入を認めてはならない．
2．2．2．2　精製
ろ過等により菌体及び菌体残渣を除き，限外ろ過その他適当な方法により精製し，精製CRM_{197}とする．精製CRM_{197}について，３．２の試験を行う．
2．2．3　ポリサッカライド―CRM_{197}結合体
精製ポリサッカライドを適当な酸化剤により酸化し，活性化ポリサッカライドとする．還元的アミノ化により，活性化ポリサッカライドと精製CRM_{197}を結合させ，これを精製し，原液とする．原液について，３．３の試験を行う．
2．3　最終バルク
各莢膜血清型の原液を適当な溶液で希釈混合し，最終バルクとする．
3　試験
3．1　精製ポリサッカライドの試験
各莢膜血清型の精製ポリサッカライドについて，次の試験を行う．
3．1．1　ポリサッカライド確認試験
核磁気共鳴スペクトル測定法（^{1}H）その他適当な方法により試験を行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２　精製CRM_{197}の試験

３．２．１　ジフテリア毒素否定試験

ＡＤＰリボシルトランスフェラーゼ活性試験又はVero細胞毒性試験を行う．ただし，製造工程のバリデーション並びに適切な工程管理及び品質管理の試験検査に関する記録によりジフテリア毒素活性が否定される場合はこの限りではない．

３．２．１．１　ＡＤＰリボシルトランスフェラーゼ活性試験

^{14}C標識したニコチンアミドアデニンジヌクレオチドを用いて，検体及びジフテリア毒素のＡＤＰリボシルトランスフェラーゼ活性を求めるとき，ジフテリア毒素に対する検体の活性は承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２．１．２　Vero細胞毒性試験

検体及びジフテリア毒素溶液を適当な培地で承認された濃度に希釈し，試料溶液及び比較液とする．Vero細胞に適当な培地を加えた後，試料溶液及び比較液を接種し，適当な条件下で培養する．各培養液に適当な酵素及び発光基質を加え，発光量を求めるとき，細胞毒性は承認された判定基準に適合しなければならない．

３．２．２　純度試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法によりCRM_{197}の純度を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３　原液の試験

各莢（きょう）膜血清型の原液について，次の試験を行う．

３．３．１　遊離ポリサッカライド試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により遊離ポリサッカライド含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量に対する遊離ポリサッカライド含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．２　遊離たん白質試験

キャピラリー電気泳動法その他適当な方法により総たん白質含量に対する遊離たん白質含量の割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．３　シアン化物試験

血清型８，９Ｎ，22Ｆ及び35Ｂ以外の原液につき，液体クロマトグラフィーその他適当な方法によりシアン濃度を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．４　総ポリサッカライド含量試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総ポリサッカライド含量を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．５　平均分子量測定試験又は分子量分布試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により平均分子量又は分子量分布を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．６　ポリサッカライド／たん白質比試験

サイズ排除クロマトグラフィーその他適当な方法により総たん白質含量を求める．３．３．４で得られた総ポリサッカライド含量を用い，総たん白質含量に対する総ポリサッカライド含量の比を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．７　エンドトキシン試験

一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．８　無菌試験又は微生物限度試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない．ただし，製剤化工程の工程管理により小分製品の品質の恒常性を確保できる場合は，無菌試験に代えて日本薬局方一般試験法の微生物限度試験法を準用して試験することもできる．微生物限度試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．

３．３．９　血清学的同定試験 免疫学的方法その他適当な方法により，各莢（きょう）膜血清型ポリサッカライドの確認を行う． ３．４　小分製品の試験 ３．４．１　エンドトキシン試験 一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．４．２　無菌試験 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない． ３．４．３　ポリサッカライド含量試験 酵素免疫測定法その他適当な方法により各莢（きょう）膜血清型ポリサッカライド含量を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．４．４　表示確認試験 免疫学的方法その他適当な方法により，各莢（きょう）膜血清型ポリサッカライドの確認を行う． ４　その他 ４．１　別名 本医薬品各条の別名は「21価肺炎球菌結合型ワクチン」とする． （略）	（略）

○厚生労働省告示第二百二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第四項第一号及び第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 （略） 生物学的製剤	1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 （略） 生物学的製剤

検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	（略）	（略）	（略）
21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	164,600円	内容量が0.5mLであるとき。 ６本	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）

検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

2　検定基準 生物学的製剤 （略） 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） （略） 21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） 生物学的製剤基準の21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の条の3.4.1に規定する試験法によるものとする。 （略）	2　検定基準 生物学的製剤 （略） 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） （略） （新設） （略）

その他告示

○外務省告示第二百八十六号

令和六年十一月二十五日にローマで署名された日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和七年八月六日に東京で行われた。よって、同協定は、その第七条１の規定に従い、令和七年九月五日に効力を生ずる。

令和七年八月八日　　外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1316回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,272,850,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,027,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,269,375,576,250円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,026,009,219,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月７日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭１厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭３厘８毛
12　償還期限	令和７年10月６日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月７日

○財務省告示第二百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1317回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,672,470,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で827,500,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,666,607,601,800円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	825,687,775,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月10日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭４厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭１厘
12　償還期限	令和８年１月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月10日

○財務省告示第二百三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1318回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,270,940,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,029,000,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,267,599,820,700円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,027,949,391,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月14日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭７厘９毛
12　償還期限	令和７年10月14日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月14日

○財務省告示第二百四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1319回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,523,950,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で676,000,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,508,518,460,500円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	671,869,640,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月22日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円37銭５厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円38銭９厘
12　償還期限	令和８年７月21日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月22日

○財務省告示第二百五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月二十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1320回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,272,840,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,027,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,269,609,384,300円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,026,086,252,300円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月22日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭９厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円90銭１厘３毛
12　償還期限	令和７年10月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月22日

○財務省告示第二百六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月二十八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1321回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,253,460,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,046,500,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,250,002,257,300円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,045,387,570,500円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月28日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭３厘７毛
12　償還期限	令和７年10月27日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月28日

○財務省告示第二百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第474回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,977,200,000,000円
⑵　非競争入札発行	額面金額で69,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で621,900,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額で3,000,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,976,047,975,000円
⑵　非競争入札発行	68,959,980円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	621,539,298,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	2,998,260,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円93銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円94銭２厘
12　利率	年0.7％
13　初期利子	令和８年１月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.7}{100}$×$\frac{1}{2}$

14　第２期以後の利子	毎年１月１日及び７月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和９年７月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和７年７月１日

○財務省告示第二百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第179回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,825,300,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で967,756,350,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で857,543,650,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で574,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,826,289,750,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	574,387,050,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月９日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円３銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円５銭
12　利率	年1.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{19}{365}$
14　初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和12年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年７月９日

○財務省告示第二百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	クライメート・トランジション利付国庫債券（５年）(第３回)
2　発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で299,800,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で199,327,800,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で100,472,200,000円
7　払込金額	298,390,940,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月16日
11　発行価格	額面金額100円につき99円53銭
12　利率	年1.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{26}{365}$

14　初　期　利　子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和12年６月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和７年７月16日

○財務省告示第二百十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第379回）
2　発行の根拠法律及びその条項	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,977,600,000,000円 うち、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で83,132,050,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で717,311,300,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,177,156,650,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で319,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で621,900,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で116,700,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	1,987,394,220,000円
⑵　非競争入札発行	320,595,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	625,009,500,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	117,283,500,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年７月２日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円47銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円50銭
12　利　率	年1.5％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{12}{365}$
14　初　期　利　子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和17年６月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和７年７月２日

○財務省告示第二百十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第193回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で600,400,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で130,699,650,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で194,333,100,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で275,367,250,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で199,300,000,000円
(3)	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で64,100,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	601,779,200,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	199,758,390,000円
(3)	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	64,247,430,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年７月11日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき100円５銭以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円23銭
12	利率	年2.5％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.5}{100}$×$\frac{21}{365}$
14	初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和27年６月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年７月11日

○財務省告示第二百十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第87回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で529,300,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で290,413,900,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で149,759,100,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で89,127,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で170,100,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	528,541,350,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	169,861,860,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年７月４日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円55銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭
12　利　率	年2.8％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{14}{365}$
14　初　期　利　子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和37年６月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和７年７月４日

○財務省告示第二百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（40年）(第18回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　利回り競争入札発行	額面金額で399,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で212,743,300,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で187,056,700,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で26,000,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　利回り競争入札発行	375,851,980,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	24,442,600,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年７月24日
11　発　行　価　格	額面金額100円につき94円１銭
12　利　率	年3.1％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{126}{365}$
14　初　期　利　子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和47年３月20日

17　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和７年７月24日

○財務省告示第二百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（５年）（第153回、第160回及び第178回）、利付国庫債券（10年）（第344回、第346回、第347回、第348回、第353回、第354回、第355回及び第356回）及び利付国庫債券（20年）（第97回、第107回、第109回、第111回、第113回、第114回、第115回、第116回、第117回、第118回、第119回及び第120回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額　額面金額で498,600,000,000円
内訳（別表のとおり）
7　払込金額　511,368,770,000円
8　最低額面金額　50,000円
9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日　令和７年７月28日
11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）
13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）
16　償還金額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年７月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日　令和７年７月28日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（５年）（第153回）	0.005％	令和９年６月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（５年）（第160回）	0.2％	令和10年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（５年）（第178回）	1.0％	令和12年３月20日	9,600,000,000円
利付国庫債券（10年）（第344回）	0.1％	令和８年９月20日	11,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第346回）	0.1％	令和９年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第347回）	0.1％	令和９年６月20日	5,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第348回）	0.1％	令和９年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第353回）	0.1％	令和10年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第354回）	0.1％	令和11年３月20日	200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第355回）	0.1％	令和11年６月20日	11,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第356回）	0.1％	令和11年９月20日	25,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第97回）	2.2％	令和９年９月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第107回）	2.1％	令和10年12月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第109回）	1.9％	令和11年３月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第111回）	2.2％	令和11年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第113回）	2.1％	令和11年９月20日	7,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第114回）	2.1％	令和11年12月20日	46,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第115回）	2.2％	令和11年12月20日	9,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第116回）	2.2％	令和12年３月20日	28,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第117回）	2.1％	令和12年３月20日	52,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第118回）	2.0％	令和12年６月20日	26,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第119回）	1.8％	令和12年６月20日	68,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第120回）	1.6％	令和12年６月20日	180,400,000,000円

○財務省告示第二百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第375回及び第377回）、利付国庫債券（20年）（第128回、第129回、第131回、第132回、第161回、第164回、第168回、第171回及び第173回）及び利付国庫債券（30年）（第32回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で649,400,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	628,910,265,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年７月18日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)}\times\text{残存年数}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額×$\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和７年７月17日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和７年７月18日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第375回）	1.1％	令和16年６月20日	230,600,000,000円
利付国庫債券（10年）（第377回）	1.2％	令和16年12月20日	349,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	21,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	6,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第161回）	0.6％	令和19年６月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第164回）	0.5％	令和20年３月20日	6,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第168回）	0.4％	令和21年３月20日	4,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第171回）	0.3％	令和21年12月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第173回）	0.4％	令和22年６月20日	10,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	5,500,000,000円

○財務省告示第二百十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年七月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第473回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で12,290,050,000円
6	払込金額	12,309,714,080円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年７月７日
10	発行価格	額面金額100円につき100円16銭
11	利率	年0.8％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\dfrac{0.8}{100}\times\dfrac{36}{365}$

13	初期利子	令和７年12月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月１日及び12月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年６月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年７月７日

○財務省告示第二百十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第178回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で2,164,350,000円
6	払込金額	2,172,358,095円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年７月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円37銭
11	利率	年1.0％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{112}{365}$
13	初期利子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年３月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年７月10日

○財務省告示第二百十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年七月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第378回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で21,051,100,000円
6	払込金額	20,933,213,840円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年７月７日
10	発行価格	額面金額100円につき99円44銭
11	利率	年1.4％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{109}{365}$
13	初期利子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和17年３月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年７月７日

○財務省告示第二百十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第181回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で68,879,310,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和７年７月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円

9　利　　率	年0.79％
10　初　期　利　子	令和８年１月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.79}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償　還　期　限	令和10年７月15日
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　払　込　期　日	令和７年７月15日
15　払　込　場　所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年７月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年１月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年７月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年１月15日から令和８年７月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年１月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百二十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）（第171回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　　行　　額	額面金額で328,298,590,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発　　行　　日	令和７年７月15日
8　発　行　価　格	額面金額100円につき100円
9　利　　率	年1.00％
10　初　期　利　子	令和８年１月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.00}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償　還　期　限	令和12年７月15日
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　払　込　期　日	令和７年７月15日
15　払　込　場　所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年７月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年１月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人

向け国債を有する者が、令和８年７月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和８年１月15日から令和８年７月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和８年１月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

18　元利金支払場所　日本銀行

○財務省告示第二百二十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）(第183回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で193,305,320,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年７月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.00％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和８年１月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.00}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和17年７月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和７年７月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年７月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年１月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年７月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年１月15日から令和８年７月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年１月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

○国土交通省告示第八百十一号

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十八号）附則第二条の規定に基づき、航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（令和六年国土交通省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。	
型式	期間
ボーイング式737－８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737－8200型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式737－９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式767－300Ｆ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777－200ＬＲ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777－300ＥＲ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式777Ｆ型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787－８型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787－９型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
ボーイング式787－10型	令和７年１月１日から令和８年６月30日まで
（略）	

改正前	
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。	
型式	期間
ボーイング式737－８型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式737－8200型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式737－９型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式767－300Ｆ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式777－200ＬＲ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式777－300ＥＲ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式777Ｆ型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式787－８型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式787－９型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
ボーイング式787－10型	令和７年１月１日から令和７年８月31日まで
（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百十二号

神津島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　空港の名称及び位置　神津島空港　東京都大島支庁管内神津島村

二　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和六十二年運輸省告示第六百三十二号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度十一分二十二秒　東経百三十九度八分零秒　標高百三十七・七メートル

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ハ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

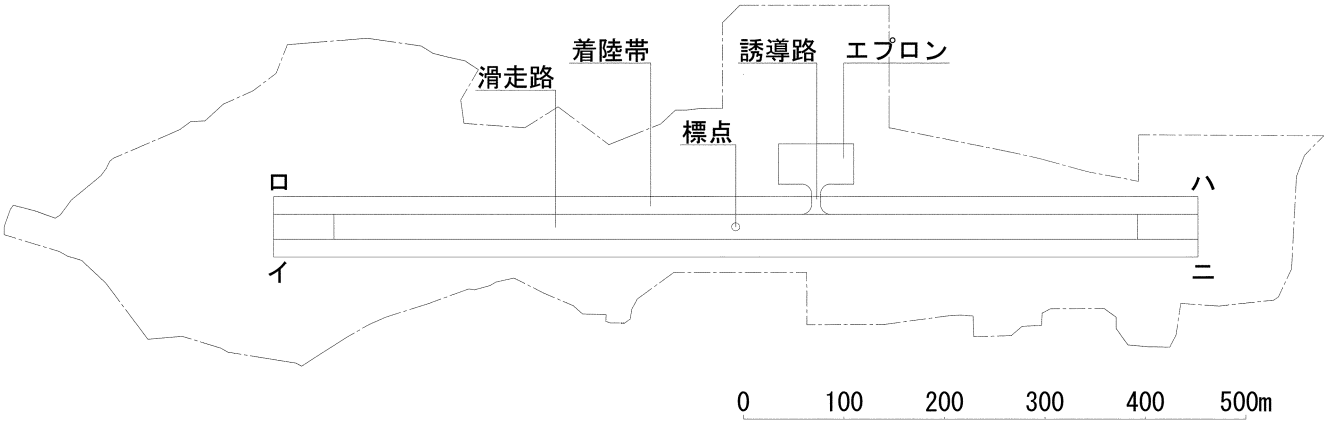
(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

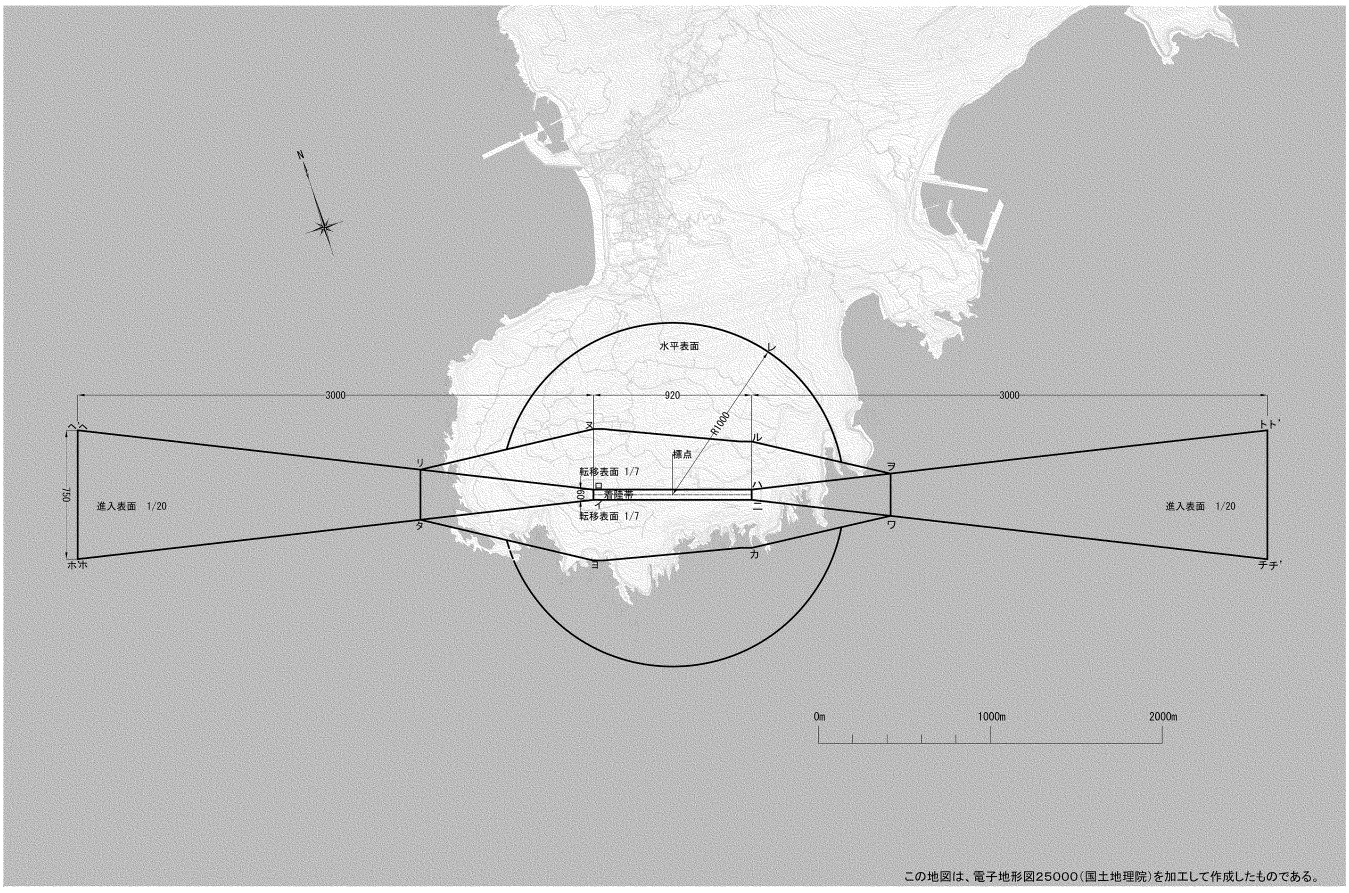
(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十八年八月一日

第一図　神津島空港



第二図　神津島空港



この地図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成したものである。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人国立病院機構令和６年度（第21期事業年度）財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、独立行政法人国立病院機構令和６年度（第21期事業年度）財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://nho.hosp.go.jp/disclosure/disclosure_zaimu.html）又は事務所にて閲覧ください。

令和７年８月８日

東京都目黒区東が丘２―５―21
独立行政法人国立病院機構
理事長　新木　一弘

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		87,572,762,824	
有価証券		85,500,000,000	
医業未収金	179,103,904,579		
貸倒引当金	△ 485,186,331	178,618,718,248	
未収金		8,166,496,549	
医薬品		5,940,770,234	
診療材料		2,688,761,082	
給食用材料		101,695,302	
貯蔵品		703,698,653	
前払費用		257,055,384	
未収収益		78,484,536	
その他流動資産		1,170,094,546	
流動資産合計			370,798,537,358
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	985,491,361,657		
減価償却累計額	△566,619,344,092		
減損損失累計額	△ 8,606,024,854	410,265,992,711	
構築物	43,338,936,635		
減価償却累計額	△ 29,772,251,171		
減損損失累計額	△ 317,012,459	13,249,673,005	
医療用器械備品	334,047,590,255		
減価償却累計額	△256,094,125,066		
減損損失累計額	△ 36,682,364	77,916,782,825	
その他器械備品	73,204,430,630		
減価償却累計額	△ 55,403,285,168		
減損損失累計額	△ 10,821,659	17,790,323,803	
車両	1,561,203,590		
減価償却累計額	△ 1,386,244,708	174,958,882	
土地	467,032,639,337		
減損損失累計額	△ 478,503,810	466,554,135,527	
建設仮勘定		1,055,443,796	
その他有形固定資産		113,260,880	
有形固定資産合計		987,120,571,429	
2　無形固定資産			
特許権		80	
ソフトウェア		23,189,378,120	
電話加入権		193,876,180	
その他無形固定資産		50,046,993	
無形固定資産合計		23,433,301,373	
3　投資その他の資産			
長期定期預金		20,000,000,000	
投資有価証券		19,494,476,805	
長期貸付金		948,124,796	
破産更生債権等	1,945,885,923		
貸倒引当金	△ 1,945,885,923	0	
長期前払費用		84,825,912	
災害備蓄在庫		820,813,552	
その他投資資産		6,464,000	
投資その他の資産合計		41,354,705,065	
固定資産合計			1,051,908,577,867
資産合計			1,422,707,115,225

負債の部

Ⅰ 流動負債				
預り補助金等		243,804,227		
預り寄附金		1,057,219,886		
一年以内返済長期借入金		38,650,254,024		
買掛金		46,783,333,222		
未払金		78,976,844,366		
一年以内支払リース債務		48,684,768		
未払費用		64,080,342		
未払消費税等		474,371,171		
預り金		3,933,676,807		
前受収益		17,140,853		
引当金				
賞与引当金	30,991,819,766			
損害補償損失引当金	2,098,982,246	33,090,802,012		
その他流動負債		343,712,069		
流動負債合計			203,683,923,747	
Ⅱ 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	376,712,694			
資産見返補助金等	34,461,962,514			
資産見返寄附金	1,702,306,954			
資産見返物品受贈額	121,645,001			
その他資産見返負債	2,156,000	36,664,783,163		
長期預り寄附金		56,115,715		
長期借入金		391,829,680,303		
長期未払金		106,845,082		
引当金				
退職給付引当金		287,226,145,737		
リース債務		103,642,440		
資産除去債務		40,192,621,812		
その他固定負債		6,408,094,120		
固定負債合計			762,587,928,372	
負債合計				966,271,852,119

純資産の部

Ⅰ 資本金				
政府出資金		202,905,911,289		
資本金合計			202,905,911,289	
Ⅱ 資本剰余金				
資本剰余金		234,878,744,196		
その他行政コスト累計額				
減価償却相当累計額（－）	△ 7,424,724,503			
減損損失相当累計額（－）	△ 7,562,367			
除売却差額相当累計額（－）	△ 4,648,602,509	△ 12,080,889,379		
資本剰余金合計			222,797,854,817	
Ⅲ 利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金		74,037,860,669		
当期未処理損失		△ 43,306,363,669		
（うち当期総損失）		(△ 43,306,363,669)		
利益剰余金合計			30,731,497,000	
純資産合計				456,435,263,106
負債純資産合計				1,422,707,115,225

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

経常収益

Ⅰ 診療業務収益			
医業収益			
入院診療収益	788,600,438,631		
室料差額収益	14,555,476,015		
外来診療収益	235,691,993,873		
保健予防活動収益	3,289,195,603		
その他医業収益	5,171,200,949		
保険等査定減（－）	△ 3,694,557,331	1,043,613,747,740	
運営費交付金収益			
資産見返運営費交付金戻入		52	

補助金等収益			
補助金等収益	5,117,086,912		
資産見返補助金等戻入	8,053,550,577	13,170,637,489	
寄附金収益			
寄附金収益		449,068,304	
資産見返物品受贈額戻入		49,890,593	
施設費収益		50,141,980	
その他診療業務収益		6,557,479,854	
診療業務収益合計			1,063,890,966,012
Ⅱ 教育研修業務収益			
看護師等養成所収益		2,923,256,820	
研修収益		906,520,918	
運営費交付金収益			
資産見返運営費交付金戻入		7,202,937	
補助金等収益			
補助金等収益	644,201,929		
資産見返補助金等戻入	6,796,323	650,998,252	
寄附金収益			
寄附金収益		1,979,630	
その他教育研修業務収益		39,327,536	
教育研修業務収益合計			4,529,286,093
Ⅲ 臨床研究業務収益			
研究収益		7,451,705,076	
運営費交付金収益			
資産見返運営費交付金戻入		32,374,390	
補助金等収益			
補助金等収益	690,747,589		
資産見返補助金等戻入	81,592,255	772,339,844	
寄附金収益			
寄附金収益	183,403,909		
資産見返寄附金戻入	24,263,699	207,667,608	
その他臨床研究業務収益		43,520,111	
臨床研究業務収益合計			8,507,607,029

Ⅳ その他経常収益			
財務収益			
受取利息		319,388,317	
土地建物等貸付料収入		1,528,076,917	
宿舎貸付料収入		622,934,773	
運営費交付金収益			
資産見返運営費交付金戻入		144,739,765	
補助金等収益			
補助金等収益	712,422,128		
資産見返補助金等戻入	3,036,445	715,458,573	
寄附金収益			
寄附金収益		3,041,180	
その他経常収益		2,627,614,139	
その他経常収益合計			5,961,253,664
経常収益合計			1,082,889,112,798
経常費用			
Ⅰ 診療業務費			
給与費			
給料	369,498,782,160		
賞与	59,748,295,306		
賞与引当金繰入額	26,365,636,223		
退職給付費用	57,404,331,936		
法定福利費	29,828,263,923	542,845,309,548	
材料費			
医薬品費	193,331,937,017		
診療材料費	93,756,985,902		
医療消耗器具備品費	4,500,098,749		
給食用材料費	12,646,287,829	304,235,309,497	
委託費			
検査委託費	7,836,362,193		
給食委託費	13,285,087,049		
寝具委託費	2,032,658,392		
医事委託費	13,868,659,657		
清掃委託費	5,600,564,559		
保守委託費	5,600,722,455		
その他の委託費	24,254,419,811	72,478,474,116	

設備関係費			
減価償却費	63,890,834,889		
修繕費	8,673,370,477		
器機賃借料	16,819,736,583		
地代家賃	620,290,186		
固定資産税等	389,719,528		
器機保守料	24,397,014,235		
器機設備保険料	229,396,205		
車両関係費	118,008,060		
ＰＦＩ費用	3,971,470	115,142,341,633	
研究研修費		326,170,001	
経費			
福利厚生費	432,496,050		
旅費交通費	1,687,398,058		
通信費	2,071,564,502		
消耗品費	6,323,182,920		
消耗器具備品費	5,648,296,629		
水道光熱費	25,232,164,838		
患者諸費	1,533,738,048		
租税公課	1,969,811,916		
医業貸倒損失	4,801,109		
貸倒引当金繰入額	307,846,079		
低価法評価損	40,375,575		
その他	4,133,125,130	49,384,800,854	
診療業務費合計			1,084,412,405,649
Ⅱ　教育研修業務費			
看護師等養成所運営費			
給与費			
給料	2,308,375,781		
賞与	440,279,304		
賞与引当金繰入額	188,830,343		
退職給付費用	388,877,071		
法定福利費	202,047,660	3,528,410,159	
経費			
福利厚生費	1,908,049		
臨床実習協力費	44,200,497		
旅費交通費	37,058,622		
通信費	26,438,871		
消耗品費	92,949,134		
消耗器具備品費	73,603,194		
生徒関連諸費	77,654,688		
奨学費	75,667,300		
水道光熱費	195,560,240		
減価償却費	697,967,553		
その他	391,260,760	1,714,268,908	
研修活動費			
給与費			
給料	379,362,648		
賞与	60,880,919		
賞与引当金繰入額	8,098,574		
退職給付費用	48,283,662		
法定福利費	37,992,876	534,618,679	
経費			
福利厚生費	904,648		
旅費交通費	223,598,937		
通信費	41,610,185		
消耗品費	19,358,811		
消耗器具備品費	74,868,716		
水道光熱費	78,926,707		
減価償却費	172,093,179		
その他	271,171,919	882,533,102	
教育研修業務費合計			6,659,830,848
Ⅲ　臨床研究業務費			
給与費			
給料	4,687,507,221		
賞与	832,413,512		
賞与引当金繰入額	358,930,786		
退職給付費用	552,388,690		
法定福利費	449,806,176	6,881,046,385	
材料費			
医薬品費	375,276,747		
研究材料費	159,699,232		
研究用消耗器具備品費	110,760,497	645,736,476	

経費			
福利厚生費	52,200,731		
旅費交通費	405,546,786		
通信費	204,373,765		
消耗品費	247,441,864		
消耗器具備品費	614,236,239		
水道光熱費	229,091,575		
委託費	1,788,688,476		
減価償却費	478,214,275		
その他	950,287,861	4,970,081,572	
臨床研究業務費合計			12,496,864,433
Ⅳ 一般管理費			
給与費			
給料	1,852,497,346		
役員報酬	83,666,260		
賞与	394,440,494		
賞与引当金繰入額	174,791,551		
退職給付費用	576,495,267		
法定福利費	167,246,203	3,249,137,121	
経費			
福利厚生費	14,369,780		
旅費交通費	95,141,185		
通信費	26,643,540		
消耗品費	36,492,069		
消耗器具備品費	1,270,170,649		
水道光熱費	35,175,096		
賃借料	12,857,225		
租税公課	95,419,910		
減価償却費	40,834,409		
その他	4,175,461,356	5,802,565,219	
一般管理費合計			9,051,702,340
Ⅴ その他経常費用			
減価償却費		1,378,162,162	
財務費用			
支払利息	973,461,822		
支払手数料	499,032,659	1,472,494,481	
その他経常費用	4,893,596,611		
その他経常費用合計		7,744,253,254	
経常費用合計			1,120,365,056,524
経常損失			△ 37,475,943,726
臨時利益			
固定資産売却益		42,000,091	
その他臨時利益		529,384,189	571,384,280
臨時損失			
固定資産除却損		892,626,591	
固定資産減損損失		37,726,262	
損害補償損失引当金繰入額		1,414,764,541	
賠償金等負担額		379,438,531	
その他臨時損失		3,677,248,298	6,401,804,223
当期純損失			△ 43,306,363,669
当期総損失			△ 43,306,363,669

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ 当期未処理損失		△ 43,306,363,669
当期総損失	△ 43,306,363,669	
Ⅱ 次期繰越欠損金		△ 43,306,363,669

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	２～68年
医療用器械備品	２～20年
その他器械備品	２～20年
車両	２～７年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．賞与引当金の計上基準
　役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
３．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法
　役職員の退職給付に備えるため、役員については独立行政法人国立病院機構役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また、職員については当該事業年度末における退職給付債務及び恩給制度期間を有する退職職員の負担金である整理資源に関する債務の見込額に基づき計上しております。
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
　過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
　数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４．貸倒引当金の計上基準
　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
５．損害補償損失引当金の計上基準
　医療賠償等による損害賠償金の支払に備えるため、個別に発生可能性を検討し、その経過等の状況に基づき損失負担見込額を計上しております。
６．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券については、償却原価法によっております。
７．棚卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　医薬品
　最終仕入原価法に基づく低価法
⑵　診療材料
　最終仕入原価法に基づく低価法
⑶　給食用材料
　最終仕入原価法に基づく低価法
⑷　貯蔵品
　金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法
８．収益及び費用の計上基準
　医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。
９．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10．固定資産の減損の処理方法
　固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　最終改正　平成21年３月27日）を適用しております。
　また、独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第77号）により、減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる償却資産については、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額をその他行政コスト累計額として計上しております。

Ⅱ．貸借対照表
　その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△5,599,291,428円

Ⅲ．損益計算書
１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内

①　その他診療業務収益	623,708,617円
②　研修収益	827,116,655円
③　研究収益	6,464,900円
④　その他経常収益	6,769,900円
合　計	1,464,060,072円

２．固定資産売却益の内訳

①　医療用器械備品	40,842,869円
②　車両	1,157,222円
合　計	42,000,091円

３．固定資産売却損の内訳

①　医療用器械備品	2,701,875円
②　車両	395,442円
合　計	3,097,317円

４．固定資産減損損失
⑴　減損損失の金額及び内訳　（単位：円）

用途	場所	減損損失		
		建物	その他	計
遊休資産（宿舎等）	千葉県千葉市中央区仁戸名町673　他	35,834,851	1,891,411	37,726,262

⑵　減損損失の認識に至った経緯
　上記遊休資産については、将来の使用が見込まれておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため減損損失を認識しております。
⑶　資産のグルーピングの方法
　当機構は、機構全体が一体となって政策医療を担っていることから、全体で一つの資産グループとしております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産及び事業の大幅な縮小や廃止に関する意思決定済みの資産については、それぞれ個別にグルーピングしております。
⑷　回収可能価額の算定方法
　回収可能価額は、主として不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により算定しております。
５．その他臨時利益の内訳

①　賠償金等の受入	29,532,589円
②　その他	499,851,600円
合　計	529,384,189円

６．その他臨時損失の内訳

①　整理資源に係る退職給付引当金の見直し	2,088,959,369円
②　過年度の診療報酬請求に係る自主返還額等	487,895,188円
③　補助金の誤申請による返還	227,555,000円
④　災害損失費用（台風被害関係経費等）	6,181,100円
⑤　その他	866,657,641円
合　計	3,677,248,298円

Ⅳ．オペレーティング・リース取引

１．貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　20,899,449円

２．貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　24,162,655円

Ⅴ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については預金、公債及び合同運用指定金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入及び財投機関債の発行によっております。

診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債、政府保証債及び合同運用指定金銭信託のみを保有することとし株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、医業未収金、有価証券（譲渡性預金、合同運用指定金銭信託）、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　有価証券	19,994	19,744	△250
満期保有目的債券	19,994	19,744	△250
⑵　長期借入金	(430,480)	(398,019)	(△32,461)
⑶　リース債務	(152)	(148)	(△4)

（注１）　負債に計上されているものは（　）で示しております。

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　有価証券

満期保有目的債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑵　長期借入金、⑶　リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、リース債務の貸借対照表計上額は利子を含んでおります。

Ⅵ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は役職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	262,149,205,395円
勤務費用	21,188,501,100円
利息費用	1,310,004,235円
数理計算上の差異の当期発生額	△　34,787,657,261円
退職給付の支払額	△　19,236,072,548円
過去勤務費用の当期発生額	△　8,818,537,563円
期末における退職給付債務	221,805,443,358円

３．退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	221,805,443,358円
未認識過去勤務費用㈱	11,419,191,369円
未認識数理計算上の差異	28,128,398,218円
整理資源負担金	25,873,112,792円
退職給付引当金	287,226,145,737円

㈱　平成27年４月１日から独立行政法人国立病院機構職員退職手当規程の適用を受けたため、過去勤務費用が発生しております。また、平成31年１月25日、令和７年３月24日及び令和７年３月25日に同退職手当規程等の改正がなされたため、過去勤務費用が発生しております。

４．退職給付に関連する損益

勤務費用	21,188,501,100円
利息費用	1,310,004,235円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△　452,737,068円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	270,393,058円
退職給付費用	22,316,161,325円

㈱　上記退職給付費用以外に共済組合負担金等の退職給付費用として、36,654,376,823円を計上しております。

５．数理計算上の計算の基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　1.7％

Ⅶ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

当機構は、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用、医療用器械備品等の廃棄時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用、照明装置の廃棄時におけるポリ塩化ビフェニルの除去費用及び契約に基づく土壌汚染対策費用につき資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に２年から47年と見積っております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う財政投融資及び国債の利回りを参考に算定しており、0.003％から2.351％となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	40,208,105,055円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	11,042,401円
時の経過による調整額	57,645,881円
資産の除去等による履行額	△ 84,171,525円
期末残高	40,192,621,812円

Ⅷ．不要財産に係る国庫納付関係

該当事項はありません。

Ⅸ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅹ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人は医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の事業を実施しており、独立行政法人会計基準第86を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、医業収益1,043,613,747,740円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅺ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅻ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人固有の会計処理に伴う科目は、以下のとおりです。

⑴　預り補助金等
⑵　預り寄附金
⑶　資産見返負債
⑷　長期預り寄附金
⑸　その他行政コスト累計額
⑹　減価償却相当額
⑺　除売却差額相当額
⑻　前中期目標期間繰越積立金
⑼　運営費交付金収益
⑽　補助金等収益
⑾　寄附金収益
⑿　資産見返物品受贈額戻入
⒀　施設費収益

令和６事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人都市再生機構公告第１号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人都市再生機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細を御覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.ur-net.go.jp/）又は事務所にて閲覧してください。

令和７年８月８日

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１
独立行政法人都市再生機構
理事長　石田　　優

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		144,493,701,999	
有価証券		99,000,000,000	
業務収入未収金	14,328,738,369		
貸倒引当金	△ 93,851,702	14,234,886,667	
割賦等譲渡債権	72,683,096,171		
貸倒引当金	△ 971,403,811	71,711,692,360	
販売用不動産		91,424,991,371	
仕掛不動産勘定		223,676,837,816	
未成工事支出金		117,007,944	
仕掛品		89,884,630	
前渡金		13,293,075,507	
前払費用		928,423,549	
未収収益		8,758,482	
未収金	11,627,550,453		
貸倒引当金	△ 8,124,426	11,619,426,027	
その他の流動資産		707,547,573	
流動資産合計			671,306,233,925
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	4,286,075,086,611		
減価償却累計額	△ 1,551,143,962,339	2,734,931,124,272	
構築物	421,237,375,475		
減価償却累計額	△ 186,927,267,578	234,310,107,897	
機械装置	6,632,050,713		
減価償却累計額	△ 2,630,899,499	4,001,151,214	
車両運搬具	75,459,169		
減価償却累計額	△ 74,357,036	1,102,133	
工具器具備品	44,898,350,610		
減価償却累計額	△ 39,334,519,943	5,563,830,667	
土地		7,693,810,278,551	
建設仮勘定		69,043,833,708	
有形固定資産合計		10,741,661,428,442	

2 無形固定資産				
借地権		32,846,135,024		
電話加入権		91,552,395		
ソフトウェア		29,841,132,287		
無形固定資産合計		62,778,819,706		
3 投資その他の資産				
投資有価証券		1,089,000,000		
関係会社株式		86,597,960,624		
長期貸付金	2,654,166,648			
貸倒引当金	△ 140,834,062	2,513,332,586		
破産・更生債権等	18,445,898,201			
貸倒引当金	△ 18,252,291,749	193,606,452		
前払年金費用		7,316,421,423		
敷金・保証金		17,759,308,042		
長期前払費用		421,311,567		
保険積立金		2,811,586,810		
その他の資産	24,259,205			
貸倒引当金	△ 131,307	24,127,898		
投資その他の資産合計		118,726,655,402		
固定資産合計			10,923,166,903,550	
資産合計				11,594,473,137,475
負債の部				
Ⅰ 流動負債				
流動資産見返補助金㈱		28,872,486,588		
預り補助金等㈱		342,570,600		
１年以内償還予定都市再生債券		45,000,000,000		
１年以内返済予定長期借入金		606,012,988,000		
業務費未払金		72,508,959,783		
完成資産未成原価未払金		99,845,044,194		
未払金		2,591,417,013		
未払費用		11,833,263,237		
前受金		92,205,573,274		
預り金		1,309,962,907		
受入保証金		120,126,102,564		
前受収益		100,500,000		
引当金				
賞与引当金		2,852,373,155		
その他の流動負債		2,044,461,901		
流動負債合計			1,085,645,703,216	
Ⅱ 固定負債				
資産見返負債㈱				
資産見返補助金等	125,726,236,205			
資産見返寄附金	2,287,190,426			
建設仮勘定見返補助金等	648,249,893	128,661,676,524		
長期預り補助金等		1,561,089,100		
都市再生債券		990,000,000,000		
長期借入金		7,928,860,057,000		
長期受入保証金		59,360,332,915		
引当金				
退職給付引当金		40,807,667,178		
資産除去債務		3,445,910,605		
その他の固定負債		5,580,405,048		
固定負債合計			9,158,277,138,370	
負債合計				10,243,922,841,586
純資産の部				
Ⅰ 資本金				
政府出資金		1,073,768,624,700		
地方公共団体出資金		2,000,326,200		
資本金合計			1,075,768,950,900	
Ⅱ 資本剰余金			53,413,987,368	
Ⅲ 利益剰余金			144,560,175,614	
Ⅳ 評価・換算差額等				
関係会社株式評価差額金㈱			76,807,182,007	
純資産合計				1,350,550,295,889
負債純資産合計				11,594,473,137,475

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用			
都市再生業務費	196,151,930,596		
賃貸住宅業務費	488,832,293,144		
震災復興業務費	512,629,333		
市街地整備特別業務費	25,654,771,757		
分譲住宅特別業務費	225,261,228		
受託費	14,690,255,396		
一般管理費	20,632,553,004		
財務費用	61,303,991,005		
販売用不動産等評価損	8,039,677,374		
雑損	2,819,846,532		
減損損失	112,721,690,826		
損益計算書上の費用合計		931,584,900,195	
Ⅱ　行政コスト			931,584,900,195

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　経常費用			
都市再生業務費			
役職員給与等	5,265,421,554		
賞与引当金繰入	417,091,277		
退職給付引当金繰入	225,872,369		
管理業務費	6,660,535,430		
譲渡原価	183,557,255,890		
減価償却費	25,754,076	196,151,930,596	
賃貸住宅業務費			
役職員給与等	12,299,314,390		
賞与引当金繰入	973,577,036		
退職給付引当金繰入	527,232,679		
管理業務費	329,796,521,509		
譲渡原価	3,240,623,926		
減価償却費	141,986,925,658		
貸倒引当金繰入	8,097,946	488,832,293,144	
震災復興業務費			
役職員給与等	238,745,477		
賞与引当金繰入	19,003,368		
退職給付引当金繰入	10,291,118		
管理業務費	244,589,370	512,629,333	
市街地整備特別業務費			
役職員給与等	991,050,183		
賞与引当金繰入	72,214,031		
退職給付引当金繰入	61,318,901		
管理業務費	6,051,836,469		
譲渡原価	18,467,933,506		
減価償却費	10,418,667	25,654,771,757	
分譲住宅特別業務費			
役職員給与等	44,404,679		
賞与引当金繰入	3,232,036		
退職給付引当金繰入	2,744,409		
管理業務費	173,570,623		
減価償却費	1,309,481	225,261,228	
受託費			
都市再生受託費	2,777,913,810		
震災復興受託費	11,912,341,586	14,690,255,396	
一般管理費			
役職員給与等	4,414,313,295		
賞与引当金繰入	348,630,221		
退職給付引当金繰入	192,577,524		
減価償却費	4,484,911,681		
その他の一般管理費	11,192,120,283	20,632,553,004	
財務費用			
支払利息	61,012,690,710		
債券発行費	287,175,682		
為替差損	4,124,613	61,303,991,005	
販売用不動産等評価損			
都市再生資産評価損	6,476,911,521		
賃貸住宅資産評価損	1,562,765,853	8,039,677,374	
雑損		2,819,846,532	
経常費用合計			818,863,209,369

Ⅱ　経常収益		
都市再生業務収入		
整備敷地等譲渡収入	2,402,783,302	
整備敷地等賃貸料収入	8,869,749,011	
施設譲渡収入	179,128,424,626	
施設賃貸料収入	400,495,836	
都市再生諸収入	5,217,426,652	196,018,879,427
賃貸住宅業務収入		
家賃収入	557,608,077,224	
施設賃貸料収入	40,063,001,996	
共益費収入	28,153,590,357	
整備敷地等譲渡収入	5,763,246,000	
整備敷地等賃貸料収入	4,284,364,544	
賃貸住宅諸収入	13,044,452,532	648,916,732,653
市街地整備特別業務収入		
市街地特別整備敷地等譲渡収入	32,041,076,958	
市街地特別整備敷地等賃貸料収入	13,933,935,902	
市街地整備特別諸収入	36,016,526	46,011,029,386
分譲住宅特別業務収入		
敷地賃貸料収入	4,987,638	
分譲住宅特別管理諸収入	73,136,728	78,124,366
受託収入		
都市再生受託収入	2,990,162,022	
震災復興受託収入	12,865,698,732	15,855,860,754
補助金等収益(注)		
国庫補助金収益	22,072,358,918	
地方公共団体補助金等収益	4,148,319,421	26,220,678,339
寄附金収益(注)		168,079,789
財務収益		
受取利息	97,815,485	
割賦利息収入	2,036,935,848	
配当金収入	906,426,516	3,041,177,849
雑益		420,878,327
経常収益合計		936,731,440,890
経常利益		117,868,231,521
Ⅲ　臨時損失		
減損損失		112,721,690,826
Ⅳ　臨時利益		
固定資産売却益		1,553,334,191
貸倒引当金戻入益		653,365,777
当期純利益		7,353,240,663
当期総利益		7,353,240,663

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金	Ⅲ　利益剰余金	Ⅳ　評価・換算差額等	純資産合計
	政府出資金	地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金		関係会社株式評価差額金	
当期首残高	1,073,768,624,700	2,000,326,200	1,075,768,950,900	47,983,973,557	155,280,851,106	73,587,303,407	1,352,621,078,970
当期変動額							
Ⅰ　資本金の当期変動額							
出資金の受入	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額							
非償却資産の取得等に係る補助金の受入	0	0	0	383,411,811	0	0	383,411,811
前中期目標期間繰越積立金からの振替	0	0	0	5,046,602,000	0	0	5,046,602,000
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額（純額）	0	0	0	0	△ 10,720,675,492	0	△ 10,720,675,492
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額(純額)	0	0	0	0	0	3,219,878,600	3,219,878,600
当期変動額合計	0	0	0	5,430,013,811	△ 10,720,675,492	3,219,878,600	△ 2,070,783,081
当期末残高	1,073,768,624,700	2,000,326,200	1,075,768,950,900	53,413,987,368	144,560,175,614	76,807,182,007	1,350,550,295,889

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	95,363,780,215
商品等の原価に算入した利息の支払額	△	321,131,084
人件費支出	△	31,897,514,725
その他業務支出	△	348,796,864,866
受託収入		16,385,231,765
都市再生業務収入		115,855,466,932
賃貸住宅業務収入		651,991,455,583
震災復興業務収入		4,496,800
市街地整備特別業務収入		55,024,103,994
分譲住宅特別業務収入		2,487,052,585
その他業務収入		21,141,204,157
補助金等収入		19,002,343,435
小計		405,512,064,361
利息及び配当金の受取額		3,051,204,944
利息の支払額	△	60,264,803,679
国庫納付金の支払額	△	13,027,314,155
業務活動によるキャッシュ・フロー		335,271,151,471
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	99,000,000,000
有価証券の売却による収入		90,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	154,552,356,281
有形固定資産の売却による収入		5,046,714,856
貸付金の回収による収入		220,833,332
敷金及び保証金の受入れによる収入		14,200,135,849
敷金及び保証金の返還による支出	△	15,631,454,958
その他の投資活動による支出	△	12,274,649,543
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	171,990,776,745
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		503,200,000,000
短期借入金の返済による支出	△	503,200,000,000
債券の発行による収入		80,000,000,000
債券の償還による支出	△	80,000,000,000
長期借入れによる収入		530,256,000,000
長期借入金の返済による支出	△	625,631,204,000
リース債務の返済による支出	△	3,898,271,473
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	99,273,475,473
Ⅳ　資金に係る換算差額	△	4,110,978
Ⅴ　資金増加額		64,002,788,275
Ⅵ　資金期首残高		79,741,144,529
Ⅶ　資金期末残高		143,743,932,804

【注記事項】

重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

残存価額は、１円としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～70年
構築物	３～70年
機械装置	25～70年
車両運搬具	６年
工具器具備品	５～20年

⑵　無形固定資産

無形固定資産のうち、定期借地権については、賃貸借期間で定額法により償却しています。

70年

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）により償却しています。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０円とする定額法により償却しています。

２　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵　賞与引当金

役職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の勤務に係る部分を計上しています。

⑶　退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理することとしています。

役員の退職一時金及び共済年金に係る整理資源については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

3　有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　関係会社株式
当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額としています。
なお、移動平均法による取得原価との評価差額について、部分純資産直入法により処理しています。
⑵　その他有価証券
時価のないもの　移動平均法による原価法によっています。
4　棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による低価法によっています。
5　収益及び費用の計上基準
当機構の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
⑴　都市再生事業に係る収益
都市再生業務に係る収益は、主に市街地再開発事業、土地区画整理事業等による施設や整備敷地の譲渡収入等であり、顧客との契約に基づき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
⑵　賃貸住宅事業に係る収益
賃貸住宅業務に係る収益のうち、団地再生事業による整備敷地の売却収入等については、顧客との契約に基づき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、ＵＲ賃貸住宅の家賃収入等の収益認識に関しては、リース取引の会計処理に基づき収益を認識しております。
⑶　市街地整備特別事業に係る収益
市街地整備特別事業に係る収益のうち、宅地の譲渡収入等については、顧客との契約に基づき物件を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、宅地の賃貸料収入等の収益認識に関しては、リース取引の会計処理に基づき収益を認識しております。
6　債券発行差額の償却方法
債券の償還期限までの期間で均等償却しています。
7　消費税等の会計処理方法
税込方式によっています。
8　その他
建設期間中の支払利息等の原価算入
支払利息等については、開発期間が２年以上または計画事業費が５億円以上の事業に係るものを取得原価に算入することとし、当事業年度においては、736,436,402円を算入しています。

重要な後発事象について
宅地造成等経過勘定について
宅地造成等経過業務は、当事業年度において業務を終了（令和７年３月31日）し、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第16項の規定に基づき、令和７年４月１日付けで当該勘定を廃止し、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させております。また、機構法附則第12条第18項の規定により、当該勘定の廃止時において、宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された額（87,690,038,500円）を減資しております。
なお、当該勘定を廃止する際に、資産の価値が負債の金額を上回る差額に相当する金額のうち国土交通大臣から通知された納付金額については、機構法第12条第17項及び独立行政法人都市再生機構法施行令（平成16年政令第160号）附則第７条の規定に基づき国庫に納付することとなります。

重要な会計上の見積り
1　会計基準に基づき識別した会計上の見積りの内容を表す項目名
固定資産の減損
2　当事業年度の財務諸表に計上した金額
有形固定資産　10,741,661,428,442円
無形固定資産　62,778,819,706円
減損損失　112,721,690,826円
3　会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報
⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
「損益計算書関係　２減損損失」に記載のとおりです。
⑵　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
減損の認識の判定及び減損の測定に係る主要な仮定は、事業計画等を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる不動産鑑定士が算定した評価額等です。
⑶　翌事業年度の財務諸表に与える影響
将来の事業環境の変化、事業計画の変更等により、減損損失の算定に用いた主要な仮定に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が計上される可能性があります。

貸借対照表関係
1　販売用不動産から有形固定資産への用途変更による振替額
16,600,000円
2　有形固定資産から販売用不動産への用途変更による振替額
31,003,896,445円
3　オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料は下記のとおりです。
貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料
3,139,150,020円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料
7,471,873,042円
4　保証債務の残高
賃貸敷地の譲渡により譲受人に引き継いだ保証金について、その返還債務を保証しているものです。
20,188,055,184円

損益計算書関係
1　受託収入の主な内訳

国及び地方公共団体	15,513,767,968円
その他	342,092,786円
受託収入計	15,855,860,754円

2　減損損失
当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所		減損損失
事業用資産（賃貸住宅）	建物、土地	愛知県他	全76件	110,619,174,855円
事業用資産（その他）	土地	埼玉県他	全11件	1,665,747,016円
共通資産	建物、土地等	東京都他	全４件	436,768,955円

減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理団地、地区等ごとにグルーピングを行っています。また、特定の事業との関連が明確でない資産については共通資産とし、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。
減損損失額は、資産又は資産グループにおいて、損益の継続的なマイナス、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。回収可能価額の算定方法は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額については、主に譲渡契約額又は不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に調整した価額等を使用し、使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.5％で割り引いて計算しています。

キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金及び預金	144,493,701,999円
引出制限付信託預金	△ 749,769,195円
資金期末残高	143,743,932,804円

行政コスト計算書関係

1　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	931,584,900,195円
自己収入等	△ 912,717,462,519円
機会費用	16,823,988,608円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	35,691,426,284円

2　機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しています。

⑵　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

都市再生勘定においては当事業年度の通常の資金調達に係る借入金の約定利率及び債券の表面利率の加重平均を参考に1.202％、宅地造成等経過勘定においては10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しています。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

退職給付関係

1　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。

積立型制度として、確定給付企業年金制度を採用しており、非積立型制度として、役員及び職員退職一時金制度並びに共済年金に係る整理資源を採用しています。また、確定給付型のほか、確定拠出型の制度を設けています。

また、役員退職一時金及び共済年金に係る整理資源については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2　確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（⑶に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	68,813,886,572円
勤務費用	2,211,207,217円
利息費用	1,032,208,298円
数理計算上の差異の当期発生額	1,905,549,955円
退職給付の支払額	△ 4,396,707,183円
制度加入者からの拠出額	4,394,130円
期末における退職給付債務	69,570,538,989円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	45,633,383,662円
期待運用収益	912,667,673円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 102,161,827円
事業主からの拠出額	1,104,822,165円
退職給付の支払額	△ 1,804,728,183円
制度加入者からの拠出額	4,394,130円
期末における年金資産	45,748,377,620円

⑶　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	56,400,053円
退職給付費用	32,453,655円
退職給付への支払額	△ 30,371,961円
期末における退職給付引当金	58,481,747円

⑷　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	34,309,618,170円
年金資産	△ 45,748,377,620円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 11,438,759,450円
非積立型制度の未積立退職給付債務	35,319,402,566円
小計	23,880,643,116円
未認識数理計算上の差異	5,807,592,035円
未認識過去勤務費用	3,803,010,604円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,491,245,755円
退職給付引当金	40,807,667,178円
前払年金費用	△ 7,316,421,423円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,491,245,755円

⑸　退職給付に関連する損益

勤務費用	2,211,207,217円
利息費用	1,032,208,298円
期待運用収益	△ 912,667,673円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	131,758,983円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 1,021,086,680円
簡便法で計算した退職給付費用	32,453,655円
合計	1,473,873,800円

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40％
株式	41％
現金及び預金	１％
その他	18％
合計	100％

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　分	
割引率	1.5％
長期期待運用収益率	2.0％

3　確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は537,460,395円です。

収益認識

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「附属明細書⑭セグメント情報の開示」をご参照ください。なお、当該附属明細における収益には、顧客との契約から生じる収益に加え、リース取引等に基づく収益等が含まれております。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「５収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

契約資産	154百万円
契約負債	62,891百万円

契約資産は、受託契約等について、当機構が請求を行っていない工事等の進捗に係る対価であります。

契約負債は、譲渡契約等について、顧客から受け取った前受金であります。

②　残存履行義務に配分した取引価格

既存の契約から翌事業年度以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。

重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、351,866,793,601円となっています。

金融商品関係

１　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金等に限定し、財政融資資金及び金融機関からの借入、都市再生債券の発行等により資金を調達しています。使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従っています。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、内部規程に基づく債権管理方針に従ってリスク低減を図っています。

２　金融商品の時価に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。時価には市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しい科目等は次表には含めていません。また、現金及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　割賦等譲渡債権	72,683		
貸倒引当金	△ 971		
	71,711	71,947	235
②　破産・更生債権等	18,445		
貸倒引当金	△ 18,252		
	193	193	—
③　受入保証金	(120,126)	(90,152)	(△ 29,973)
④　都市再生債券	(1,035,000)	(809,077)	(△ 225,922)
⑤　長期借入金	(8,534,873)	(7,705,904)	(△ 828,968)
⑥　長期受入保証金	(59,360)	(37,634)	(△ 21,727)

注）負債に計上されているものは、（　）で示しています。

注１）　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	1,089
関係会社株式	86,597

注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①　割賦等譲渡債権

割賦等譲渡債権の種類ごとに分類し、期限前返済分と貸倒分を予測し織り込んだキャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル３の時価に分類しています。

②　破産・更生債権等

破産・更生債権等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しています。

③　受入保証金

受入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。

④　都市再生債券

都市再生債券の時価は、市場価格によって評価しており、レベル２の時価に分類しています。（１年以内償還予定都市再生債券も含む。）

⑤　長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。（１年以内返済予定長期借入金も含む。）

⑥　長期受入保証金

長期受入保証金の時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。

賃貸等不動産関係

当機構は、全国に賃貸住宅（土地を含む）、賃貸宅地等を有しています。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
10,888,434	△ 142,954	10,745,479	11,310,243

注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。
　　取得による増加　45,779百万円
　　減価償却による減少　142,012百万円
注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する令和５事業年度における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

賃貸収益（業務収入等）	賃貸費用（業務費等）	その他（減損損失等）
682,880	571,919	111,155

法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係

⑴　貸借対照表

（単位：円）

科目	都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	調整	法人単位
資産の部				
Ⅰ　流動資産				
現金及び預金	70,836,585,709	73,657,116,290	0	144,493,701,999
有価証券	99,000,000,000	0	0	99,000,000,000
業務収入未収金	14,207,785,170	120,953,199	0	14,328,738,369
貸倒引当金	△ 87,427,867	△ 6,423,835	0	△ 93,851,702
割賦等譲渡債権	42,135,771,847	30,547,324,324	0	72,683,096,171
貸倒引当金	△ 473,846,052	△ 497,557,759	0	△ 971,403,811
販売用不動産	78,463,716,273	12,961,275,098	0	91,424,991,371
仕掛不動産勘定	223,676,837,816	0	0	223,676,837,816
未成工事支出金	117,007,944	0	0	117,007,944
仕掛品	89,884,630	0	0	89,884,630
前渡金	13,279,285,507	13,790,000	0	13,293,075,507
前払費用	687,430,395	240,993,154	0	928,423,549
未収収益	297,651	8,460,831	0	8,758,482
未収金	11,381,686,111	245,864,342	0	11,627,550,453
貸倒引当金	△ 3,488,581	△ 4,635,845	0	△ 8,124,426
その他の流動資産	698,652,397	8,895,176	0	707,547,573
流動資産合計	554,010,178,950	117,296,054,975	0	671,306,233,925
Ⅱ　固定資産				
1　有形固定資産				
建物	4,286,075,086,611	0	0	4,286,075,086,611
減価償却累計額	△ 1,551,143,962,339	0	0	△ 1,551,143,962,339
構築物	421,237,375,475	0	0	421,237,375,475
減価償却累計額	△ 186,927,267,578	0	0	△ 186,927,267,578
機械装置	6,632,050,713	0	0	6,632,050,713
減価償却累計額	△ 2,630,899,499	0	0	△ 2,630,899,499

車両運搬具	75,459,169	0	0		75,459,169
減価償却累計額	△ 74,357,036	0	0	△	74,357,036
工具器具備品	44,897,824,560	526,050	0		44,898,350,610
減価償却累計額	△ 39,333,993,894	△ 526,049	0	△	39,334,519,943
土地	7,426,475,003,060	267,335,275,491	0		7,693,810,278,551
建設仮勘定	69,043,833,708	0	0		69,043,833,708
有形固定資産合計	10,474,326,152,950	267,335,275,492	0		10,741,661,428,442
２　無形固定資産					
借地権	32,846,135,024	0	0		32,846,135,024
電話加入権	89,064,395	2,488,000	0		91,552,395
ソフトウェア	29,825,829,472	15,302,815	0		29,841,132,287
無形固定資産合計	62,761,028,891	17,790,815	0		62,778,819,706
３　投資その他の資産					
投資有価証券	1,089,000,000	0	0		1,089,000,000
関係会社株式	86,597,960,624	0	0		86,597,960,624
長期貸付金	0	2,654,166,648	0		2,654,166,648
貸倒引当金	0	△ 140,834,062	0	△	140,834,062
破産・更生債権等	10,556,551,037	7,889,347,164	0		18,445,898,201
貸倒引当金	△ 10,556,551,037	△ 7,695,740,712	0	△	18,252,291,749
前払年金費用	6,954,368,671	362,052,752	0		7,316,421,423
敷金・保証金	17,759,258,542	49,500	0		17,759,308,042
長期前払費用	0	421,311,567	0		421,311,567
保険積立金	0	2,811,586,810	0		2,811,586,810
その他の資産	0	24,259,205	0		24,259,205
貸倒引当金	0	△ 131,307	0	△	131,307
投資その他の資産合計	112,400,587,837	6,326,067,565	0		118,726,655,402
固定資産合計	10,649,487,769,678	273,679,133,872	0		10,923,166,903,550
資産合計	11,203,497,948,628	390,975,188,847	0		11,594,473,137,475
負債の部					
Ⅰ　流動負債					
流動資産見返補助金	28,872,486,588	0	0		28,872,486,588
預り補助金等	342,570,600	0	0		342,570,600
１年以内償還予定都市再生債券	45,000,000,000	0	0		45,000,000,000
１年以内返済予定長期借入金	605,810,982,000	202,006,000	0		606,012,988,000
業務費未払金	71,465,232,984	1,043,726,799	0		72,508,959,783
完成資産未成原価未払金	99,845,044,194	0	0		99,845,044,194
未払金	2,589,472,613	1,944,400	0		2,591,417,013
未払費用	11,470,979,210	362,284,027	0		11,833,263,237
前受金	82,300,761,846	9,904,811,428	0		92,205,573,274
預り金	1,194,000,272	115,962,635	0		1,309,962,907
受入保証金	120,108,559,819	17,542,745	0		120,126,102,564
前受収益	100,500,000	0	0		100,500,000

引当金				
賞与引当金	2,736,316,378	116,056,777	0	2,852,373,155
その他の流動負債	1,785,282,582	259,179,319	0	2,044,461,901
流動負債合計	1,073,622,189,086	12,023,514,130	0	1,085,645,703,216
Ⅱ　固定負債				
資産見返負債				
資産見返補助金等	125,726,236,205	0	0	125,726,236,205
資産見返寄附金	2,287,190,426	0	0	2,287,190,426
建設仮勘定見返補助金等	648,249,893	0	0	648,249,893
長期預り補助金等	1,561,089,100	0	0	1,561,089,100
都市再生債券	735,000,000,000	255,000,000,000	0	990,000,000,000
長期借入金	7,928,590,232,000	269,825,000	0	7,928,860,057,000
長期受入保証金	28,607,335,090	30,752,997,825	0	59,360,332,915
引当金				
退職給付引当金	39,072,632,266	1,735,034,912	0	40,807,667,178
資産除去債務	3,445,910,605	0	0	3,445,910,605
その他の固定負債	5,580,405,048	0	0	5,580,405,048
固定負債合計	8,870,519,280,633	287,757,857,737	0	9,158,277,138,370
負債合計	9,944,141,469,719	299,781,371,867	0	10,243,922,841,586
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金	986,078,586,200	87,690,038,500	0	1,073,768,624,700
地方公共団体出資金	2,000,326,200	0	0	2,000,326,200
資本金合計	988,078,912,400	87,690,038,500	0	1,075,768,950,900
Ⅱ　資本剰余金	53,413,987,368	0	0	53,413,987,368
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金（△））				
前中期目標期間繰越積立金	150,936,350,681	0	—	—
当期未処分利益（又は当期未処理損失△）	△ 9,879,953,547	3,503,778,480	—	—
（うち当期総利益（又は当期総損失△））	(△ 9,879,953,547)	(17,233,194,210)	—	—
利益剰余金（又は繰越欠損金（△））合計	141,056,397,134	3,503,778,480	0	144,560,175,614
Ⅳ　評価・換算差額等				
関係会社株式評価差額金	76,807,182,007	0	0	76,807,182,007
評価・換算差額等合計	76,807,182,007	0	0	76,807,182,007
純資産合計	1,259,356,478,909	91,193,816,980	0	1,350,550,295,889
負債純資産合計	11,203,497,948,628	390,975,188,847	0	11,594,473,137,475

⑵　行政コスト計算書

（単位：円）

科　　目	都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	調　　整	法人単位
Ⅰ　損益計算書上の費用				
都市再生業務費	196,151,930,596	0	0	196,151,930,596
賃貸住宅業務費	488,832,293,144	0	0	488,832,293,144

震災復興業務費	512,629,333	0	0	512,629,333
市街地整備特別業務費	0	25,654,771,757	0	25,654,771,757
分譲住宅特別業務費	0	225,261,228	0	225,261,228
受託費	14,690,255,396	0	0	14,690,255,396
一般管理費	20,126,381,287	506,171,717	0	20,632,553,004
財務費用	59,425,633,191	1,960,457,500	△ 82,099,686	61,303,991,005
販売用不動産等評価損	8,039,677,374	0	0	8,039,677,374
雑損	2,579,004,612	240,841,920	0	2,819,846,532
減損損失	111,055,943,809	1,665,747,017	0	112,721,690,826
損益計算書上の費用合計	901,413,748,742	30,253,251,139	△ 82,099,686	931,584,900,195
Ⅱ　行政コスト	901,413,748,742	30,253,251,139	△ 82,099,686	931,584,900,195

(3)　損益計算書

（単位：円）

科目	都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	調整	法人単位
Ⅰ　経常費用				
都市再生業務費				
役職員給与等	5,265,421,554	0	0	5,265,421,554
賞与引当金繰入	417,091,277	0	0	417,091,277
退職給付引当金繰入	225,872,369	0	0	225,872,369
管理業務費	6,660,535,430	0	0	6,660,535,430
譲渡原価	183,557,255,890	0	0	183,557,255,890
減価償却費	25,754,076	0	0	25,754,076
賃貸住宅業務費				
役職員給与等	12,299,314,390	0	0	12,299,314,390
賞与引当金繰入	973,577,036	0	0	973,577,036
退職給付引当金繰入	527,232,679	0	0	527,232,679
管理業務費	329,796,521,509	0	0	329,796,521,509
譲渡原価	3,240,623,926	0	0	3,240,623,926
減価償却費	141,986,925,658	0	0	141,986,925,658
貸倒引当金繰入	8,097,946	0	0	8,097,946
震災復興業務費				
役職員給与等	238,745,477	0	0	238,745,477
賞与引当金繰入	19,003,368	0	0	19,003,368
退職給付引当金繰入	10,291,118	0	0	10,291,118
管理業務費	244,589,370	0	0	244,589,370
市街地整備特別業務費				
役職員給与等	0	991,050,183	0	991,050,183
賞与引当金繰入	0	72,214,031	0	72,214,031
退職給付引当金繰入	0	61,318,901	0	61,318,901
管理業務費	0	6,051,836,469	0	6,051,836,469
譲渡原価	0	18,467,933,506	0	18,467,933,506
減価償却費	0	10,418,667	0	10,418,667

分譲住宅特別業務費				
役職員給与等	0	44,404,679	0	44,404,679
賞与引当金繰入	0	3,232,036	0	3,232,036
退職給付引当金繰入	0	2,744,409	0	2,744,409
管理業務費	0	173,570,623	0	173,570,623
減価償却費	0	1,309,481	0	1,309,481
受託費				
都市再生受託費	2,777,913,810	0	0	2,777,913,810
震災復興受託費	11,912,341,586	0	0	11,912,341,586
一般管理費				
役職員給与等	4,245,689,657	168,623,638	0	4,414,313,295
賞与引当金繰入	336,342,000	12,288,221	0	348,630,221
退職給付引当金繰入	182,143,260	10,434,264	0	192,577,524
減価償却費	4,484,911,681	0	0	4,484,911,681
その他の一般管理費	10,877,294,689	314,825,594	0	11,192,120,283
財務費用				
支払利息	59,138,540,396	1,956,250,000	△ 82,099,686	61,012,690,710
債券発行費	282,968,182	4,207,500	0	287,175,682
為替差損	4,124,613	0	0	4,124,613
販売用不動産等評価損				
都市再生資産評価損	6,476,911,521	0	0	6,476,911,521
賃貸住宅資産評価損	1,562,765,853	0	0	1,562,765,853
雑損	2,579,004,612	240,841,920	0	2,819,846,532
経常費用合計	790,357,804,933	28,587,504,122	△ 82,099,686	818,863,209,369
Ⅱ　経常収益				
都市再生業務収入				
整備敷地等譲渡収入	2,402,783,302	0	0	2,402,783,302
整備敷地等賃貸料収入	8,869,749,011	0	0	8,869,749,011
施設譲渡収入	179,128,424,626	0	0	179,128,424,626
施設賃貸料収入	400,495,836	0	0	400,495,836
都市再生諸収入	5,217,426,652	0	0	5,217,426,652
賃貸住宅業務収入				
家賃収入	557,608,077,224	0	0	557,608,077,224
施設賃貸料収入	40,063,001,996	0	0	40,063,001,996
共益費収入	28,153,590,357	0	0	28,153,590,357
整備敷地等譲渡収入	5,763,246,000	0	0	5,763,246,000
整備敷地等賃貸料収入	4,284,364,544	0	0	4,284,364,544
賃貸住宅諸収入	13,044,452,532	0	0	13,044,452,532
市街地整備特別業務収入				
市街地特別整備敷地等譲渡収入	0	32,041,076,958	0	32,041,076,958
市街地特別整備敷地等賃貸料収入	0	13,933,935,902	0	13,933,935,902
市街地整備特別諸収入	0	36,016,526	0	36,016,526

分譲住宅特別業務収入					
敷地賃貸料収入	0	4,987,638	0		4,987,638
分譲住宅特別管理諸収入	0	73,136,728	0		73,136,728
受託収入					
都市再生受託収入	2,990,162,022	0	0		2,990,162,022
震災復興受託収入	12,865,698,732	0	0		12,865,698,732
補助金等収益					
国庫補助金収益	22,072,358,918	0	0		22,072,358,918
地方公共団体補助金等収益	4,148,319,421	0	0		4,148,319,421
寄附金収益	168,079,789	0	0		168,079,789
財務収益					
受取利息	37,563,912	142,351,259	△	82,099,686	97,815,485
割賦利息収入	1,046,088,848	990,847,000	0		2,036,935,848
配当金収入	906,426,516	0	0		906,426,516
雑益	405,003,314	15,875,013	0		420,878,327
経常収益合計	889,575,313,552	47,238,227,024	△	82,099,686	936,731,440,890
経常利益	99,217,508,619	18,650,722,902	0		117,868,231,521
Ⅲ　臨時損失					
減損損失	111,055,943,809	1,665,747,017	0		112,721,690,826
Ⅳ　臨時利益					
固定資産売却益	1,553,334,191	0	0		1,553,334,191
貸倒引当金戻入益	405,147,452	248,218,325	0		653,365,777
当期純利益（又は当期純損失△）	△ 9,879,953,547	17,233,194,210	0		7,353,240,663
当期総利益（又は当期総損失△）	△ 9,879,953,547	17,233,194,210	0		7,353,240,663

⑷　キャッシュ・フロー計算書

（単位：円）

科目	都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	調整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー				
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 95,363,780,215	0	0	△ 95,363,780,215
商品等の原価に算入した利息の支払額	△ 321,131,084	0	0	△ 321,131,084
人件費支出	△ 30,416,244,661	△ 1,481,270,064	0	△ 31,897,514,725
その他業務支出	△ 342,345,278,310	△ 6,535,495,981	83,909,425	△ 348,796,864,866
受託収入	16,385,231,765	0	0	16,385,231,765
都市再生業務収入	115,855,466,932	0	0	115,855,466,932
賃貸住宅業務収入	651,991,455,583	0	0	651,991,455,583
震災復興業務収入	4,496,800	0	0	4,496,800
市街地整備特別業務収入	0	55,024,103,994	0	55,024,103,994
分譲住宅特別業務収入	0	2,487,052,585	0	2,487,052,585

	その他業務収入		21,072,889,664		152,223,918	△	83,909,425		21,141,204,157
	補助金等収入		18,938,267,728		64,075,707		0		19,002,343,435
	小計		355,801,374,202		49,710,690,159		0		405,512,064,361
	利息及び配当金の受取額		1,997,318,782		1,135,985,848	△	82,099,686		3,051,204,944
	利息の支払額	△	58,386,445,865	△	1,960,457,500		82,099,686	△	60,264,803,679
	国庫納付金の支払額	△	13,027,314,155		0		0	△	13,027,314,155
	業務活動によるキャッシュ・フロー		286,384,932,964		48,886,218,507		0		335,271,151,471
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー								
	有価証券の取得による支出	△	99,000,000,000		0		0	△	99,000,000,000
	有価証券の売却による収入		90,000,000,000		0		0		90,000,000,000
	有形固定資産の取得による支出	△	154,552,356,281		0		0	△	154,552,356,281
	有形固定資産の売却による収入		5,046,714,856		0		0		5,046,714,856
	貸付金の回収による収入		0		220,833,332		0		220,833,332
	敷金及び保証金の受入れによる収入		13,921,935,677		278,200,172		0		14,200,135,849
	敷金及び保証金の返還による支出	△	11,969,543,890	△	3,661,911,068		0	△	15,631,454,958
	その他の投資活動による支出	△	11,372,574,043	△	902,075,500		0	△	12,274,649,543
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△	167,925,823,681	△	4,064,953,064		0	△	171,990,776,745
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー								
	短期借入れによる収入		503,200,000,000		0		0		503,200,000,000
	短期借入金の返済による支出	△	503,200,000,000		0		0	△	503,200,000,000
	債券の発行による収入		80,000,000,000		0		0		80,000,000,000
	債券の償還による支出	△	80,000,000,000		0		0	△	80,000,000,000
	長期借入れによる収入		530,256,000,000		0		0		530,256,000,000
	長期借入金の返済による支出	△	625,336,344,000	△	294,860,000		0	△	625,631,204,000
	リース債務の返済による支出	△	3,898,271,473		0		0	△	3,898,271,473
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△	98,978,615,473	△	294,860,000		0	△	99,273,475,473
Ⅳ	資金に係る換算差額	△	4,110,978		0		0	△	4,110,978
Ⅴ	資金増加額（又は減少額）		19,476,382,832		44,526,405,443		0		64,002,788,275
Ⅵ	資金期首残高		50,610,433,682		29,130,710,847		0		79,741,144,529
Ⅶ	資金期末残高		70,086,816,514		73,657,116,290		0		143,743,932,804

各勘定別の利益の処分又は損失の処理の状況

（単位：円）

科目		都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	合計
Ⅰ	当期未処分利益（△当期未処理損失）	△ 9,879,953,547	3,503,778,480	△ 6,376,175,067
	当期総利益（△当期総損失）	△ 9,879,953,547	17,233,194,210	7,353,240,663
	前期繰越欠損金（△）	—	△ 13,729,415,730	△ 13,729,415,730
Ⅱ	損失処理額	9,879,953,547	—	9,879,953,547
	積立金取崩額	9,879,953,547	—	9,879,953,547
Ⅲ	次期繰越欠損金（△）	—	—	—

セグメント情報

⑴　都市再生勘定

①　独立行政法人都市再生機構に関する省令第11条に基づき、費用及び収益を区分しています。

（単位：円）

事業の区分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	計	共通	合計
Ⅰ　行政コスト						
損益計算書上の費用	211,835,405,594	676,652,272,473	12,926,070,675	901,413,748,742	0	901,413,748,742
行政コスト	211,835,405,594	676,652,272,473	12,926,070,675	901,413,748,742	0	901,413,748,742
Ⅱ　独立行政法人の業務運営に関して						
国民の負担に帰せられるコスト	15,294,205,566	36,265,840,742	51,543,470	51,611,589,778	0	51,611,589,778
Ⅲ　事業費用、事業収益及び事業損益						
都市再生業務費						
役職員給与等	5,265,421,554	0	0	5,265,421,554	0	5,265,421,554
賞与引当金繰入	417,091,277	0	0	417,091,277	0	417,091,277
退職給付引当金繰入	225,872,369	0	0	225,872,369	0	225,872,369
管理業務費	6,660,535,430	0	0	6,660,535,430	0	6,660,535,430
譲渡原価	183,557,255,890	0	0	183,557,255,890	0	183,557,255,890
減価償却費	25,754,076	0	0	25,754,076	0	25,754,076
賃貸住宅業務費						
役職員給与等	0	12,299,314,390	0	12,299,314,390	0	12,299,314,390
賞与引当金繰入	0	973,577,036	0	973,577,036	0	973,577,036
退職給付引当金繰入	0	527,232,679	0	527,232,679	0	527,232,679
管理業務費	0	329,796,521,509	0	329,796,521,509	0	329,796,521,509
譲渡原価	0	3,240,623,926	0	3,240,623,926	0	3,240,623,926
減価償却費	0	141,986,925,658	0	141,986,925,658	0	141,986,925,658
貸倒引当金繰入	0	8,097,946	0	8,097,946	0	8,097,946
震災復興業務費						
役職員給与等	0	0	238,745,477	238,745,477	0	238,745,477
賞与引当金繰入	0	0	19,003,368	19,003,368	0	19,003,368
退職給付引当金繰入	0	0	10,291,118	10,291,118	0	10,291,118
管理業務費	0	0	244,589,370	244,589,370	0	244,589,370
受託費						
都市再生受託費	2,777,913,810	0	0	2,777,913,810	0	2,777,913,810
震災復興受託費	0	0	11,912,341,586	11,912,341,586	0	11,912,341,586
一般管理費						
役職員給与等	1,356,834,705	2,810,506,337	78,348,615	4,245,689,657	0	4,245,689,657
賞与引当金繰入	107,502,055	222,630,360	6,209,585	336,342,000	0	336,342,000
退職給付引当金繰入	58,216,860	120,563,650	3,362,750	182,143,260	0	182,143,260
減価償却費	1,428,629,015	2,927,644,564	128,638,102	4,484,911,681	0	4,484,911,681
その他の一般管理費	2,517,104,415	8,087,709,197	272,481,077	10,877,294,689	0	10,877,294,689

財務費用						
支払利息	810,730,250	58,327,810,146	0	59,138,540,396	0	59,138,540,396
債券発行費	3,879,210	279,088,972	0	282,968,182	0	282,968,182
為替差損	4,124,613	0	0	4,124,613	0	4,124,613
販売用不動産等評価損						
都市再生資産評価損	6,476,911,521	0	0	6,476,911,521	0	6,476,911,521
賃貸住宅資産評価損	0	1,562,765,853	0	1,562,765,853	0	1,562,765,853
雑損	240,211	2,578,811,230	△ 46,829	2,579,004,612	0	2,579,004,612
事業費用の計	211,694,017,261	565,749,823,453	12,913,964,219	790,357,804,933	0	790,357,804,933
都市再生業務収入						
整備敷地等譲渡収入	2,402,783,302	0	0	2,402,783,302	0	2,402,783,302
整備敷地等賃貸料収入	8,869,749,011	0	0	8,869,749,011	0	8,869,749,011
施設譲渡収入	179,128,424,626	0	0	179,128,424,626	0	179,128,424,626
施設賃貸料収入	400,495,836	0	0	400,495,836	0	400,495,836
都市再生諸収入	5,217,426,652	0	0	5,217,426,652	0	5,217,426,652
賃貸住宅業務収入						
家賃収入	0	557,608,077,224	0	557,608,077,224	0	557,608,077,224
施設賃貸料収入	0	40,063,001,996	0	40,063,001,996	0	40,063,001,996
共益費収入	0	28,153,590,357	0	28,153,590,357	0	28,153,590,357
整備敷地等譲渡収入	0	5,763,246,000	0	5,763,246,000	0	5,763,246,000
整備敷地等賃貸料収入	0	4,284,364,544	0	4,284,364,544	0	4,284,364,544
賃貸住宅諸収入	0	13,044,452,532	0	13,044,452,532	0	13,044,452,532
受託収入						
都市再生受託収入	2,990,162,022	0	0	2,990,162,022	0	2,990,162,022
震災復興受託収入	0	0	12,865,698,732	12,865,698,732	0	12,865,698,732
補助金等収益						
国庫補助金収益	10,029,509,968	12,042,848,950	0	22,072,358,918	0	22,072,358,918
地方公共団体補助金等収益	3,916,897,202	231,422,219	0	4,148,319,421	0	4,148,319,421
寄附金収益	0	168,079,789	0	168,079,789	0	168,079,789
財務収益						
受取利息	12,088,726	24,394,176	1,081,010	37,563,912	0	37,563,912
割賦利息収入	934,572,170	111,516,678	0	1,046,088,848	0	1,046,088,848
配当金収入	148,521,116	757,905,400	0	906,426,516	0	906,426,516
雑益	128,545,663	267,374,865	9,082,786	405,003,314	0	405,003,314
事業収益の計	214,179,176,294	662,520,274,730	12,875,862,528	889,575,313,552	0	889,575,313,552
事業損益	2,485,159,033	96,770,451,277	△ 38,101,691	99,217,508,619	0	99,217,508,619

Ⅳ　臨時損益等						
減損損失	141,388,333	110,902,449,020	12,106,456	111,055,943,809	0	111,055,943,809
臨時損失の計	141,388,333	110,902,449,020	12,106,456	111,055,943,809	0	111,055,943,809
固定資産売却益	110,003,100	1,443,331,091	0	1,553,334,191	0	1,553,334,191
貸倒引当金戻入益	405,147,452	0	0	405,147,452	0	405,147,452
臨時利益の計	515,150,552	1,443,331,091	0	1,958,481,643	0	1,958,481,643
当期純損益	2,858,921,252	△ 12,688,666,652	△ 50,208,147	△ 9,879,953,547	0	△ 9,879,953,547
当期総損益	2,858,921,252	△ 12,688,666,652	△ 50,208,147	△ 9,879,953,547	0	△ 9,879,953,547

注）　事業の区分方法は、下記により行っています。
都市再生→省令第11条第３号
賃貸住宅→省令第11条第１号
震災復興→省令第11条第２号

②　総資産額

（単位：円）

事業の区分	都市再生	賃貸住宅	震災復興	計	共通	合計
総資産	519,326,889,566	10,466,495,548,268	5,712,418,525	10,991,534,856,359	211,963,092,269	11,203,497,948,628

注）　共通の項目は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主なものは現金及び預金、土地であります。

（単位：円）

主な資産の内容	都市再生	賃貸住宅	震災復興	計	共通	合計
割賦等譲渡債権	39,315,443,857	2,346,481,938	0	41,661,925,795	0	41,661,925,795
販売用不動産	77,584,666,109	879,050,164	0	78,463,716,273	0	78,463,716,273
仕掛不動産勘定	211,158,008,466	12,518,829,350	0	223,676,837,816	0	223,676,837,816
建物	1,053,770,973	2,726,014,759,270	0	2,727,068,530,243	7,862,594,029	2,734,931,124,272
土地	138,431,712,228	7,272,722,805,611	0	7,411,154,517,839	15,320,485,221	7,426,475,003,060
建設仮勘定	3,923,622,570	65,120,211,138	0	69,043,833,708	0	69,043,833,708

⑵　宅地造成等経過勘定

①　独立行政法人都市再生機構に関する省令附則第３条第３項に基づき、費用及び収益を区分しています。

（単位：円）

事業の区分	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	計	共通	合計
Ⅰ　行政コスト						
損益計算書上の費用	29,889,439,850	0	363,811,289	30,253,251,139	0	30,253,251,139
行政コスト	29,889,439,850	0	363,811,289	30,253,251,139	0	30,253,251,139
Ⅱ　独立行政法人の業務運営に関して						
国民の負担に帰せられるコスト	△ 15,434,290,008	0	△ 485,873,486	△ 15,920,163,494	0	△ 15,920,163,494

Ⅲ　事業費用、事業収益及び事業損益						
市街地整備特別業務費						
役職員給与等	991,050,183	0	0	991,050,183	0	991,050,183
賞与引当金繰入	72,214,031	0	0	72,214,031	0	72,214,031
退職給付引当金繰入	61,318,901	0	0	61,318,901	0	61,318,901
管理業務費	6,051,836,469	0	0	6,051,836,469	0	6,051,836,469
譲渡原価	18,467,933,506	0	0	18,467,933,506	0	18,467,933,506
減価償却費	10,418,667	0	0	10,418,667	0	10,418,667
分譲住宅特別業務費						
役職員給与等	0	0	44,404,679	44,404,679	0	44,404,679
賞与引当金繰入	0	0	3,232,036	3,232,036	0	3,232,036
退職給付引当金繰入	0	0	2,744,409	2,744,409	0	2,744,409
管理業務費	0	0	173,570,623	173,570,623	0	173,570,623
減価償却費	0	0	1,309,481	1,309,481	0	1,309,481
一般管理費						
役職員給与等	161,930,973	0	6,692,665	168,623,638	0	168,623,638
賞与引当金繰入	11,800,728	0	487,493	12,288,221	0	12,288,221
退職給付引当金繰入	10,020,321	0	413,943	10,434,264	0	10,434,264
その他の一般管理費	302,455,944	0	12,369,650	314,825,594	0	314,825,594
財務費用						
支払利息	1,837,918,198	0	118,331,802	1,956,250,000	0	1,956,250,000
債券発行費	3,952,992	0	254,508	4,207,500	0	4,207,500
雑損	240,841,920	0	0	240,841,920	0	240,841,920
事　業　費　用　の　計	28,223,692,833	0	363,811,289	28,587,504,122	0	28,587,504,122
市街地整備特別業務収入						
市街地特別整備敷地等譲渡収入	32,041,076,958	0	0	32,041,076,958	0	32,041,076,958
市街地特別整備敷地等賃貸料収入	13,933,935,902	0	0	13,933,935,902	0	13,933,935,902
市街地整備特別諸収入	36,016,526	0	0	36,016,526	0	36,016,526
分譲住宅特別業務収入						
敷地賃貸料収入	0	0	4,987,638	4,987,638	0	4,987,638
分譲住宅特別管理諸収入	0	0	73,136,728	73,136,728	0	73,136,728
財務収益						
受取利息	138,198,797	0	4,152,462	142,351,259	0	142,351,259
割賦利息収入	384,063,619	0	606,783,381	990,847,000	0	990,847,000
雑益	15,289,070	0	585,943	15,875,013	0	15,875,013
事　業　収　益　の　計	46,548,580,872	0	689,646,152	47,238,227,024	0	47,238,227,024
事業損益	18,324,888,039	0	325,834,863	18,650,722,902	0	18,650,722,902
Ⅳ　臨時損益等						
減損損失	1,665,747,017	0	0	1,665,747,017	0	1,665,747,017
臨　時　損　失　の　計	1,665,747,017	0	0	1,665,747,017	0	1,665,747,017

貸倒引当金戻入益	88,109,548	0	160,108,777	248,218,325	0	248,218,325
臨時利益の計	88,109,548	0	160,108,777	248,218,325	0	248,218,325
当期純損益	16,747,250,570	0	485,943,640	17,233,194,210	0	17,233,194,210
当期総損益	16,747,250,570	0	485,943,640	17,233,194,210	0	17,233,194,210

注）　事業の区分方法は、下記により行っています。
市街地整備特別→省令附則第３条第３項第１号
公園特別→省令附則第３条第３項第２号
分譲住宅特別→省令附則第３条第３項第３号

②　総資産額

（単位：円）

事業の区分	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	計	共通	合計
総資産	306,152,143,747	0	10,785,137,070	316,937,280,817	74,037,908,030	390,975,188,847

注）　共通の項目は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主なものは現金及び預金であります。

（単位：円）

主な資産の内容	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	計	共通	合計
割賦等譲渡債権	19,638,709,630	0	10,411,056,935	30,049,766,565	0	30,049,766,565
販売用不動産	12,961,275,098	0	0	12,961,275,098	0	12,961,275,098
土地	267,138,337,124	0	196,938,367	267,335,275,491	0	267,335,275,491

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年８月11日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年８月８日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和７年７月16日」を「令和７年８月11日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速３号線　池　尻」を「都道首都高速３号線　池　尻（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速晴海線　豊　洲」を「都道首都高速晴海線　豊　洲（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速目黒板橋線　中野長者橋」を「都道首都高速目黒板橋線　中野長者橋（ＥＴＣ）」に、

「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線　足立入谷」を「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線　足立入谷（ＥＴＣ）」に、

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線　石川町」を「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線　石川町（ＥＴＣ）」に改める。

３　別添３中

「池尻（入口に限る。）」を「池尻（ＥＴＣ）（入口に限る。）」に、

「足立入谷（入口に限る。）」を「足立入谷（ＥＴＣ）（入口に限る。）」に改める。

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年８月８日　　弘前市長　櫻田　　宏

１　対象となる特定空家等

所在地　　青森県弘前市大字駒越字村元31番地２

家屋番号　未登記

構造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床面積　　約65㎡

２　所有者等が行うべき措置の内容

建築物を除却するとともに、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを運搬し適切に処理すること。

３　措置の期限　令和７年９月７日

期限までに上記２の措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用をその者から徴収する。

４　動産等の取扱い

市長等が上記２の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、上記３の期限までに搬出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記６の問い合わせ先へ通知すること。

５　弘前市役所掲示場への掲示

この公告の内容は、弘前市公告式条例（平成18年弘前市条例第３号）別表に規定する弘前市役所掲示場において掲示する。

６　問い合わせ先

弘前市　建設部　建築指導課　空き家対策係

電話　0172―40―0522

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

山形県長井市新町一四番二九号

有限会社梅村会計事務所

清算人　須貝　周一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

福島県伊達市伏黒字沖前三七番地の七

有限会社大進ニツト

清算人　渡邊　成夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花五二番地

双葉物産株式会社

代表清算人　室原　泰二

解散公告

当法人は、令和七年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

群馬県高崎市倉賀野町四二二一番地一三

特定非営利活動法人環境技術研究所

清算人　廣田　知朗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

埼玉県上尾市大字領家五七番地一

株式会社北上尾商事

代表清算人　御山　義明

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

埼玉県本庄市本庄三丁目一二番九号

株式会社ベルスタッフ

代表清算人　中島　清

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

千葉県四街道市大日七五番地九

合同会社大地工業

清算人　黒木　大地

解散公告

当法人は、令和七年六月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

千葉県茂原市高師二三五番一

特定非営利活動法人たすけあい・なごみ

清算人　山田　暢浩

清算人　渡邉恵威子

清算人　坂元　慶子

清算人　今関　千春

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都荒川区南千住一丁目三二番一二―七〇三号

ミライ株式会社

代表清算人　内田　明宏

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都江東区豊洲三丁目四番一―二八〇三号

コンプルメントコンサルティング株式会社

代表清算人　金澤　宗也

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社大阪紺青

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＵＳファンド一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社ドリーム・ＤＲＩ・アダムズ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＤＲＭ　ＵＳファンド一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社ドリーム・ＵＳ・アテーナブル

ファンド　清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社ドリーム・ＤＲＩ・アダムズ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人ＥＶ充電インフラ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都江東区北砂三丁目四番三三号

株式会社三雄デザイン工芸

代表清算人　関本　敦史

解散公告

当社は、令和七年八月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目二五番地三一

株式会社阪野コーポレーション

代表清算人　阪野　昌俊

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都台東区東上野五丁目一三番四号

株式会社ＳＯ

代表清算人　夏　金斌

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都品川区東五反田一丁目一〇番七号ア

イオス五反田八〇六

インテグラルコード株式会社

代表清算人　岡本　陽平

解散公告

当社は、令和七年七月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都練馬区東大泉二丁目一〇番一一号リ

ヴィンオズ大泉店　株式会社日東生花

代表清算人　増嶋　博

解散公告

当法人は、令和七年六月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

特定非営利活動法人ネパール治水砂防技術交流会

代表清算人　亀江　幸二

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目二三番七号

株式会社ＹＯＵ　ＧＯ　ｓｉｇｎ

代表清算人　宮﨑　忠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都台東区上野一丁目七―三―三Ｆ

株式会社バランススタイル

代表清算人　奥谷　侑加

解散公告

当社は令和七年七月二十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都新宿区西新宿七丁目一〇番一〇号

五洋工業株式会社

代表清算人　諸星　洋次

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都板橋区高島平二丁目三二番二―一三一六号

馬車道出版株式会社

代表清算人　粕谷　直樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都台東区谷中七丁目一八番二一号

有限会社喜久家

清算人　副田　トキ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都渋谷区神宮前四丁目二六番二八号二階

Ｆｌｏｗｈａｖｅｎ株式会社

代表清算人　ソンニネン・アンティ・マティアス

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

株式会社ホワイトインターナショナル

代表清算人　小柴　憲一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都新宿区住吉町八番一八号

有限会社和賀ビル

清算人　和賀　典子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都港区芝四丁目一〇番一号

ＨＷソーラーパワー12合同会社

清算人　崔　訓鐘

解散公告

当社は、令和七年七月七日の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都港区新橋二丁目二番二号

株式会社インターアミューズスタッフィング東京

代表清算人　有江　是

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一八番一号

株式会社サニー

代表清算人　古屋　麻美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

東京都豊島区北大塚二丁目二〇番四号

株式会社コーウェルフードサービス

代表清算人　宮本　健治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町四七六番地八えるまやＢ一　合同会社飛鳥ホーム

清算人　大村　俊

解散公告

当社は、令和七年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

神奈川県川崎市多摩区菅北浦五―七―五一

マイクロシステム株式会社

代表清算人　宮里　勇

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

石川県金沢市神野三丁目一六番地

有限会社米泉電気商会

清算人　山本　登

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

福井県敦賀市樫曲一四号二三番地の三

株式会社高木鉄工

清算人　高木　俊幸

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日に山梨県の認定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

山梨県甲府市中央一丁目四番一〇号

特定非営利活動法人やまなし県民政策ネットワーク

清算人　鈴木　嘉彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山六九番地

有限会社じぐ

清算人　伊藤　清隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

滋賀県大津市仰木の里東八丁目二一番地二

株式会社ＨＡＲＺＥＬ

代表清算人　谷口大一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

京都市右京区嵯峨天龍寺油掛町一一番地六一

有限会社アオヤマ

清算人　青山　幸子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

京都市中京区河原町通三条下る大黒町五五番地の一

株式会社やまもと

代表清算人　添田　倫江

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

京都市中京区高倉通三条下る丸屋町一五五番地

株式会社河原書店

代表清算人　河原紀久子

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

京都府宇治市槇島町石橋四番地八

エスピーサプライ株式会社

代表清算人　吉川　正悟

解散公告

当社は、令和七年七月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

大阪府茨木市西駅前町六番六〇三号

有限会社つかさ興産

清算人　西　暢彦

解散公告

当社は、令和七年七月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

大阪市鶴見区茨田大宮二丁目八番一五号

有限会社フォーワード

清算人　樋口　榮二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

大阪市大正区三軒家西二丁目一六番六号

株式会社トライデント企画

代表清算人　菊池　優

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

大阪府池田市石橋三丁目九番一二号

特定非営利活動法人ほたる工房―医療現場にアートの灯を　清算人　横田　恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

大阪府摂津市鳥飼野々三丁目九番七号

有限会社片桐建設工業

清算人　萬里　素久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

大阪市中央区久太郎町二丁目五番一八号

株式会社Ｕｎｉｔｅｄ　Ｅｓｔａｔｅ

代表清算人　新田　哲哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

兵庫県尼崎市栗山町一丁目一二番六号

株式会社マーテル

代表清算人　西田　幸子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

兵庫県姫路市西夢前台三丁目七七番地の二

有限会社播州塗料商会

清算人　内山　裕子

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

兵庫県加古川市尾上町長田五〇九番地

有限会社昇豊

清算人　林　美千恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

兵庫県西脇市明楽寺町一二九一番地の二

荒木マネジメントパートナーズ株式会社

代表清算人　荒木　明博

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

和歌山県和歌山市楠見中一九一―一

トゥールビヨン一〇七

和歌山生コン圧送協同組合

清算人　津村　公雄

解散公告

当社は、令和七年七月三十日をもって、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

島根県松江市雑賀町一〇一番地

有限会社田中酒店

清算人　田中　信行

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月八日

香川県丸亀市中津町二〇四番地

有限会社三宅商店

清算人　三宅　信和

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

愛媛県新居浜市垣生五丁目一番八号

有限会社ファミリーマートおかだ

清算人　岡田　光正

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

愛媛県松山市山越六丁目一六番一八号

株式会社シマダジムキ

代表清算人　嶋田　昇

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

北九州市八幡西区大浦二丁目一二番一六号

ブロッサム大浦四〇六号

深川ビル株式会社

代表清算人　笹川　美穂

解散公告

当社は令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

福岡県京都郡みやこ町犀川本庄二四一番地一

株式会社木本技建

代表清算人　中山喜久惠

解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

福岡市城南区別府一丁目一九番四〇―一一〇二号第３３プリンスマンション城南

G企画株式会社

代表清算人　渡邉信一郎

解散公告

当社は、令和七年六月三〇日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島四二三番地一

一サンパーク巨勢町二〇六号

合同会社Ｄｒｅａｍ

清算人　片江　里美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

長崎県対馬市厳原町国分一三〇五番地

対馬醤油江口株式会社

代表清算人　江口　豊優

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月八日

長崎県長崎市飯香浦町四四九五番地

株式会社ＰＡＰＥＬ

代表清算人　山口　勝幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
長崎県大村市古賀島町七五―四
一般社団法人聖和会
代表清算人　國廣　博史

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
長崎県佐世保市矢峰町一二八番地一
有限会社ボズ
清算人　若松　孝

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
熊本県天草市五和町城河原一丁目二八〇〇番地一
合同会社天草蝶鮫
清算人　馬場　克昭

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
熊本県宇土市三拾町三八五番地の六
合同会社システムサポート
清算人　瀧本　貞輝

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
宮崎県都城市安久町四七四二番地一
サングリーンジャパン株式会社
代表清算人　谷口　智子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
鹿児島県鹿屋市白崎町一五番二六号
有限会社食器の小正
清算人　小正　寛隆

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
沖縄県石垣市字登野城一〇一五番地二
合同会社ファーストハンドコミュニケーション
清算人　矢崎　真一

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
岡山県津山市沼八五七番地の一
医療法人瑞生会
清算人　石井　良夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
岡山県倉敷市児島小川二丁目五番四六号
医療法人正療ヒフ科クリニック
清算人　洲脇　正雄

解散公告（第二回）

当組合は、令和五年六月七日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
埼玉県狭山市富士見二丁目一五番一号
シチズン労働組合　埼玉支部
代表清算人　伊地知康治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年六月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
福岡県行橋市大字辻垣二一三番地
清算法人辻垣・道場寺・高瀬土地改良区
代表清算人　大田　完治

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
鹿児島市吉野三丁目五九番一号
医療法人恵純会
清算人　有馬　純治

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十五日福島地方裁判所相馬支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地一〇五番地
宗教法人三方山神神社
清算人　弁護士　佐藤　智之

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
千葉県佐倉市鏑木町三八四番地一
医療法人社団内田医院
清算人　内田　朝彦

解散公告（第三回）

当社は、平成十五年一月十五日破産宣告により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
東京都世田谷区弦巻一丁目四八番二二号
菊地商事株式会社
清算人　山川　隆久

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月七日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
大阪府枚方市中宮北町一番一五号枚方クリニックプラザ二階二〇二　医療法人弘真会
清算人　伊藤　寛

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年八月八日
長崎県諫早市中通町一六七二
農事組合法人雪浦開拓畜産組合
清算人　平木　勇

第二十期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
資産の部計	一〇、七八五、〇六二
負債及び正味財産の部	（単位・円）
負債の部計	四、三三六、七一二
正味財産の部計	六、四四八、三五〇
負債及び正味財産の部計	一〇、七八五、〇六二

令和七年八月八日

東京都北区王子二丁目三〇番四号

特定非営利活動法人厚銀舎

理事　黒宮　利雄

第十六期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	（単位・円）
資産の部計	三九、一四四、七〇〇
負債及び正味財産の部	（単位・円）
負債の部計	三六、五五四、二四五
正味財産の部計	二、五九〇、四五五
負債及び正味財産の部計	三九、一四四、七〇〇

令和七年八月八日

福岡県みやま市瀬高町高柳二九七番地三

特定非営利活動法人しあわせねっと

理事長　松尾　幸子

第 41 期決算公告　令和７年６月10日

福井県福井市灯明寺町５字１番地１

セーレンケーピー株式会社

代表取締役　寺前　勝基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,557,760
	固定資産	184,230
	合計	1,741,990
負債及び純資産の部	流動負債	985,641
	固定負債	89,946
	株主資本	666,403
	資本金	98,000
	利益剰余金	568,403
	その他利益剰余金	543,903
	（うち当期純利益）	(76,720)
	合計	1,741,990

第 8 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　　東京都港区東新橋一丁目９番２号

水ing AM 株式会社

代表取締役　石川　隆雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,491	流動負債	8,366
固定資産	964	賞与引当金	1,321
		その他流動負債	7,045
		固定負債	45
		株主資本	4,044
		資本金	100
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	3,894
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	3,869
		（当期純利益）	(1,039)
資産合計	12,456	**負債・純資産合計**	12,456

第６期決算公告　令和７年８月８日

宮城県気仙沼市高井40番地

気仙沼グリーンエナジー株式会社

代表取締役　野稲　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	150,172
	固定資産	2,710
	合計	152,882
負純資債及産のび部	流動負債	71,131
	固定負債	1,030
	株主資本	80,721
	資本金	50,000
	利益剰余金	30,721
	その他利益剰余金	30,721
	（うち当期純利益）	(55,426)
	合計	152,882

第66期決算公告　令和７年８月８日

宮城県岩沼市下野郷字新田180番地

仙台紙器工業株式会社

代表取締役　栗原　由行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	219,883
	固定資産	564,142
	資産合計	784,026
負純資債及産のび部	流動負債	255,123
	固定負債	107,184
	株主資本	417,794
	資本金	90,000
	利益剰余金	327,794
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	305,294
	（うち当期純利益）	(24,318)
	評価差額金	3,922
	負債・純資産合計	784,026

第１期決算公告　令和７年８月８日

北海道河東郡鹿追町東町一丁目15番地１

鹿追未来エネルギー株式会社

代表取締役　野稲　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,445
	固定資産	—
	合計	60,445
負純資債及産のび部	流動負債	18,058
	固定負債	—
	株主資本	42,386
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,386
	その他利益剰余金	2,386
	（うち当期純利益）	(2,386)
	合計	60,445

第８期決算公告　　令和７年８月８日
東京都港区西新橋一丁目11番５号
株式会社ポラリファイ
代表取締役　保科　秀之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,189,099
	固定資産	183,346
	資産合計	**1,372,445**
負純資債及産のび部	流動負債	894,318
	固定負債	1,350
	株主資本	476,776
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,221,402
	資本準備金	2,221,402
	利益剰余金	△1,844,626
	その他利益剰余金	△1,844,626
	（うち当期純損失）	(1,844,626)
	負債・純資産合計	**1,372,445**

第38期決算公告　　令和７年７月24日
千葉県船橋市市場３丁目17番１号
株式会社エス・シー・シー
代表取締役社長　鯉川　真也
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,054
	固定資産	155,760
	繰延資産	317
	合計	**317,131**
負純資債及産のび部	流動負債	2,005
	固定負債	8,906
	株主資本	306,220
	資本金	10,000
	利益剰余金	296,220
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	294,420
	（うち当期純利益）	(6,844)
	合計	**317,131**

第41期決算公告
令和７年８月８日
宮城県栗原市築館字下待井36番地の２
東北部品株式会社
代表取締役　**吉**田　光紀
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,348,945
	固定資産	1,431,525
	合計	**2,780,470**
負純資債及産のび部	流動負債	1,734,747
	固定負債	591,172
	株主資本	454,551
	資本金	10,000
	利益剰余金	444,551
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	442,051
	（うち当期純利益）	(77,196)
	合計	**2,780,470**

第９期決算公告　　令和７年８月８日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
Ｍａｘａｖａ株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,838
	合計	**31,838**
負純資債及産のび部	流動負債	9,075
	株主資本	22,762
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,762
	その他利益剰余金	12,762
	（うち当期純利益）	(897)
	合計	**31,838**

第２期決算公告　　令和７年８月８日
東京都港区六本木六丁目10－１
六本木ヒルズ森タワー15Ｆ
株式会社ＬＩＮＥＡイノベーション
代表取締役　野尻　悠太
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,420,486
	固定資産	1,926
	繰延資産	201
	資産合計	**1,422,613**
負純資債及産のび部	流動負債	6,591
	株主資本	1,416,022
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,370,710
	資本準備金	1,370,710
	利益剰余金	△54,688
	その他利益剰余金	△54,688
	（うち当期純損失）	(52,194)
	負債・純資産合計	**1,422,613**

第６期決算公告　　令和７年８月８日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
京橋エドグラン27階
フリギー・トラベル・ジャパン株式会社
代表取締役　金　　暁燕
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	125,389,779
	固定資産	3,286,147
	資産合計	**128,675,926**
負純資債及産のび部	流動負債	98,244,939
	賞与引当金	485,523
	株主資本	30,430,987
	資本金	16,000,100
	資本剰余金	16,000,000
	資本準備金	16,000,000
	利益剰余金	△1,569,113
	その他利益剰余金	△1,569,113
	（うち当期純利益）	(6,842,053)
	負債・純資産合計	**128,675,926**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＪＲ西日本不動産開発株式会社　②国土交通大臣(3)8441　③代表取締役社長　藤原嘉人　④主たる事務所　大阪府大阪市北区中之島二丁目２番７号　廃止した従たる事務所　京都府福知山市末広町２―３　ＪＲ福知山駅第３ＮＫビル３階　和歌山県和歌山市美園町５―22　ＪＲ美園ビル１階　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区中之島二丁目２番７号　ＪＲ西日本不動産開発株式会社　代表取締役社長　藤原嘉人

①ホリーホックエナジー株式会社　②長崎県知事(1)4248　③代表取締役　増田秀也　④長崎県大村市水計町967―３　⑤1000万円　⑥長崎県知事　⑦長崎県大村市水計町967―３　ホリーホックエナジー株式会社　代表取締役　増田秀也

令和６年度決算公告

医療法第51条の３の規定に基づき次のとおり公告します。

令和７年８月８日

福岡県久留米市天神町120番地
社会医療法人　天神会
理事長　古賀　伸彦

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	**11,255,140**	**Ⅰ　流動負債**	**7,072,333**
現金及び預金	6,646,791	買掛金	1,585,053
事業未収金	4,366,187	短期借入金	753,000
たな卸資産	108,157	１年内返済長期借入金	2,773,552
前渡金	―	未払金	1,386,633
前払費用	71,634	未払法人税等	19,416
その他の流動資産	64,926	未払消費税等	22,346
貸倒引当金	△2,555	前受金	19,758

Ⅱ　固定資産	**24,645,956**	預り金	166,399
1　有形固定資産	23,482,477	賞与引当金	332,312
建物	11,111,072	その他の流動負債	13,864
構築物	324,204	**Ⅱ　固定負債**	**7,175,837**
医療用器械備品	1,560,178	長期借入金	7,032,446
その他の器械備品	591,664	役員退職慰労引当金	63,178
車両	49,747	その他の固定負債	80,213
土地	7,958,267	**負　債　合　計**	**14,248,170**
建設仮勘定	1,806,612	**純　資　産　の　部**	
その他の有形固定資産	80,733	科　　目	金　　額
2　無形固定資産	573,786		
ソフトウェア	472,608	**Ⅰ　積立金**	**21,652,926**
のれん	61,144	設立等積立金	3,943,811
その他の無形固定資産	40,035	繰越利益剰余金	17,709,115
3　その他の資産	589,692	**Ⅱ　評価・換算差額等**	—
投資有価証券	37,541	その他有価証券評価差額金	—
長期前払費用	42,921		
前払年金資産	310,690		
その他の固定資産	206,019		
貸倒引当金	△7,480	**純　資　産　合　計**	**21,652,926**
資　産　合　計	**35,901,096**	**負債・純資産合計**	**35,901,096**

損　　益　　計　　算　　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　　（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　事業損益		
A　本来業務事業損益		
1　事業収益		**24,753,899**
2　事業費用		
(1)　事業費	21,634,481	
(2)　本部費	1,383,548	**23,018,029**
本来業務事業利益		**1,735,870**
B　附帯業務事業損益		
1　事業収益		**2,037,656**
2　事業費用		**1,986,472**
附帯業務事業利益		**51,184**
C　収益業務事業損益		
1　事業収益		**8,127**
2　事業費用		—
収益業務事業利益		**8,127**
事業利益		**1,795,181**
Ⅱ　事業外収益		
受取利息及び受取配当金	5,528	
その他の事業外収益	—	5,528
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	26,472	
その他の事業外費用	43,927	70,398
経常利益		**1,730,311**
Ⅳ　特別利益		
固定資産売却益	17,006	
その他の特別利益	—	17,006
Ⅴ　特別損失		
固定資産除売却損	264,306	
その他の特別損失	—	264,306
税引前当期純利益		**1,483,012**
法人税・住民税及び事業税	19,416	
法人税等調整額	—	19,416
当期純利益		**1,463,596**

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1　資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法

たな卸資産

最終仕入原価法

2　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物について定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物	２年～47年
構築物	３年～20年
医療用器械備品	２年～６年
その他の器械備品	２年～７年
車両	２年～６年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりである。

ソフトウェア	５年
のれん	５年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。

3　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、外部積立による確定給付企業年金制度を採用している。確定給付企業年金の財政決算で積立不足金が生じた場合は退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労引当金の支給内規によって計算した当会計年度末における支給見込額を計上している。

（追加情報）

（役員退職慰労金制度の改定について）

当法人は令和６年12月21日開催の理事会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金規定の改定を決定いたしました。これに伴う当法人の損益への影響は軽微であります。

4　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については発生会計年度の費用として処理している。

5　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上している。なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理している。

6　資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

収益業務から一般会計への繰入金の状況

繰入純額の前期末残高	△142,484千円
当期繰入金額	8,127千円
繰入純額の当期末残高	△134,327千円

資産及び負債のうち収益業務に係るもの

資産	98,387千円
負債	—千円

7　担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建物	6,501,663千円
土地	3,398,238千円
計	9,899,901千円

担保に係る債務

短期借入金	603,000千円
１年以内返済予定長期借入金	2,277,360千円
長期借入金	5,337,188千円
計	8,217,548千円

8　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産に係る減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額は当該各資産の金額から直接控除して表示している。有形固定資産の減価償却累計額は26,377,548千円である。

9　法第51条第１項に規定する関係事業者に関する事項

⑴　法人である関係事業者

該当事項なし。

⑵　個人である関係事業者

種　類	氏　名	職　業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	古賀伸彦	当法人理事長	債務被保証	当法人銀行借入に対する債務被保証	9,039,478	—	—
				保証料の支払　注１	43,920	支払手数料	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注１　当法人は銀行借入に対して当法人理事長より債務保証を受けている。なお、保証料は市場の実勢価格等を参考にして決定している。

10　重要な後発事象に関する事項

医療法人善志会の事業譲受、久留米南特定目的会社およびＹＳカンパニーの不動産売買(建物)

当法人は、令和７年４月14日をもって、医療法人善志会との間で事業譲受契約を、久留米南特定目的会社及び合資会社ＹＳカンパニーとの間で不動産売買契約を締結した。その内容は以下の通りである。

１　取引の概要

⑴　事業譲受法人の名称及び当該事業の内容

事業譲受法人の名称　医療法人善志会

事業の内容　病院及び介護事業

⑵　不動産譲受法人の名称及び内容

不動産譲受法人の名称　久留米南特定目的会社

内容　久留米南病院及び有料老人ホーム
アビタシオン久留米南の建物

不動産譲受法人の名称　合資会社ＹＳカンパニー

内容　有料老人ホームみづまの杜及び
みづまの杜デイサービスセンターの建物

⑶　譲受日

令和７年６月１日

⑷　その他取引の概要に関する事項

本取引は当法人グループにおける地域医療への貢献を実現することを目的とする。

第９期決算公告　　令和７年６月30日
東京都千代田区神田駿河台四丁目４番地１
ＰＭＯ御茶ノ水５Ｆ
株式会社ｃｌｏｃｏ
代表取締役　所谷　直人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	234,600
	固定資産	48,319
	合計	282,919
負純資産及のび部	流動負債	147,133
	（うち賞与引当金）	(15,185)
	株主資本	135,785
	資本金	10,000
	利益剰余金	125,785
	その他利益剰余金	125,785
	（うち当期純利益）	(65,120)
	合計	282,919

第９期決算公告　　令和７年６月30日
東京都千代田区神田駿河台四丁目４番地１
ＰＭＯ御茶ノ水５Ｆ
株式会社オーシャン
代表取締役　所谷　直人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	159,237
	固定資産	35,526
	合計	194,763
負純資産及のび部	流動負債	198,156
	（うち賞与引当金）	(4,210)
	固定負債	900
	株主資本	△4,292
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,292
	その他利益剰余金	△14,292
	（うち当期純損失）	(22,630)
	合計	194,763

第７期決算公告
令和７年６月27日
東京都港区北青山二丁目７番13号
株式会社アクティブライフサポート
代表取締役　鷹取　祥之
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,830
	合計	25,830
負純資産及のび部	流動負債	8,167
	株主資本	17,663
	資本金	5,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	9,663
	その他利益剰余金	9,663
	（うち当期純損失）	(12,245)
	合計	25,830

第１期決算公告　　令和７年６月26日
東京都港区北青山三丁目10番５号Spring TerraceOmotesando２Ｆ
Ｍｏｏｎ　Ｃｒｅａｔｉｖｅ Ｖｅｎｔｕｒｅｓ株式会社
代表取締役　横山　賀一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	35
	固定資産	1,500
	資産合計	1,535
負純資産及のび部	流動負債	17
	株主資本	1,517
	資本金	775
	資本剰余金	775
	資本準備金	775
	利益剰余金	△32
	その他利益剰余金	△32
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	1,535

第13期決算公告
令和７年８月８日
シンガポール共和国ノース・ブリッジ・ロード25、ノース・ブリッジ25、＃07―00
Discover Global Employment Company Private Limited
日本における代表者
ブレイディ・ハンセン
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：米ドル）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,570,967
	固定資産	600,291
	合計	7,171,258
負純資産及のび部	流動負債	2,793,350
	固定負債	434,382
	株主資本	3,943,526
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,942,526
	合計	7,171,258

第21期決算公告
令和７年６月30日
東京都千代田区外神田一丁目11番６号
株式会社フラッシュエージェント
代表取締役　原田準一郎
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	190,053
	固定資産	55,839
	合計	245,892
負純資産及のび部	流動負債	137,030
	株主資本	108,862
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,862
	その他利益剰余金	98,862
	（うち当期純損失）	(14,906)
	合計	245,892

第23期決算公告
令和７年６月25日
東京都港区芝浦四丁目12番38号
株式会社ブレイン・ラボ
代表取締役社長　中江　典博
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	791,562
	固定資産	639,643
	合計	1,431,205
負純資産及のび部	流動負債	109,794
	固定負債	6,294
	株主資本	1,315,116
	資本金	100,100
	利益剰余金	1,215,016
	利益準備金	39,115
	その他利益剰余金	1,175,901
	（うち当期純利益）	(167,059)
	合計	1,431,205

第２期決算公告
令和７年８月８日
東京都新宿区新宿五丁目17番18号
株式会社ＳＳＩパートナー
代表取締役　鎌田　晴久
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	375,060
	合計	375,060
負純資産及のび部	流動負債	286,058
	株主資本	89,002
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	△100,997
	その他利益剰余金	△100,997
	（うち当期純損失）	(83,464)
	合計	375,060

第７期決算公告
令和７年６月20日
東京都港区北青山三丁目10番５号
Moon Creative Lab Inc. 東京支店
日本における代表者　横山　賀一
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	403
	固定資産	274
	資産合計	677
負純資産及のび部	流動負債	308
	負債合計	308
	本店勘定	△33
	利益剰余金	402
	（うち当期純利益）	(64)
	純資産合計	369
	負債・純資産合計	677

第１期決算公告　　令和７年８月８日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
琉球バイオマス発電株式会社
代表取締役　榊田　　剛
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	579
	固定資産	14,151
	合計	14,730
負純資産及のび部	流動負債	14,727
	固定負債	―
	株主資本	3
	資本金	100
	利益剰余金	△97
	その他利益剰余金	△97
	（うち当期純損失）	(97)
	合計	14,730

第１期決算公告　　令和７年８月８日
東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
東四国バイオマス発電株式会社
代表取締役　榊田　　剛
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,607
	合計	1,607
負純資産及のび部	流動負債	1,608
	株主資本	△0
	資本金	100
	利益剰余金	△100
	その他利益剰余金	△100
	（うち当期純損失）	(100)
	合計	1,607

第11期決算公告　　令和７年８月８日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
エネウィルインベストメントマネジメント株式会社
代表取締役　末本　和也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,929,694
	固定資産	65,523
	合計	1,995,217
負純資産及のび部	流動負債	748,329
	株主資本	1,246,888
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	1,186,888
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,184,388
	（うち当期純利益）	(955,857)
	合計	1,995,217

第 13 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５
富士通ＩＳサービス株式会社
代表取締役　三城　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,857,703
	固定資産	449,614
	合計	2,307,317
負純資債産及のび部	流動負債	3,252,248
	固定負債	41,413
	株主資本	△986,343
	資本金	10,000
	利益剰余金	△996,343
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△998,843
	（うち当期純損失）	(1,000,080)
	合計	2,307,317

第６期決算公告

令和７年８月８日
東京都港区新橋二丁目６番１号
さくら新橋ビル２Ｆ
株式会社スマイルプラザ
代表取締役　笠　清太

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,362
	固定資産	114,738
	繰延資産	6,017
	資産合計	134,118
負純資債産及のび部	流動負債	23,745
	固定負債	104,038
	株主資本	6,334
	資本金	30,000
	利益剰余金	△23,665
	その他利益剰余金	△23,665
	（うち当期純損失）	(618)
	負債・純資産合計	134,118

第 66 期決算公告

令和７年４月30日
東京都中央区日本橋本町四丁目９番２号
日本プラントシーダー株式会社
代表取締役　中野美津雄

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,439,628
	固定資産	249,260
	資産合計	1,688,888
負純資債産及のび部	流動負債	180,570
	賞与引当金	5,996
	固定負債	49,357
	退職引当金	45,079
	株主資本	1,458,960
	資本金	85,000
	利益剰余金	1,373,960
	利益準備金	21,250
	その他利益剰余金	1,352,710
	（うち当期純利益）	(8,210)
	負債・純資産合計	1,688,888

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
長野市大字中御所字岡田131番地７
長野放送管財株式会社
代表取締役社長　西條　彰浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284,977
	固定資産	10,748
	合計	295,725
負純資債産及のび部	流動負債	36,330
	固定負債	232,289
	株主資本	27,105
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,105
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	14,605
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	295,725

第 35 期 決 算 公 告

2025年５月22日
新潟県柏崎市駅前１丁目３番１号
株式会社ブルボン再生医科学研究所
代表取締役社長　吉田　康

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,906
	資産合計	16,906
負純資債産及のび部	流動負債	621
	株主資本	16,285
	資本金	70,000
	利益剰余金	△ 53,714
	その他利益剰余金	△ 53,714
	（うち当期純利益）	(1,021)
	負債・純資産合計	16,906

第８期決算公告

令和７年６月26日
神奈川県川崎市高津区
梶ヶ谷５－５－３－506
株式会社Ｉｎｔｒｏ
代表取締役　花木　登

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,839
	固定資産	62
	資産合計	77,902
負純資債産及のび部	流動負債	24,096
	固定負債	800
	株主資本	53,005
	資本金	1,000
	利益剰余金	52,005
	その他利益剰余金	52,005
	（うち当期純利益）	(23,474)
	負債・純資産合計	77,902

第 55 期決算公告

令和７年８月８日
浜松市浜名区新都田四丁目１番３号
杉田工業株式会社
代表取締役　杉田　知久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,088,200
	固定資産	938,271
	合計	2,026,471
負純資債産及のび部	流動負債	259,562
	固定負債	270,888
	株主資本	1,496,021
	資本金	66,000
	資本剰余金	36,000
	利益剰余金	1,394,021
	利益準備金	16,500
	その他利益剰余金	1,377,521
	（うち当期純利益）	(15,817)
	評価・換算差額等	0
	合計	2,026,471

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
岐阜県大垣市枝郷二丁目39番地
株式会社ライムグリーン
代表取締役　河合　建典

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	143,016
	固定資産	31,680
	資産合計	174,696
負純資債産及のび部	流動負債	48,132
	株主資本	126,564
	資本金	90,000
	利益剰余金	36,564
	その他利益剰余金	36,564
	（うち当期純利益）	(1,836)
	負債・純資産合計	174,696

第 93 期決算公告

令和７年６月27日
岐阜県可児郡御嵩町美佐野3040番地
エヌジーケイ・アドレック株式会社
代表取締役　金子　隆久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,586,803
	固定資産	1,057,199
	合計	3,644,003
負純資債産及のび部	流動負債	633,794
	固定負債	399,204
	株主資本	2,611,004
	資本金	306,100
	資本剰余金	255,871
	利益剰余金	2,080,937
	利益準備金	23,600
	その他利益剰余金	2,057,337
	（うち当期純損失）	(309,406)
	自己株式	△31,904
	合計	3,644,003

第 27 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
名古屋市中区大須一丁目22番51号
株式会社シブヤメンテル
代表取締役社長　羽柴　孝行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	301,009
	固定資産	4,743
	合計	305,752
負純資債産及のび部	流動負債	46,932
	株主資本	258,820
	資本金	10,000
	利益剰余金	248,820
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	248,470
	（うち当期純利益）	(2,601)
	合計	305,752

第 55 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
愛知県春日井市美濃町二丁目９番地
株式会社コンテック
代表取締役　近藤　峰生

貸借対照表の要旨（令和７年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	811,931
	固定資産	917,275
	合計	1,729,206
負純資債産及のび部	流動負債	625,156
	固定負債	763,622
	株主資本	340,428
	資本金	30,000
	利益剰余金	314,699
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	274,699
	（うち当期純利益）	(32,560)
	自己株式	△4,271
	合計	1,729,206

第１期決算公告

令和７年８月８日
愛知県小牧市大字岩崎2808番地
株式会社ＮｉｔｅｒｒａＡＱＵＡ
代表取締役　大矢　誠二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	406,671
	固定資産	103,148
	合計	509,820
負純資債産及のび部	流動負債	55,816
	固定負債	0
	株主資本	454,003
	資本金	100,000
	資本剰余金	500,000
	資本準備金	500,000
	利益剰余金	△145,996
	その他利益剰余金	△145,996
	（うち当期純利益）	(△145,996)
	合計	509,820

第 75 期決算公告

令和７年８月８日
大阪府東大阪市金物町３番７号
鳥居金属興業株式会社
代表取締役　鳥居新一郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,620,593
	固定資産	426,628
	合計	2,047,222
負純資債及産のび部	流動負債	464,098
	固定負債	24,746
	株主資本	1,558,376
	資本金	55,000
	利益剰余金	1,513,899
	利益準備金	13,750
	その他利益剰余金	1,500,149
	自己株式	△ 10,522
	（うち当期純利益）	(9,604)
	合計	2,047,222

第 50 期決算公告

令和７年８月８日
大阪府大阪市淀川区西中島６－３－８
オーヨー株式会社
代表取締役　酒井　義昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,495
	固定資産	28,782
	合計	360,277
負純資債及産のび部	流動負債	169,462
	固定負債	138,280
	株主資本	52,535
	資本金	30,000
	利益剰余金	22,535
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	22,335
	（うち当期純利益）	(15,518)
	合計	360,277

第 39 期決算公告

令和７年６月19日
三重県四日市市朝明町１番地
サンレックス工業株式会社
代表取締役　小泉　　寛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,554
	固定資産	1,660
	資産合計	4,214
負純資債及産のび部	流動負債	3,079
	固定負債	27
	（うち役員退職慰労引当金）	(17)
	株主資本	1,108
	資本金	240
	利益剰余金	868
	（利益準備金）	(60)
	（うち当期純利益）	(62)
	負債・純資産合計	4,214

第 3 期決算公告

令和７年６月27日
大阪市東淀川区西淡路３丁目15番27号
ＫＡＮＳＡＩパウダーコーティングス株式会社
代表取締役社長　蘆田　勝利

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,311
	固定資産	319
	合計	1,630
負純資債及産のび部	流動負債	1,404
	固定負債	125
	株主資本	101
	資本金	90
	利益剰余金	11
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	10
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	1,630

第 74 期決算公告

令和７年６月27日
大阪市東淀川区西淡路３丁目15番27号
久保孝ペイント株式会社
代表取締役社長　本田　大作

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,981
	固定資産	2,227
	合計	6,208
負純資債及産のび部	流動負債	1,833
	固定負債	112
	株主資本	4,243
	資本金	151
	利益剰余金	4,092
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	4,052
	（うち当期純損失）	(15)
	評価・換算差額等	20
	合計	6,208

第 52 期決算公告

令和７年８月８日
大阪府東大阪市金物町３番７号
東海アルコック工業株式会社
代表取締役　鳥居新一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	102,159
	固定資産	26,705
	合計	128,864
負純資債及産のび部	流動負債	308,398
	株主資本	△ 179,534
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 199,534
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△ 204,534
	（うち当期純損失）	(64,818)
	合計	128,864

第 36 期決算公告

令和７年６月27日
和歌山県紀の川市桃山町段195番地の５
和歌山王子コンテナー株式会社
代表取締役社長　石川　清士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	858,629
	固定資産	741,407
	資産合計	1,600,036
負純資債及産のび部	流動負債	1,745,076
	固定負債	57,117
	株主資本	△202,157
	資本金	45,000
	利益剰余金	△247,157
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	△247,247
	（うち当期純損失）	(4,715)
	負債・純資産合計	1,600,036

第 15 期決算公告

令和７年６月30日
大阪府大阪市阿倍野区旭町１－１－17
サンビル阿倍野４Ｆ
株式会社モバイルフィット
代表取締役　柳川　信壽

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	553,378
	固定資産	257,100
	合計	810,479
負純資債及産のび部	流動負債	147,761
	（うち賞与引当金）	(25,094)
	固定負債	58,802
	株主資本	603,916
	資本金	8,000
	利益剰余金	595,916
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	593,916
	（うち当期純利益）	(143,961)
	合計	810,479

第 25 期決算公告

2025 年６月 26 日
大阪府堺市堺区築港八幡町１番地
株式会社ブレイザーズスポーツクラブ
代表取締役社長　有本　亮介

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	220,902
	固定資産	41,081
	合計	261,983
負純資債及産のび部	流動負債	166,109
	（うち賞与引当金）	(21,023)
	株主資本	95,874
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,874
	その他利益剰余金	85,874
	（うち当期純利益）	(31,219)
	合計	261,983

第 38 期決算公告

令和７年６月30日
愛媛県松山市南江戸三丁目５番20号
株式会社モバイルコム
代表取締役　所谷　直人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,027,542
	固定資産	3,745,173
	合計	6,772,716
負純資債及産のび部	流動負債	1,340,061
	（うち賞与引当金）	(61,206)
	固定負債	331,217
	株主資本	5,098,603
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,088,603
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,086,103
	（うち当期純利益）	(1,036,555)
	評価・換算差額等	2,833
	合計	6,772,716

第 7 期決算公告

令和７年８月８日
徳島県三好郡東みよし町昼間3025番地９
みよしエナジー株式会社
代表取締役　野稲　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,185
	固定資産	0
	合計	22,185
負純資債及産のび部	流動負債	7,035
	株主資本	15,151
	資本金	25,000
	利益剰余金	△9,849
	その他利益剰余金	△9,849
	（うち当期純利益）	(8,234)
	合計	22,185

第 40 期決算公告

令和７年５月29日
島根県松江市西津田二丁目９番12号
第一建設株式会社
代表取締役　佐藤　正明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,060,859
	固定資産	47,628
	資産合計	1,108,487
負純資債及産のび部	流動負債	254,121
	株主資本	854,366
	資本金	20,000
	利益剰余金	834,366
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	829,366
	（うち当期純利益）	(99,969)
	負債・純資産合計	1,108,487

第 16 期 決 算 公 告

令和７年６月 26 日

福岡県福岡市博多区築港本町13番６号

株式会社ベイサイドプレイス博多

代表取締役社長　三留　拓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	592,466
	固定資産	98,449
	資産合計	690,915
負純資産及びの部	流動負債	115,386
	固定負債	115,939
	株主資本	459,590
	資本金	95,000
	利益剰余金	364,590
	その他利益剰余金	364,590
	（うち当期純利益）	(81,643)
	負債・純資産合計	690,915

第 11 期 決 算 公 告

令和７年７月 22 日

福岡県久留米市野中町53番地７

株式会社ハートアップ

代表取締役　辻榮　勇人

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	265,432
	固定資産	23,259
	合計	288,691
負純資産及びの部	流動負債	53,111
	（うち賞与引当金）	(9,550)
	固定負債	167,984
	株主資本	67,595
	資本金	9,000
	利益剰余金	58,595
	その他利益剰余金	58,595
	（うち当期純損失）	(1,560)
	合計	288,691

第 58 期決算公告　2025年６月30日

愛媛県東温市南方955番地１

四国乳業株式会社

代表取締役　島原　吉之

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,382,213
	固定資産	3,864,188
	合計	7,246,402
負純資産及びの部	流動負債	3,616,476
	固定負債	2,627,308
	株主資本	1,002,618
	資本金	310,000
	利益剰余金	692,618
	（利益準備金）	(100,000)
	（その他利益剰余金）	(592,618)
	（うち当期純利益）	(59,330)
	合計	7,246,402

第 17 期決算公告　令和７年８月８日

宮崎県宮崎市橘通東三丁目１番47号

宮崎ソーラーウェイ株式会社

代表取締役　榊田　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	190,812
	固定資産	92,258
	合計	283,070
負純資産及びの部	流動負債	542
	固定負債	49,304
	株主資本	233,223
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△66,777
	その他利益剰余金	△66,777
	（うち当期純損失）	(9,404)
	合計	283,070

第 53 期決算公告　令和７年７月17日

熊本県菊池郡大津町室1639―２

サンユー工業株式会社

代表取締役　清水　秀俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,244,103
	固定資産	1,177,163
	合計	3,421,266
負純資産及びの部	流動負債	224,659
	固定負債	98,095
	株主資本	3,098,512
	資本金	80,000
	資本剰余金	168,295
	資本準備金	168,295
	利益剰余金	2,896,802
	（利益準備金）	(32,000)
	（うち当期純利益）	(93,712)
	自己株式	△46,585
	合計	3,421,266

第 73 期決算公告　令和７年８月８日

福岡市中央区今川一丁目１番１号

株式会社三好不動産

代表取締役　三好　修

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,327,950
	固定資産	4,643,908
	繰延資産	1,400
	資産合計	10,973,258
負純資産及びの部	流動負債	4,930,902
	固定負債	2,317,437
	株主資本	3,724,919
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,674,919
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,662,419
	（うち当期純利益）	(150,568)
	負債・純資産合計	10,973,258

第 6 期 決 算 公 告

令和７年８月８日

東京都港区西新橋一丁目２番９号

日比谷セントラルビル14階

一般社団法人EO Tokyo Platinum

代表理事　桑野　隆司

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,604,642
	合計	47,604,642
負純資産及びの部	流動負債	40,862,252
	負債合計	40,862,252
	剰余金	6,742,390
	純資産合計	6,742,390
	合計	47,604,642

第 3 期 決 算 公 告

令和７年８月８日

群馬県伊勢崎市山王町1142番地６

一般社団法人キッズベース

代表理事　大和　勲

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	71,443,612
	固定資産	62,873,898
	合計	134,317,510
負味債財及産びの正部	流動負債	5,858,755
	固定負債	0
	負債合計	5,858,755
	一般正味財産	128,458,755
	正味財産合計	128,458,755
	合計	134,317,510

第４期決算公告　令和７年８月８日

宮崎県児湯郡都農町川北4874番地２

Ｍｉｒａｉつのエナジー株式会社

代表取締役　野稲　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,016
	固定資産	46,416
	合計	87,432
負純資産及びの部	流動負債	16,140
	固定負債	43,225
	株主資本	28,067
	資本金	25,000
	利益剰余金	3,067
	その他利益剰余金	3,067
	（うち当期純利益）	(6,622)
	合計	87,432

第９期決算公告　令和７年８月８日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

タンゲラン都市開発株式会社

代表取締役　計田　航介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,501,409
	固定資産	50,608
	合計	1,552,017
負純資産及びの部	流動負債	204,260
	株主資本	1,347,757
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,472,185
	資本準備金	279,740
	その他資本剰余金	3,192,444
	利益剰余金	916,130
	その他利益剰余金	916,130
	（うち当期純利益）	(916,130)
	自己株式	△3,140,558
	合計	1,552,017

第 37 期 決 算 公 告

令和７年５月 30 日

東京都渋谷区恵比寿１丁目20番８号

スバルリビングサービス株式会社

代表取締役　齋藤　勝雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,494,224
	固定資産	245,124
	合計	4,739,348
負純資産及びの部	流動負債	2,645,094
	固定負債	165,006
	株主資本	1,929,247
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,909,247
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,904,247
	（うち当期純利益）	(273,476)
	合計	4,739,348

第 12 期 決 算 公 告

令和７年８月８日

岐阜県関市桃紅大地１番地

公益財団法人岐阜現代美術財団

理事長　岡本友二郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7
	固定資産	1,158
	合計	1,165
負味債財及産びの正部	流動負債	13
	負債合計	13
	指定正味財産	1,004
	基本財産充当額	1,004
	一般正味財産	148
	正味財産合計	1,152
	合計	1,165

第 64 期決算公告　　令和７年８月８日
東京都墨田区立花６丁目４番３号
ナカテンテクノ株式会社
代表取締役　小川　裕久

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	434
	固定資産	41
	資産合計	476
負債及び純資産の部	流動負債	298
	賞与引当金	18
	負債合計	298
	株主資本	177
	資本金	10
	利益剰余金	167
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	165
	（うち当期純利益）	(40)
	純資産合計	177
	負債・純資産合計	476

第 11 期決算公告　　令和７年６月27日
東京都千代田区神田神保町二丁目５番地３
ＨＲクラウド株式会社
代表取締役社長　中島　悠揮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	576,569
	固定資産	96,930
	資産合計	673,499
負債及び純資産の部	流動負債	480,074
	固定負債	44,053
	株主資本	149,371
	資本金	10,000
	資本剰余金	42,515
	資本準備金	42,515
	利益剰余金	96,856
	その他利益剰余金	96,856
	（うち当期純利益）	(84,289)
	負債・純資産合計	673,499

第 8 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
東京都港区東新橋一丁目９番２号
水ｉｎｇケミカル株式会社
代表取締役　吉野　慶太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	0
	合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	1,665
	株主資本	△1,665
	資本金	0
	利益剰余金	△1,665
	その他利益剰余金	△1,665
	（当期純損失）	(192)
	合計	0

第 52 期 決 算 公 告

2025 年８月８日　札幌市厚別区厚別東３条３丁目６番15号
伊並産業株式会社
代表取締役社長　前田　浩一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	155,631	流動負債	175,533
固定資産	57,280	（賞与引当金）	(1,790)
		（役員賞与引当金）	(900)
		固定負債	50
		株主資本	35,680
		資本金	15,000
		利益剰余金	20,680
		利益準備金	1,350
		その他利益剰余金	19,330
		（うち当期純利益）	(1,310)
		評価・換算差額等	1,648
資産合計	212,911	負債・純資産合計	212,911

第 9 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　東京都港区東新橋一丁目９番２号
水 ing エンジニアリング株式会社
代表取締役　須山　晃延

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,864	流動負債	23,379
固定資産	2,140	賞与引当金	873
		その他流動負債	22,505
		固定負債	1,221
		株主資本	14,404
		資本金	300
		資本剰余金	8,107
		その他資本剰余金	8,107
		利益剰余金	5,996
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	5,921
		（当期純利益）	(2,826)
資産合計	39,005	負債・純資産合計	39,005

第 76 期 決 算 公 告

2025 年６月 19 日　東京都港区赤坂４丁目１番33号
株式会社レーマン
代表取締役社長　奥野　康夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	614,427	流動負債	3,338,613
固定資産	163,220	（うち賞与引当金）	(7,984)
		固定負債	76,229
		（うち退職給付引当金）	(9,620)
		株主資本	△ 2,663,430
		資本金	28,000
		利益剰余金	△ 2,691,430
		利益準備金	7,000
		その他利益剰余金	△ 2,698,430
		（うち当期純利益）	(58,969)
		評価・換算差額等	26,234
		その他有価証券評価差額金	26,234
資産合計	777,647	負債・純資産合計	777,647

第 30 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　埼玉県和光市新倉七丁目７番25号
株式会社ひとまいるロジスティクス
代表取締役　森山　雅司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	218,157	流動負債	47,671
固定資産	38,123	賞与引当金	3,315
		固定負債	4,090
		株主資本	193,975
		資本金	26,000
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	161,975
		利益準備金	444
		その他利益剰余金	161,531
		（うち当期純損失）	(33,474)
		評価・換算差額等	10,543
		有価証券評価差額金	10,543
資産合計	256,280	負債・純資産合計	256,280

第 16 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
株式会社エネウィルパワーエンジニアリング
代表取締役社長　榊田　剛

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	449,677	流動負債	209,154
固定資産	997,881	固定負債	732,775
		株主資本	505,629
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	453,629
		利益準備金	10,500
		その他利益剰余金	443,129
		（うち当期純利益）	(159,304)
合計	1,447,558	合計	1,447,558

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
日本ＣＣＵＳ投資株式会社
代表取締役　柚木　博行

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,941	流動負債	29,093
固定資産	1,524,857	固定負債	1,063,555
		株主資本	267,607
		資本金	152,838
		資本剰余金	152,838
		資本準備金	152,838
		利益剰余金	△38,068
		その他利益剰余金	△38,068
		（うち当期純損失）	(6,592)
		評価・換算差額等	166,542
		その他有価証券評価差額金	166,542
資産合計	1,526,799	負債・純資産合計	1,526,799

第 33 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　静岡市清水区清開二丁目２番９号
株式会社クリエイト
代表取締役　足立　卓朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	442,350	流動負債	117,658
固定資産	43,469	（うち賞与引当金）	(39,599)
		（うち労保引当金）	(3,706)
		固定負債	29,400
		（うち役員退職慰労引当金）	(29,400)
		株主資本	338,760
		資本金	4,350
		利益剰余金	334,410
		利益準備金	1,250
		別途積立金	150,000
		繰越利益剰余金	183,160
		（うち当期純利益）	(35,259)
資産合計	485,819	負債・純資産合計	485,819

第 26 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　静岡市清水区清開二丁目２番９号
株式会社キャス
代表取締役　足立　卓朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	577,913	流動負債	138,132
固定資産	6,285	（うち賞与引当金）	(55,146)
		（うち労保引当金）	(4,560)
		固定負債	30,600
		（うち役員退職慰労引当金）	(30,600)
		株主資本	415,466
		資本金	10,000
		利益剰余金	405,466
		利益準備金	80
		別途積立金	150,000
		繰越利益剰余金	255,386
		（うち当期純利益）	(40,215)
資産合計	584,198	負債・純資産合計	584,198

第 55 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
大阪市中央区南本町三丁目６番14号
株式会社日本インシーク
代表取締役　皆木　卓士

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,716	流動負債	1,935
固定資産	1,228	固定負債	108
		株主資本	3,901
		資本金	80
		資本剰余金	65
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	55
		利益剰余金	3,756
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	3,742
		（うち当期純利益）	(485)
資産合計	5,944	負債・純資産合計	5,944

第 50 期 決 算 公 告

令和７年７月11日　大阪市中央区難波五丁目１番60号
日本振興株式会社
代表取締役　伊達　多聞

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	15,181,695	流動負債	3,365,797
固定資産	4,351,556	（うち賞与引当金）	(261,447)
		固定負債	348,376
		退職給付引当金	282,589
		役員退職慰労引当金	65,786
		株主資本	15,819,078
		資本金	100,000
		資本剰余金	98,500
		資本準備金	98,500
		利益剰余金	15,620,578
		利益準備金	36,614
		その他利益剰余金	15,583,963
		（うち当期純利益）	(2,181,724)
資産合計	19,533,252	負債・純資産合計	19,533,252

第 95 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　鳥取県倉吉市海田東町112番地
神鋼機器工業株式会社
代表取締役　田川　博文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,733	流動負債	1,311
固定資産	2,178	（うち引当金）	(66)
有形固定資産	1,685	固定負債	399
無形固定資産	3	（うち引当金）	(399)
投資その他の資産	490	株主資本	3,018
		資本金	300
		利益剰余金	2,718
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	2,643
		（うち当期純利益）	(22)
		評価・換算差額等	183
合計	4,911	合計	4,911

㈱　有形固定資産の減価償却累計額　4,364百万円

第 52 期 決 算 公 告

令和７年６月18日　兵庫県神戸市中央区加納町四丁目４番17号
カワサキグリーンテック株式会社
代表取締役社長　内田　博之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,040,398	流動負債	345,461
固定資産	444,586	（うち賞与引当金）	(108,420)
		固定負債	312,735
		（うち退職給付引当金）	(273,594)
		株主資本	826,787
		資本金	80,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	716,787
		利益準備金	14,830
		その他利益剰余金	701,957
		（うち当期純利益）	(49,971)
資産合計	1,484,984	負債・純資産合計	1,484,984

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
エムシーディースリー株式会社
代表取締役　飯田　正生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,952,316	流動負債	4,050,024
固定資産	2,751,170	賞与引当金	104,299
繰延資産	47,041	固定負債	27,986
		株主資本	1,672,516
		資本金	309,706
		資本剰余金	500,032
		資本準備金	309,676
		その他資本剰余金	190,355
		利益剰余金	862,776
		その他利益剰余金	862,776
		（うち当期純利益）	(862,697)
資産合計	5,750,527	負債・純資産合計	5,750,527

第 54 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　岡山市北区岡南町２丁目３番１号
マルケー商事株式会社
代表取締役　森分　俊裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	688,085	流動負債	605,220
固定資産	429,045	（うち賞与引当金）	(3,330)
		固定負債	100,263
		（うち退職給付引当金）	(37,996)
		株主資本	411,218
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		利益剰余金	351,218
		利益準備金	10,850
		その他利益剰余金	340,368
		（うち当期純利益）	(21,360)
		評価・換算差額等	429
資産合計	1,117,130	負債・純資産合計	1,117,130

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　東京都中央区銀座七丁目４番12号
株式会社日本ライフデザイン
代表取締役　深澤　勲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	815,346	流動負債	833,527
固定資産	3,719,877	固定負債	3,062,219
		退職給付引当金	10,389
		株主資本	639,477
		資本金	100,000
		資本剰余金	142,322
		資本準備金	148,200
		その他資本剰余金	△5,877
		利益剰余金	397,155
		その他利益剰余金	397,155
		（うち当期純利益）	（20,870）
資産合計	4,535,224	負債・純資産合計	4,535,224

第 16 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番10号
ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴＨＡＲＡＪＵＫＵ
株式会社ユビレジ
代表取締役　木戸　啓太

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,086,149	流動負債	1,107,811
固定資産	322,941	固定負債	308,012
		株主資本	△6,733
		資本金	490,000
		資本剰余金	1,262,149
		資本準備金	895,698
		その他資本剰余金	366,450
		利益剰余金	△1,758,882
		その他利益剰余金	△1,758,882
		（うち当期純損失）	（69,259）
資産合計	1,409,090	負債・純資産合計	1,409,090

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都昭島市代官山二丁目10番１号
アーバンリゾーツ昭和の森株式会社
代表取締役　場﨑　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	79	流動負債	201
固定資産	0	賞与引当金	1
		固定負債	260
		退職給付引当金	8
		役員退職慰労引当金	2
		株主資本	△382
		資本金	100
		資本剰余金	123
		資本準備金	123
		利益剰余金	△606
		その他利益剰余金	△606
		（うち当期純損失）	（125）
資産合計	79	負債・純資産合計	79

第 44 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都昭島市代官山二丁目３番１号
昭和の森綜合サービス株式会社
代表取締役社長　佐藤　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	719	流動負債	184
固定資産	32	賞与引当金	14
		固定負債	23
		退職給付引当金	22
		株主資本	544
		資本金	20
		資本剰余金	100
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	424
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	401
		（うち当期純利益）	（68）
資産合計	751	負債・純資産合計	751

第 2 期 決 算 公 告

令和７年７月18日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
四街道２特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	20,923,371
建設仮勘定	21,577,103	固定負債	—
特定資産合計	21,577,103	負債合計	20,923,371
その他の資産		社員資本	1,504,040
流動資産	848,600	特定資本金	100
繰延資産	1,708	優先資本金	1,600,000
		剰余金	△ 96,059
		当期未処理損失	96,059
その他の資産合計	850,308	純資産合計	1,504,040
資産合計	22,427,411	負債・純資産合計	22,427,411

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	67,981
営業損失	67,981
営業外収益	370
営業外費用	499
経常損失	68,110
税引前当期純損失	68,110
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	69,060
前期繰越損失	26,999
当期未処理損失	96,059

第 33 期 決 算 公 告

2025年６月20日
東京都品川区大崎１丁目11番２号
富士ライフケアネット株式会社
代表取締役　今富　賢一

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	270,036
	固定資産	45,359
	合計	315,395
負純資債産及のび部	流動負債	104,660
	株主資本	210,735
	資本金	50,000
	利益剰余金	160,735
	その他利益剰余金	160,735
	（うち当期純利益）	（2,834）
	合計	315,395

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月18日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
福岡東開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	2,954
建設仮勘定	2,594,416	固定負債	1,100,000
特定資産合計	2,594,416	負債合計	1,102,954
その他の資産		社員資本	1,791,506
流動資産	297,724	特定資本金	100
繰延資産	2,319	優先資本金	1,800,000
		剰余金	△ 8,593
		当期未処理損失	8,593
その他の資産合計	300,043	純資産合計	1,791,506
資産合計	2,894,460	負債・純資産合計	2,894,460

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月25日　至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	8,073
営業損失	8,073
営業外収益	0
営業外費用	124
経常損失	8,198
税引前当期純損失	8,198
法人税、住民税及び事業税	395
当期純損失	8,593
当期未処理損失	8,593

第２期決算公告

令和７年８月８日
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング東洋建設㈱内
ＭＯＬ－ＴＯＹＯ洋上風力サービス株式会社
代表取締役　杉山　正幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,166
	資産合計	8,166
負純資債産及のび部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	8,166
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△1,834
	その他利益剰余金	△1,834
	（うち当期純損失）	（111）
	負債・純資産合計	8,166

第22期決算公告

令和７年８月８日
東京都中央区日本橋一丁目２番10号
株式会社インデックス・アイ
代表取締役　小田　宜夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	415,693
	固定資産	18,421
	合計	434,114
負債及び純資産の部	流動負債	53,924
	固定負債	27,283
	株主資本	352,907
	資本金	24,000
	利益剰余金	443,785
	利益準備金	4,918
	その他利益剰余金	438,867
	（うち当期純利益）	(27)
	自己株式	△114,878
	合計	434,114

第77期決算公告

令和７年８月８日
岐阜県羽島市福寿町間島1518番地
丸栄コンクリート工業株式会社
代表取締役社長　棚橋　肇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,409	流動負債	8,318
固定資産	16,796	固定負債	3,727
有形固定資産	4,673	株主資本	29,042
無形固定資産	945	資本金	69
投資その他の資産	11,178	資本剰余金	52
		資本準備金	52
		利益剰余金	28,920
		利益準備金	26
		その他利益剰余金	28,893
		評価・換算差額等	118
資産合計	41,206	負債・純資産合計	41,206

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	31,536
営業費用	28,133
営業利益	3,403
営業外収益	355
営業外費用	1,371
経常利益	2,387
特別利益	0
特別損失	2
税引前当期純利益	2,384
法人税、住民税及び事業税	887
法人税等調整額	235
当期純利益	1,260

第18期決算公告

令和７年８月８日
東京都渋谷区広尾５－４－12
大成鋼機ビル４Ｆ
株式会社ソフトソース
代表取締役　クイン・ケビン・ライアン

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	206,172
	固定資産	961
	合計	207,133
負債及び純資産の部	流動負債	14,555
	株主資本	192,577
	資本金	10,000
	利益剰余金	182,577
	その他利益剰余金	182,577
	（うち当期純利益）	(26,157)
	合計	207,133

第51期決算公告

令和７年８月８日
大阪市北区梅田一丁目３番１－1200号
医療法人徳洲会
理事長　東上　震一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	147,765	流動負債	95,261
固定資産	441,117	賞与引当金	10,789
有形固定資産	425,350	その他	84,472
無形固定資産	3,625	固定負債	129,258
その他の資産	12,142	退職給付引当金	38,001
繰延資産	16,746	その他	91,257
		負債合計	224,519
		積立金	381,110
		設立等積立金	185
		特別償却積立金	1,476
		繰越利益積立金	379,449
		純資産合計	381,110
資産合計	605,629	負債・純資産合計	605,629

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	599,411
本来業務	589,062
附帯業務	10,349
事業費用	573,056
本来業務	561,747
附帯業務	11,309
事業利益	26,355
事業外損益	286
経常利益	26,641
特別損益	△ 6,408
税引前当期純利益	20,232
法人税・住民税及び事業税	6,367
法人税等調整額	△ 874
当期純利益	14,739

第84期決算公告

令和７年６月12日
神奈川県厚木市旭町四丁目18番29号
ネオクリティケア製薬株式会社
代表取締役　池田　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,201
	固定資産	2,020
	資産合計	3,221
負債及び純資産の部	流動負債	3,963
	固定負債	508
	株主資本	△1,250
	資本金	100
	資本剰余金	2,952
	資本準備金	1,777
	その他資本剰余金	1,175
	利益剰余金	△4,302
	その他利益剰余金	△4,302
	（うち当期純損失）	(746)
	負債・純資産合計	3,221

第８期決算公告

令和７年８月８日　兵庫県相生市相生柳山5315番地46
相生バイオエナジー株式会社
代表取締役　谷口　雅章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,311	流動負債	11,317
固定資産	101,126	固定負債	73,083
		株主資本	4,933
		資本金	225
		資本剰余金	225
		資本準備金	225
		利益剰余金	4,483
		その他利益剰余金	4,483
		評価・換算差額等	27,103
		繰延ヘッジ損益	27,103
資産合計	116,437	負債・純資産合計	116,437

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	20,224
売上原価	23,633
売上総損失	3,409
販売費及び一般管理費	281
営業損失	3,690
営業外収益	9,012
営業外費用	1,252
経常利益	4,069
税引前当期純利益	4,069
法人税等	0
法人税等調整額	2,671
法人税等還付	△1,374
当期純利益	2,772

第60期決算公告

令和７年８月８日
静岡県藤枝市築地708番地の１
株式会社三和シャーリング
代表取締役　鈴木　常夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,134,358
	固定資産	4,510,830
	資産合計	5,645,187
負債及び純資産の部	流動負債	668,239
	固定負債	3,774,993
	株主資本	1,201,955
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,161,955
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	1,159,755
	（うち当期純利益）	(78,103)
	負債・純資産合計	5,645,187

第70期決算公告

2025年８月７日
岡山県岡山市北区津島京町三丁目１番21号
株式会社エイト日本技術開発
代表取締役社長　金　声漢

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,273	流動負債	6,398
固定資産	9,130	固定負債	446
		負債合計	6,844
		株主資本	18,248
		資本金	2,056
		資本剰余金	3,625
		利益剰余金	12,565
		利益準備金	514
		その他利益剰余金	12,051
		評価・換算差額等	310
		純資産合計	18,558
資産合計	25,403	負債・純資産合計	25,403

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	26,941
売上原価	18,649
売上総利益	8,292
販売費及び一般管理費	5,936
営業利益	2,356
営業外収益	183
営業外費用	107
経常利益	2,432
特別利益	606
特別損失	187
税引前当期純利益	2,851
法人税、住民税及び事業税	949
法人税等調整額	△6
当期純利益	1,908

第61期決算公告

令和７年８月８日
青森県青森市大字荒川字寒水沢１番地12
八甲田ロープウェー株式会社
代表取締役　石村　明弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	498,938
	固定資産	590,792
	合計	1,089,730
負純資債及産びの部	流動負債	36,021
	固定負債	56,316
	株主資本	997,392
	資本金	190,000
	利益剰余金	807,392
	利益準備金	47,500
	その他利益剰余金	759,892
	（うち当期純利益）	(21,341)
	合計	1,089,730

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百七十万円減少し一億八千三百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
青森県青森市大字荒川字寒水沢一番地
八甲田ロープウェー株式会社
代表取締役　石村　明弘

第82期決算公告

令和７年６月26日
兵庫県尼崎市西大物町１番22号
ＫＥＥ環境工事株式会社
代表取締役　相場　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,755,550
	固定資産	485,322
	合計	6,240,873
負純資債及産びの部	流動負債	2,729,447
	固定負債	165,000
	株主資本	3,285,448
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,195,448
	利益準備金	225,000
	その他利益剰余金	3,172,948
	（うち当期純利益）	(373,320)
	評価・換算差額等	60,976
	有価証券評価差額金	60,976
	合計	6,240,873

第24期決算公告

令和７年８月８日
福島県郡山市安積一丁目76番
石川生コンクリート株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	76,122
	固定資産	62,468
	合計	138,590
負純資債及産びの部	流動負債	25,693
	株主資本	112,897
	資本金	10,000
	利益剰余金	102,897
	その他利益剰余金	102,897
	（うち当期純損失）	(3,841)
	合計	138,590

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
福島県郡山市安積一丁目七六番
石川生コンクリート株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

第27期決算公告

令和７年８月８日
広島県廿日市市木材港北９番20号
株式会社アストモスガスセンター広島
代表取締役社長　播田　正仁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	340,583
	固定資産	60,469
	合計	401,052
負純資債及産びの部	流動負債	184,750
	賞与引当金	8,610
	固定負債	84,591
	退職給付引当金	23,764
	株主資本	131,712
	資本金	20,000
	利益剰余金	111,712
	利益準備金	201
	その他利益剰余金	111,511
	（うち当期純利益）	(5,626)
	合計	401,052

第５期決算公告

令和７年８月８日
東京都千代田区紀尾井町１番３号
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
マッコーリーエナジージャパン株式会社
代表取締役　マシュー・アラン・ジョーンズ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,071,037
	固定資産	2,242
	合計	13,073,279
負純資債及産びの部	流動負債	9,754,413
	株主資本	3,318,866
	資本金	96,000
	資本剰余金	2,500,000
	利益剰余金	722,866
	その他利益剰余金	722,866
	（うち当期純利益）	(247,639)
	合計	13,073,279

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
東京都千代田区紀尾井町一番三号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
マッコーリーエナジージャパン株式会社
代表取締役　マシュー・アラン・ジョーンズ

第７期決算公告

令和７年７月９日
東京都千代田区平河町２―７―５
砂防会館４階
一般財団法人あしなが育英会
代表理事　村田　治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,706,721
	固定資産	45,644,499
	合計	51,351,220
負味債財及産びの正部	流動負債	123,321
	固定負債	911,098
	基金	0
	指定正味財産	1,322,985
	（特定資産充当額）	(1,322,985)
	一般正味財産	48,993,814
	（基本財産充当額）	(3,000)
	（特定資産充当額）	(9,740,466)
	合計	51,351,220

第１期決算公告

令和７年８月８日
東京都港区芝二丁目28番11号
芝ＭＫビル７Ｆ
ＶＩＳＩＯＮＯＩＤ株式会社
代表取締役　竹中　悠満

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,000
	合計	5,000
負純資債及産びの部	流動負債	364
	株主資本	4,635
	資本金	5,000
	利益剰余金	△364
	その他利益剰余金	△364
	（うち当期純損失）	(364)
	合計	5,000

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
東京都港区芝二丁目二八番一一号芝ＭＫビル七Ｆ
ＶＩＳＩＯＮＯＩＤ株式会社
代表取締役　竹中　悠満

第１期決算公告

令和７年６月27日
岩手県盛岡市盛岡駅前通１番39号
ＪＲ　ＳＴＢ小岩井開発株式会社
代表取締役社長　大見山俊雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	900,120
	固定資産	1,000
	有形固定資産	660
	投資その他の資産	340
	資産合計	901,120
負純資債及産びの部	流動負債	8,653
	株主資本	892,467
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	△7,533
	その他利益剰余金	△7,533
	（うち当期純損失）	(7,533)
	負債・純資産合計	901,120

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議並びに乙の総社員の同意は令和七年八月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都港区高輪四丁目一五番九号
（甲）株式会社Ｓａｒｔｏ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ
代表取締役　古賀　聡

東京都港区高輪四丁目一五番九号
（乙）合同会社ＹＯＡＫＥ
代表社員　古賀　聡

第10期決算公告

令和７年８月８日
東京都港区高輪四丁目15番９号
株式会社
Ｓａｒｔｏ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ
代表取締役　古賀　聡

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	114,502
	固定資産	536,805
	合計	651,308
負純資産及び部	流動負債	1,322
	固定負債	644,841
	株主資本	5,143
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,143
	その他利益剰余金	2,143
	（うち当期純利益）	(2,044)
	合計	651,308

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都港区新橋二丁目一九番四号ＳＮＴビル一一Ｆ
豊田Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　豊田　浩之

第25期決算公告

令和７年８月８日
東京都新宿区信濃町12番地１
アセッツマネジメント株式会社
代表取締役　飯窪　光隆

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,114
	固定資産	600
	資産合計	6,714
負純資産及び部	流動負債	1,383
	固定負債	70,000
	株主資本	△64,668
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,668
	その他利益剰余金	△74,668
	（うち当期純損失）	(1,571)
	負債・純資産合計	6,714

第12期決算公告

令和７年６月26日
東京都中央区築地二丁目14番17号
Ｄａｉｗａ築地ビル２Ｆ
株式会社ｚｅｎｐｌｕｓ
代表取締役　福田浩一郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	956,392
	固定資産	121,429
	合計	1,077,822
負純資産及び部	流動負債	851,212
	固定負債	56,341
	株主資本	170,268
	資本金	50,000
	利益剰余金	135,702
	その他利益剰余金	135,702
	（うち当期純利益）	(77,350)
	自己株式	△15,434
	合計	1,077,822

決算公告

令和７年８月８日
東京都港区新橋二丁目19番４号
ＳＮＴビル11Ｆ
豊田Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　豊田　浩之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	303,488
	固定資産	310,242
	繰延資産	280
	合計	614,010
負純資産及び部	流動負債	341,643
	株主資本	272,367
	資本金	160,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△37,632
	その他利益剰余金	△37,632
	（うち当期純損失）	(3,160)
	合計	614,010

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

神奈川県厚木市林三丁目一五番五四号
東洋ホーム株式会社
代表取締役　源田　敏和

第60期決算公告

令和７年８月８日
富山県南砺市久戸10番地
協立アルミ株式会社
代表取締役社長　向井　清和

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	914
	固定資産	1,715
	合計	2,630
負純資産及び部	流動負債	1,280
	固定負債	307
	株主資本	953
	資本金	100
	資本剰余金	650
	利益剰余金	203
	利益準備金	64
	その他利益剰余金	139
	（うち当期純利益）	(104)
	評価・換算差額等	88
	合計	2,630

令和６年度決算公告

令和７年８月８日
神奈川県厚木市林三丁目15番54号
東洋ホーム株式会社
代表取締役　源田　敏和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	1,048,673
	固定資産	45,905,890
	合計	46,954,563
負純資産及び部	流動負債	5,000,000
	固定負債	4,820,000
	株主資本	37,134,563
	資本金	15,000,000
	資本剰余金	11,976,000
	資本準備金	11,976,000
	利益剰余金	10,158,563
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	10,083,563
	（うち当期純損失）	(1,899,907)
	合計	46,954,563

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都港区新橋二丁目一九番四号ＳＮＴビル一一Ｆ
豊田Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　豊田　浩之

第42期決算公告

令和７年８月８日
富山県富山市婦中町分田70―１
北越ハーネス株式会社
代表取締役　西岡　敏男

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	382,142
	固定資産	44,642
	合計	426,784
負純資産及び部	流動負債	195,657
	固定負債	50,247
	（退職給付引当金）	(49,830)
	株主資本	180,880
	資本金	10,000
	利益剰余金	170,880
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	168,380
	（うち当期純利益）	(21,993)
	合計	426,784

第５期決算公告

令和７年８月８日
愛知県刈谷市末広町一丁目23番地１
株式会社Ｍｓスピリット
代表取締役　苅谷　貞子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	10,108
	固定資産	14,537
	合計	24,645
負純資産及び部	流動負債	22,746
	固定負債	16,501
	株主資本	△14,601
	資本金	1,000
	利益剰余金	△15,601
	その他利益剰余金	△15,601
	（うち当期純損失）	(4,248)
	合計	24,645

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月八日

愛知県刈谷市末広町一丁目二三番地一
（甲）合同会社ザナドゥ
代表社員　苅谷　貞子

愛知県刈谷市末広町一丁目二三番地一
（乙）株式会社Ｍｓスピリット
代表取締役　苅谷　貞子

第31期決算公告

令和７年８月８日

愛知県小牧市中央二丁目257番地

株式会社ヒロ測量設計

代表取締役　小林　　透

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,623
	固定資産	1,257
	合計	31,880
負債及び純資産の部	流動負債	27,101
	固定負債	286
	株主資本	4,492
	資本金	17,000
	利益剰余金	△12,507
	その他利益剰余金	△12,507
	（うち当期純損失）	（23,537）
	合計	31,880

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

愛知県小牧市中央二丁目二五七番地

株式会社ヒロ測量設計

代表取締役　小林　　透

第9期決算公告

令和７年８月８日

広島市中区基町10番３号

株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション

代表取締役　田部井智行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	343,796
	固定資産	171,890
	合計	515,686
負債及び純資産の部	流動負債	55,145
	株主資本	460,541
	資本金	100,000
	資本剰余金	465,000
	資本準備金	115,000
	その他資本剰余金	350,000
	利益剰余金	△ 104,459
	その他利益剰余金	△ 104,459
	（うち当期純損失）	（11,455）
	合計	515,686

第1期決算公告

令和７年８月８日

神戸市東灘区本山北町二丁目12番３号

株式会社Ａ＆Ｋコーポレーション

代表取締役　小林　一也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,012
	固定資産	1,033,612
	合計	1,039,624
負債及び純資産の部	流動負債	28,573
	固定負債	684,050
	株主資本	327,001
	資本金	180,000
	資本剰余金	174,170
	資本準備金	174,170
	利益剰余金	△27,168
	その他利益剰余金	△27,168
	（うち当期純損失）	（27,168）
	合計	1,039,624

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

神戸市東灘区本山北町二丁目一二番三号

株式会社Ａ＆Ｋコーポレーション

代表取締役　小林　一也

第71期決算公告

2025年８月６日

福岡県行橋市西泉四丁目３番１号

スペロ機械工業株式会社

代表取締役　日吉　和巳

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	496,246
	固定資産	191,419
	合計	687,665
負債及び純資産の部	流動負債	164,132
	固定負債	267,894
	株主資本	255,639
	資本金	40,000
	利益剰余金	215,639
	利益準備金	4,400
	その他利益剰余金	211,239
	（うち当期純利益）	（19,306）
	合計	687,665

第13期決算公告

令和７年８月８日

熊本県上天草市大矢野町上823番地７

株式会社藤嶋

代表取締役　藤嶋　雄大

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,055
	固定資産	56,606
	合計	66,662
負債及び純資産の部	流動負債	361
	固定負債	63,060
	株主資本	3,240
	資本金	3,000
	利益剰余金	240
	その他利益剰余金	240
	（うち当期純利益）	（1,796）
	合計	66,662

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

熊本県上天草市大矢野町上八二三番地

七　（甲）株式会社藤嶋

代表取締役　藤嶋　雄大

熊本県上天草市大矢野町上八二三番地

（乙）４シーズンズ・インベストメント合同会社

代表社員　藤嶋　雄大

第14期決算公告

令和７年８月８日

大阪府吹田市昭和町６番９号

特定非営利活動法人ほほえみ

理事長　亀井　健仁

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,953
	固定資産	61,991
	合計	100,945
負債及び正味財産の部	流動負債	1,993
	固定負債	0
	負債合計	1,993
	前期繰越正味財産	114,740
	当期正味財産増加額	△15,788
	正味財産合計	98,951
	合計	100,945

第67期決算公告

2025年６月18日　東京都品川区大崎１丁目11番２号

富士オフィス＆ライフサービス株式会社

代表取締役　天内　昌博

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,200	流動負債	6,059
固定資産	15,378	固定負債	4,239
		株主資本	12,280
		資本金	785
		資本剰余金	819
		（資本準備金）	（43）
		（その他資本剰余金）	（776）
		利益剰余金	10,676
		（利益準備金）	（153）
		（その他利益剰余金）	（10,523）
資産合計	22,579	負債・純資産合計	22,579

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,026
売上原価	10,624
売上総利益	7,401
販売費及び一般管理費	5,439
営業利益	1,961
営業外収益	4
営業外費用	3
経常利益	1,962
特別利益	70
特別損失	5
税引前当期純利益	2,027
法人税、住民税及び事業税	621
法人税等調整額	90
当期純利益	1,315

第21期決算公告

令和７年８月８日

青森県八戸市大字市川町字下揚45番地44

株式会社ハチカン

代表取締役社長　瀬々　義之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,154
	固定資産	4,913
	合計	8,067
負債及び純資産の部	流動負債	7,172
	固定負債	869
	株主資本	26
	資本金	100
	利益剰余金	△74
	その他利益剰余金	△83
	（うち当期純利益）	（2,889）
	合計	8,067

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社藤川（住所和歌山県日高郡日高川町大字小熊二五五〇番地二）に対して当社の全酒類の卸、小売販売事業以外の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

和歌山県御坊市薗一八一

株式会社藤川商店

代表取締役　藤川　和士

第52期決算公告

令和７年８月８日

和歌山県御坊市薗181

株式会社藤川商店

代表取締役　藤川　和士

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	145,763
	固定資産	166,454
	資産合計	**312,217**
負債及び純資産の部	流動負債	68,160,173
	固定負債	7,792,000
	負債合計	**75,952,173**
	株主資本	△75,639,956
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△85,639,956
	利益準備金	375,000
	その他利益剰余金	△86,014,956
	（うち当期純損失）	(499,721)
	純資産合計	**△75,639,956**
	負債・純資産合計	**312,217**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百八十五万円減少し八百十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都葛飾区西新小岩一丁目二番六号

ｈ・ｔビル三階　株式会社ラインズ

代表取締役　杉　圭二

第17期決算公告

令和７年８月８日

東京都葛飾区西新小岩一丁目２番６号

ｈ・ｔビル３階

株式会社ラインズ

代表取締役　杉　圭二

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,661
	固定資産	21,825
	資産合計	**27,486**
負債及び純資産の部	流動負債	16,340
	固定負債	3,000
	株主資本	8,146
	資本金	40,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△56,854
	その他利益剰余金	△56,854
	（うち当期純損失）	(26,454)
	負債・純資産合計	**27,486**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八〇一〇万円、資本準備金の額を二一億七一七二万九五〇〇円減少し、それぞれ九〇万円、〇円とすることにいたしました。

これらの効力発生日は令和七年九月九日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学南研究棟アントレプレナーラボ

株式会社Lily MedTech

代表取締役　東　隆

第９期決算公告

令和７年８月８日

東京都文京区本郷七丁目３番１号

東京大学南研究棟アントレプレナーラボ

株式会社Lily MedTech

代表取締役　東　隆

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	161,196
	固定資産	452
	資産合計	**161,648**
負債及び純資産の部	流動負債	12,516
	固定負債	1,000,000
	株主資本	△850,869
	資本金	90,000
	資本剰余金	2,091,630
	資本準備金	2,091,630
	利益剰余金	△3,032,498
	その他利益剰余金	△3,032,498
	（うち当期純損失）	(67,631)
	負債・純資産合計	**161,648**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終の事業年度はありません。

(乙)左記のとおりです。

令和七年八月八日

北九州市小倉北区上富野四丁目一番二五号

(甲)日生殖産株式会社

代表取締役　佐久間庸和

北九州市小倉北区上富野三丁目二番八号

(乙)日生殖産株式会社

代表取締役　佐久間庸和

第49期決算公告

令和７年８月８日

群馬県太田市新田反町町120番地

王鉄興業株式会社

代表取締役社長　久埜　誠一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,138
	固定資産	942
	合計	**4,081**
負債及び純資産の部	流動負債	361
	賞与引当金	53
	固定負債	163
	退職給付引当金	147
	役員退職慰労引当金	16
	負債合計	**525**
	株主資本	3,556
	資本金	35
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	3,520
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	3,512
	（うち当期純利益）	(259)
	純資産合計	**3,556**
	合計	**4,081**

第88期決算公告

令和７年８月８日

東京都中央区日本橋三丁目２番５号

王子製鉄株式会社

代表取締役社長　貴戸　信治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	73,655
	固定資産	15,910
	合計	**89,566**
負債及び純資産の部	流動負債	6,339
	賞与引当金	324
	固定負債	1,225
	退職給付引当金	1,172
	役員退職慰労引当金	46
	負債合計	**7,565**
	株主資本	81,340
	資本金	345
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	80,995
	利益準備金	87
	その他利益剰余金	80,908
	（うち当期純利益）	(5,577)
	評価・換算差額等	660
	その他有価証券評価差額金	660
	純資産合計	**82,000**
	合計	**89,566**

第54期決算公告

令和７年８月８日

北九州市小倉北区上富野三丁目２番８号

日生殖産株式会社

代表取締役　佐久間庸和

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,648
	固定資産	57,748
	合計	**72,396**
負債及び純資産の部	流動負債	2,806
	固定負債	525,265
	株主資本	△455,675
	資本金	50,000
	利益剰余金	△505,675
	その他利益剰余金	△505,675
	（うち当期純利益）	(51,816)
	合計	**72,396**

第 42 期 決 算 公 告

2025 年６月 23 日　　神戸市兵庫区東柳原町３番10号
株式会社神戸マツダ
代表取締役　橋本　　覚

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,707	流動負債	12,714
固定資産	21,399	賞与引当金	326
有形固定資産	19,108	固定負債	10,808
無形固定資産	79	**負債合計**	**23,522**
投資その他の資産	2,212	株主資本	4,573
		資本金	100
		利益剰余金	4,559
		利益準備金	48
		その他利益剰余金	4,512
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	10
		純資産合計	**4,584**
資産合計	**28,106**	**負債・純資産合計**	**28,106**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	37,363
売上原価	28,108
売上総利益	9,255
販売費及び一般管理費	8,084
営業利益	1,171
営業外収益	136
営業外費用	219
経常利益	1,088
特別損失	131
税引前当期純利益	958
法人税、住民税及び事業税	307
法人税等調整額	△6
当期純利益	657

第 43 期決算公告

令和７年８月８日
京都市中京区御倉町85番地１
カゴヤ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　ＣＯＯ　岡村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,132,430
	固定資産	2,498,156
	合計	**4,630,586**
負債及び純資産の部	流動負債	749,919
	固定負債	609,857
	株主資本	3,270,809
	資本金	100,000
	資本剰余金	254,127
	資本準備金	254,127
	利益剰余金	2,916,681
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	2,908,681
	（うち当期純利益）	(428,275)
	合計	**4,630,586**

第 53 期 決 算 公 告

2025 年８月８日　　広島県呉市中央一丁目６番９号
株 式 会 社 ム ロ オ
代表取締役　山下俊一郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,134	流動負債	16,069
固定資産	31,891	固定負債	27,934
		株主資本	10,865
		資本金	430
		資本剰余金	608
		利益剰余金	10,951
		利益準備金	48
		その他利益剰余金	10,903
		自己株式	△ 1,125
		評価・換算差額等	156
		その他有価証券評価差額金	117
		繰延ヘッジ損益	39
資産合計	**55,025**	**負債・純資産合計**	**55,025**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	74,896
営業原価	71,930
営業総利益	2,966
販売費及び一般管理費	1,226
営業利益	1,740
営業外収益	325
営業外費用	224
経常利益	1,841
特別利益	906
特別損失	0
税引前当期純利益	2,747
法人税、住民税及び事業税	848
法人税等調整額	△ 84
当期純利益	1,983

第 38 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
長崎県長崎市三京町2898番地14
株式会社長崎日鋪
代表取締役　笹岡　義仁

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	892,645
	固定資産	9,715
	合計	**902,360**
負債及び純資産の部	流動負債	334,382
	株主資本	567,978
	資本金	20,000
	利益剰余金	547,978
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	542,978
	（うち当期純利益）	(57,947)
	合計	**902,360**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
埼玉県戸田市笹目七丁目９番地の24
株 式 会 社 金 子
代表取締役　金子　政夫

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,224
	固定資産	347,834
	合計	**398,058**
負債及び純資産の部	流動負債	79,108
	固定負債	319,632
	株主資本	△681
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,681
	その他利益剰余金	△10,681
	（うち当期純損失）	(2,282)
	合計	**398,058**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を二億千百二十九万六千円、資本準備金の額を二億千百二十九万六千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
埼玉県戸田市笹目七丁目九番地の二四
株式会社金子
代表取締役　金子　政夫

第 29 期 決 算 公 告

2025 年６月５日
沖縄県沖縄市比屋根七丁目30番41号
株式会社エコテック
代表取締役社長　出合　紀行

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	640,784
	固定資産	84,580
	合計	**725,364**
負債及び純資産の部	流動負債	329,684
	株主資本	386,977
	資本金	7,000
	利益剰余金	379,977
	その他利益剰余金	379,977
	（うち当期純利益）	(41,841)
	合計	**725,364**

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
秋田県にかほ市象潟町字才ノ神31番地１
株式会社サンねむの木
代表取締役　渋谷　正敏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,830
	固定資産	554,031
	繰延資産	2,169
	合計	**611,031**
負債及び純資産の部	流動負債	33,768
	固定負債	631,645
	株主資本	△54,382
	資本金	70,000
	利益剰余金	△124,382
	その他利益剰余金	△124,382
	（うち当期純利益）	(10,923)
	合計	**611,031**

第 32 期 決 算 公 告

令和７年８月８日
秋田県にかほ市象潟町字下浜山９番地20
株式会社マシナリー
代表取締役　渋谷　正敏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	396,674
	固定資産	485,392
	合計	**882,067**
負債及び純資産の部	流動負債	161,653
	固定負債	94,085
	株主資本	626,327
	資本金	10,000
	利益剰余金	616,327
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	613,827
	（うち当期純利益）	(155,964)
	合計	**882,067**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
秋田県にかほ市象潟町字下浜山九番地
二〇（甲）株式会社秋田マシナリー
代表取締役　渋谷　正敏
秋田県にかほ市象潟町字才ノ神三一番地一
（乙）株式会社サンねむの木
代表取締役　渋谷　正敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

千葉県船橋市市場三丁目一〇番三号一階
（甲）株式会社スーパーゴールド
代表取締役　佐藤　春来

大阪市中央区南船場三丁目一番六号一〇三号室
（乙）株式会社プロキスタ大阪
代表取締役　佐藤　春来

第２期決算公告

令和７年８月８日

大阪市中央区南船場三丁目１番６号103号室

株式会社プロキスタ大阪

代表取締役　佐藤　春来

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,381
	固定資産	1,523
	合計	11,904
負債及び純資産の部	流動負債	2,745
	株主資本	9,158
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,158
	その他利益剰余金	6,158
	（うち当期純利益）	(6,163)
	合計	11,904

第10期決算公告

令和７年８月８日

千葉県船橋市市場三丁目10番３号１階

株式会社スーパーゴールド

代表取締役　佐藤　春来

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	545,269
	固定資産	53,601
	合計	598,871
負債及び純資産の部	流動負債	192,120
	固定負債	234,958
	株主資本	171,792
	資本金	3,000
	利益剰余金	168,792
	その他利益剰余金	168,792
	（うち当期純利益）	(26,204)
	合計	598,871

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産に関するコンサルティング事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月八日

東京都港区浜松町二丁目六番四号
（甲）株式会社ＷＯＲＬＤ　Ｋ’ｓ
代表取締役　鄭　高延

東京都港区浜松町二丁目六番四号
（乙）株式会社Ｈ＆Ｔ
代表取締役　鄭　高延

決算公告

令和７年８月８日

東京都港区浜松町二丁目６番４号

株式会社Ｈ＆Ｔ

代表取締役　鄭　高延

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,112
	固定資産	710,353
	資産合計	762,466
負債及び純資産の部	流動負債	8,444
	固定負債	580,932
	株主資本	173,089
	資本金	3,000
	利益剰余金	170,089
	その他利益剰余金	170,089
	（うち当期純利益）	(11,019)
	負債・純資産合計	762,466

決算公告

令和７年８月８日

東京都港区浜松町二丁目６番４号

株式会社ＷＯＲＬＤ　Ｋ’ｓ

代表取締役　鄭　高延

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,307
	固定資産	605,043
	資産合計	624,350
負債及び純資産の部	流動負債	43,708
	固定負債	496,902
	株主資本	83,739
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,100
	その他資本剰余金	3,100
	利益剰余金	70,639
	その他利益剰余金	70,639
	（うち当期純利益）	(29,581)
	負債・純資産合計	624,350

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都港区新橋六丁目二〇番一号ル・グラシエルＢＬＤＧ．一－二階
（甲）株式会社ケイコンテンツ
代表取締役　平山　勝雄

東京都港区新橋六丁目二〇番一号ル・グラシエルＢＬＤＧ．一－三階
（乙）株式会社ケイスタジオ
代表取締役　平山　勝雄

第４期決算公告

令和７年８月８日

東京都港区新橋六丁目20番１号
ル・グラシエルＢＬＤＧ．１－３階

株式会社ケイスタジオ

代表取締役　平山　勝雄

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,286
	固定資産	2,039
	合計	35,326
負債及び純資産の部	流動負債	7,212
	株主資本	28,113
	資本金	6,000
	利益剰余金	22,113
	その他利益剰余金	22,113
	（うち当期純利益）	(5,397)
	合計	35,326

第11期決算公告

令和７年８月８日

東京都港区新橋六丁目20番１号
ル・グラシエルＢＬＤＧ．１－２階

株式会社ケイコンテンツ

代表取締役　平山　勝雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	537,928
	固定資産	58,903
	合計	596,831
負債及び純資産の部	流動負債	64,752
	固定負債	5,526
	株主資本	526,552
	資本金	3,000
	利益剰余金	523,552
	その他利益剰余金	523,552
	（うち当期純利益）	(76,089)
	合計	596,831

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都足立区加平三丁目一八番二号
（甲）株式会社ヤマノ
代表取締役　山野　幸多

東京都荒川区南千住三丁目一二番一六号セントラルヒルズ九〇二号
（乙）株式会社あだっちゃお
代表取締役　山野　幸多

第６期決算公告

令和７年８月８日

東京都荒川区南千住三丁目12番16号
セントラルヒルズ902号

株式会社あだっちゃお

代表取締役　山野　幸多

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	409
	固定資産	135
	資産合計	545
負債及び純資産の部	流動負債	11,995
	固定負債	1,664
	株主資本	△13,114
	資本金	8,500
	利益剰余金	△21,614
	その他利益剰余金	△21,614
	（うち当期純損失）	(4,972)
	負債・純資産合計	545

第38期決算公告

令和７年８月８日

東京都足立区加平三丁目18番２号

株式会社ヤマノ

代表取締役　山野　幸多

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,551,511
	固定資産	153,105
	資産合計	1,704,617
負債及び純資産の部	流動負債	1,454,590
	固定負債	140,277
	株主資本	109,749
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,749
	その他利益剰余金	99,749
	（うち当期純利益）	(207)
	負債・純資産合計	1,704,617

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年八月八日

大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番一一号

（甲）株式会社ジェノ

代表取締役　上田　康彦

東京都渋谷区神宮前三丁目二二番一〇号

（乙）G－STAGE・JAPAN株式会社

代表取締役　上田　康彦

第25期決算公告　令和７年８月８日

東京都渋谷区神宮前三丁目22番10号

G－STAGE・JAPAN株式会社

代表取締役　上田　康彦

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	412,946
	固定資産	35,816
	合計	448,762
負債及び純資産の部	流動負債	166,813
	固定負債	177,156
	株主資本	104,792
	資本金	70,000
	利益剰余金	34,792
	その他利益剰余金	34,792
	（うち当期純利益）	(12,970)
	合計	448,762

第32期決算公告　令和７年８月８日

大阪府大阪市中央区内本町二丁目３番11号

株式会社ジェノ

代表取締役　上田　康彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	791,279
	固定資産	29,322
	合計	820,602
負債及び純資産の部	流動負債	318,149
	固定負債	270,008
	引当金	30,000
	株主資本	202,443
	資本金	95,000
	利益剰余金	107,443
	その他利益剰余金	107,443
	（うち当期純損失）	(15,692)
	合計	820,602

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

大阪市城東区諏訪二丁目七番五号

（甲）株式会社楓奏

代表取締役　前田　俊彦

大阪市城東区諏訪二丁目七番五号

（乙）ナチュール・ビオ・ジャパン株式会社

代表取締役　前田　俊彦

第７期決算公告

令和７年８月８日

大阪市城東区諏訪２丁目７番５号

ナチュール・ビオ・ジャパン株式会社

代表取締役　前田　俊彦

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,132
	資産合計	5,132
負債及び純資産の部	固定負債	56,489
	負債合計	56,489
	株主資本	△ 51,356
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 56,356
	その他利益剰余金	△ 56,356
	（うち当期純利益）	(—)
	純資産合計	△ 51,356
	負債・純資産合計	5,132

第14期決算公告　令和７年８月８日

大阪市城東区諏訪２丁目７番５号

株式会社楓奏

代表取締役　前田　俊彦

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	156,381
	固定資産	588,259
	資産合計	744,641
負債及び純資産の部	流動負債	102,797
	固定負債	615,934
	負債合計	718,732
	株主資本	25,909
	資本金	3,000
	利益剰余金	22,909
	その他利益剰余金	22,909
	（うち当期純利益）	(27,764)
	純資産合計	25,909
	負債・純資産合計	744,641

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

大阪府八尾市北木の本一丁目一二番地

（甲）武田精機株式会社

代表取締役　武田　一寿

奈良県磯城郡田原本町大字宮古一七〇番地一

（乙）アイティーボタン株式会社

代表取締役　武田　一寿

第９期決算公告

令和７年８月８日

奈良県磯城郡田原本町大字宮古170番地１

アイティーボタン株式会社

代表取締役　武田　一寿

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	157,363
	固定資産	283,978
	合計	441,341
負債及び純資産の部	流動負債	494,667
	固定負債	2,294
	株主資本	△ 55,620
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 65,620
	その他利益剰余金	△ 65,620
	（うち当期純利益）	(35,005)
	合計	441,341

第46期決算公告

令和７年８月８日

大阪府八尾市北木の本一丁目12番地

武田精機株式会社

代表取締役　武田　一寿

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,632,034
	固定資産	1,621,599
	合計	3,253,633
負債及び純資産の部	流動負債	259,415
	固定負債	258,965
	株主資本	2,735,252
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,725,252
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	2,725,152
	（うち当期純利益）	(199,061)
	合計	3,253,633

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

愛媛県松山市南吉田町二二〇九番地一

（甲）株式会社サナス

代表取締役　兵頭　裕樹

徳島市出来島本町二丁目四二番地六

（乙）株式会社サナス

代表取締役　石原　昭伯

第29期決算公告　令和７年８月８日

徳島市出来島本町二丁目42番地６

株式会社サナス

代表取締役　石原　昭伯

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,317
	固定資産	10,720
	合計	57,038
負債及び純資産の部	流動負債	12,261
	固定負債	17,996
	株主資本	26,780
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,780
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	14,780
	（うち当期純利益）	(191)
	合計	57,038

第42期決算公告　令和７年８月８日

愛媛県松山市南吉田町2209番地１

株式会社サナス

代表取締役　兵頭　裕樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,557,761
	固定資産	1,031,825
	合計	2,589,587
負債及び純資産の部	流動負債	1,209,564
	固定負債	1,035,570
	株主資本	344,453
	資本金	75,000
	利益剰余金	303,453
	利益準備金	6,850
	その他利益剰余金	296,603
	（うち当期純利益）	(18,806)
	自己株式	△34,000
	合計	2,589,587

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

東京都新宿区西新宿八丁目一四番二四号

（甲）大和ガス株式会社

代表取締役　尾日向竹信

東京都立川市一番町四丁目四七番地五

（乙）株式会社臼井燃料

代表取締役　尾日向竹信

決算公告

令和７年８月８日

東京都立川市一番町四丁目47番地５

株式会社臼井燃料

代表取締役　尾日向竹信

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,313
	固定資産	5,520
	資産合計	150,834
負純資債及産のび部	流動負債	16,713
	固定負債	20,008
	株主資本	114,112
	資本金	10,000
	利益剰余金	104,112
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	101,612
	（うち当期純利益）	(31,678)
	負債・純資産合計	150,834

決算公告

令和７年８月８日

東京都新宿区西新宿八丁目14番24号

大和ガス株式会社

代表取締役　尾日向竹信

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,232
	固定資産	93,142
	資産合計	135,375
負純資債及産のび部	流動負債	10,841
	固定負債	152,006
	株主資本	△27,472
	資本金	30,000
	資本剰余金	255
	資本準備金	255
	利益剰余金	△57,727
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△65,227
	（うち当期純損失）	(50,563)
	負債・純資産合計	135,375

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

鳥取県西伯郡伯耆町大内桝水高原一〇六九番地五〇

（甲）エムケイ開発株式会社

代表取締役　河上　貴一

鳥取県米子市米原九丁目三番一六号

（乙）株式会社肉の今川

代表取締役　河上　貴一

第11期決算公告

令和７年８月８日

鳥取県米子市米原九丁目３番16号

株式会社肉の今川

代表取締役　河上　貴一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,022
	固定資産	14,179
	繰延資産	17,258
	合計	47,460
負純資債及産のび部	流動負債	18,810
	固定負債	99,370
	株主資本	△70,720
	資本金	3,000
	利益剰余金	△73,720
	その他利益剰余金	△73,720
	（うち当期純損失）	(17,087)
	合計	47,460

第17期決算公告

令和７年８月８日

鳥取県西伯郡伯耆町大内桝水高原1069番地50

エムケイ開発株式会社

代表取締役　河上　貴一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	194,978
	固定資産	181,309
	合計	376,288
負純資債及産のび部	流動負債	253,021
	固定負債	116,073
	株主資本	7,193
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,806
	その他利益剰余金	△2,806
	（うち当期純利益）	(14,430)
	合計	376,288

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

大阪府東大阪市衣摺一丁目五番二七号

（甲）株式会社ハギハラ

代表取締役　奥山　純治

大阪府東大阪市衣摺一丁目五番二七号

（乙）ピーアンドエー株式会社

代表取締役　萩原　勝一

第35期決算公告

令和７年８月８日

大阪府東大阪市衣摺一丁目５番27号

ピーアンドエー株式会社

代表取締役　萩原　勝一

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	147,122
	固定資産	5,502
	合計	152,625
負純資債及産のび部	流動負債	60,892
	固定負債	71,644
	株主資本	20,088
	資本金	20,000
	利益剰余金	88
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△2,911
	（うち当期純損失）	(14,242)
	合計	152,625

第56期決算公告

令和７年８月８日

大阪府東大阪市衣摺一丁目５番27号

株式会社ハギハラ

代表取締役　奥山　純治

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,804
	固定資産	201,298
	合計	374,103
負純資債及産のび部	流動負債	78,439
	固定負債	95,169
	株主資本	200,495
	資本金	16,900
	利益剰余金	183,595
	利益準備金	4,021
	その他利益剰余金	179,574
	（うち当期純利益）	(14,271)
	合計	374,103

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日

神戸市東灘区御影郡家二丁目一五番一四号ブリリアンスビルアネックス四階

（甲）株式会社ＷＥＬＬＢＥＩＮＧ

代表取締役　山本三津子

神戸市東灘区御影郡家二丁目一五番一四号ブリリアンスビルアネックス四階

（乙）株式会社ＹＴクリエイト

代表取締役　山本　悠嗣

決算公告

令和７年８月８日

神戸市東灘区御影郡家二丁目15番14号ブリリアンスビルアネックス４階

株式会社ＹＴクリエイト

代表取締役　山本　悠嗣

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,878
	固定資産	1,164
	繰延資産	201
	合計	3,245
負純資債及産のび部	流動負債	1,552
	固定負債	41,717
	株主資本	△ 40,023
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 45,023
	その他利益剰余金	△ 45,023
	（うち当期純損失）	(13,365)
	合計	3,245

決算公告

令和７年８月８日

神戸市東灘区御影郡家二丁目15番14号ブリリアンスビルアネックス４階

株式会社ＷＥＬＬＢＥＩＮＧ

代表取締役　山本三津子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,108
	固定資産	349,714
	合計	353,823
負純資債及産のび部	流動負債	90,845
	固定負債	143,234
	株主資本	119,743
	資本金	51,500
	資本剰余金	48,500
	資本準備金	48,500
	利益剰余金	19,743
	その他利益剰余金	19,743
	（うち当期純利益）	(5,092)
	合計	353,823

決　算　公　告

令和７年８月８日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目９番６－403号
株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント
代表取締役　森田　晃彦

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	109,313,533
	固定資産	20,048,319
	資産合計	**129,361,852**
負債及び純資産の部	流動負債	180,000
	株主資本	129,181,852
	資本金	11,000,000
	資本剰余金	9,990,000
	利益剰余金	108,191,852
	その他利益剰余金	108,191,852
	（うち当期純損失）	（1,033,461）
	負債・純資産合計	**129,361,852**

資本金の額の減少公告

当会社は、令和七年八月一日開催の定時株主総会において、資本金の額を一千百万円から一千九十九万円減少することを決議いたしました。

この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目九番六－四〇三号
株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント
代表取締役　森田　晃彦

また当会社は、令和七年九月九日付で商号を株式会社ＬＳＩＭに変更し、代表取締役を森田晴彦に交代する予定です。

第25期決算公告

令和７年６月26日
横浜市西区北幸二丁目８番19号
横浜西口Ｋビル６階
株式会社ニッパツパーキングシステムズ
代表取締役社長　立川　俊洋

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,231,016
	固定資産	281,778
	資産合計	**6,512,794**
負債及び純資産の部	流動負債	2,985,686
	クレーム補償費用引当金	44,189
	賞与引当金	128,179
	役員賞与引当金	12,765
	固定負債	76,024
	退職給付引当金	63,687
	役員退職慰労引当金	12,338
	負債合計	**3,061,711**
	株主資本	3,451,083
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,401,083
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	3,399,083
	（うち当期純利益）	（886,025）
	純資産合計	**3,451,083**
	負債・純資産合計	**6,512,794**

第35期決算公告　令和７年３月25日

福井県坂井市坂井町東長田第30号49番地
株式会社タケウチ工務店
代表取締役　竹内　雅幸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,339
	固定資産	5,171
	資産合計	**34,510**
負債及び純資産の部	流動負債	11,336
	固定負債	333
	負債合計	**11,669**
	株主資本	22,841
	資本金	25,000
	利益剰余金	△2,159
	その他利益剰余金	△2,159
	（うち当期純利益）	（2,719）
	純資産合計	**22,841**
	負債・純資産合計	**34,510**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
福井県坂井市坂井町東長田第三〇号四九番地
株式会社タケウチ工務店
代表取締役　竹内　雅幸

第58期決算公告　令和７年８月８日

山形県西村山郡河北町谷地字真木123番地１
青木安全靴製造株式会社
代表取締役　青木　稔

貸借対照表の要旨（令和６年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	637,787
	固定資産	309,480
	繰延資産	6,942
	資産合計	**954,208**
負債及び純資産の部	流動負債	545,177
	賞与引当金	3,000
	固定負債	366,313
	株主資本	42,718
	資本金	99,000
	利益剰余金	△56,282
	その他利益剰余金	△56,282
	（うち当期純利益）	（1,259）
	負債・純資産合計	**954,208**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の安全靴の製造業に関する権利義務、丙の安全靴の仕入れ・販売業に関する権利義務を承継し、乙、丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月八日
大阪市中央区久太郎町二丁目二番八号四階
（甲）アイトス株式会社
代表取締役　伊藤　崇行
山形県西村山郡河北町谷地字真木一二三番地一
（乙）青木安全靴製造株式会社
代表取締役　青木　稔
東京都台東区日本堤一丁目三七番八号
（丙）青木産業株式会社
代表取締役　青木　稔

第63期決算公告　令和７年８月８日

東京都台東区日本堤１丁目37番８号
青木産業株式会社
代表取締役　青木　稔

貸借対照表の要旨（令和６年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	412,370
	固定資産	109,195
	資産合計	**521,565**
負債及び純資産の部	流動負債	375,759
	固定負債	204,602
	株主資本	△58,796
	資本金	10,000
	利益剰余金	△68,796
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	△71,596
	（うち当期純損失）	（3,037）
	負債・純資産合計	**521,565**

第75期決算公告

令和７年８月８日　大阪市中央区久太郎町二丁目２番８号４階
アイトス株式会社
代表取締役　伊藤　崇行

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,283,149	流動負債	6,827,801
固定資産	6,092,109	固定負債	8,184,602
繰延資産	37,566	株主資本	14,400,421
		資本金	25,000
		資本剰余金	791,086
		資本準備金	7,725
		その他資本剰余金	783,361
		利益剰余金	13,584,334
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	13,578,084
		（うち当期純利益）	（438,895）
資産合計	**29,412,825**	**負債・純資産合計**	**29,412,825**

第 26 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　東京都新宿区信濃町12番地１

株式会社アセッツアールアンドディー

代表取締役　飯窪　光隆

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	93,707	流動負債	7,013
固定資産	65,743	固定負債	2,100
		退職給付引当金	2,100
		株主資本	150,338
		資本金	30,000
		資本剰余金	108,227
		資本準備金	684
		その他資本剰余金	107,543
		利益剰余金	12,111
		利益準備金	360
		その他利益剰余金	11,751
		（うち当期純利益）	（8,075）
資産合計	159,451	負債・純資産合計	159,451

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月８日

京都府相楽郡精華町光台１－７けいはんなプラザラボ棟７階

Ｂｉｏｗｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　坂本　孝治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,222,024	流動負債	53,159
固定資産	19,565	株主資本	1,168,718
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,464,616
		資本準備金	1,305,356
		その他資本剰余金	159,260
		利益剰余金	△395,898
		その他利益剰余金	△395,898
		（うち当期純損失）	（395,898）
		新株予約権	19,712
資産合計	1,241,589	負債・純資産合計	1,241,589

第 101 期 決 算 公 告

2025年８月８日　東京都中央区日本橋本町二丁目２番５号

日鉄鋼板株式会社

代表取締役社長　原田　活

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	84,119	流動負債	60,531
固定資産	44,695	賞与引当金	1,708
		その他	58,823
		固定負債	5,705
		退職給付引当金	5,520
		役員退職慰労引当金	74
		その他	109
		負債合計	66,236
		株主資本	62,578
		資本金	12,588
		資本剰余金	16,999
		資本準備金	2,300
		その他資本剰余金	14,698
		利益剰余金	32,990
		利益準備金	846
		その他利益剰余金	32,143
		純資産合計	62,578
資産合計	128,815	負債・純資産合計	128,815

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	156,917	特別利益	3,773
売上原価	137,451	特別損失	3,548
売上総利益	19,465	税引前当期純利益	9,297
販売費及び一般管理費	11,428	法人税、住民税及び事業税	1,273
営業利益	8,036	法人税等調整額	△ 53
営業外収益	1,404	当期純利益	8,077
営業外費用	369		
経常利益	9,072		

（備考）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

第 44 期 決 算 公 告

2025年８月８日　三重県四日市市霞２丁目16番地

中部コールセンター株式会社

取締役社長　小菅　能正

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,815	流動負債	701
固定資産	8,207	固定負債	85
有形固定資産	7,514	負債合計	787
無形固定資産	622		
投資その他の資産	69	株主資本	11,234
		資本金	1,800
		利益剰余金	9,434
		利益準備金	450
		その他利益剰余金	8,984
		純資産合計	11,234
資産合計	12,022	負債・純資産合計	12,022

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	3,018	経常利益	1,096
売上原価	1,728	税引前当期純利益	1,096
売上総利益	1,289	法人税、住民税及び事業税	333
販売費及び一般管理費	199	法人税等調整額	△1
営業利益	1,090	当期純利益	764
営業外利益	8		
営業外費用	2		

第 49 期 決 算 公 告

令和７年８月８日　東京都港区東新橋一丁目９番２号

水ing 株式会社

代表取締役　安田　真規

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,712	流動負債	21,056
固定資産	16,910	賞与引当金	705
		その他流動負債	20,351
		固定負債	956
		退職給付引当金	459
		その他固定負債	497
		負債合計	22,013
		株主資本	20,102
		資本金	5,500
		資本剰余金	244
		その他資本剰余金	244
		利益剰余金	14,358
		利益準備金	1,375
		その他利益剰余金	12,983
		評価・換算差額等	507
		その他有価証券評価差額金	507
		純資産合計	20,610
資産合計	42,623	負債・純資産合計	42,623

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	12,124	経常利益	3,371
売上原価	9,838	特別利益	2,717
売上総利益	2,286	特別損失	295
販売費及び一般管理費	1,471	税引前当期純利益	5,794
営業利益	815	法人税、住民税及び事業税	524
営業外収益	2,613	法人税等調整額	266
営業外費用	56	当期純利益	5,002

第47期決算公告

令和７年８月８日
岩手県滝沢市鵜飼八人打29番地１
株式会社ロジティックス岩手
代表取締役　西間　一久

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,851
	固定資産	122,748
	合計	154,600
負債及び純資産の部	流動負債	30,861
	固定負債	69,847
	株主資本	53,891
	資本金	43,000
	資本剰余金	31
	利益剰余金	10,859
	その他利益剰余金	10,359
	（うち当期純利益）	(7,899)
	合計	154,600

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月八日
岩手県滝沢市鵜飼八人打二九番地一
株式会社ロジティックス岩手
代表取締役　西間　一久

第54期決算公告

令和７年６月27日
福岡県北九州市小倉北区西港町62―４
九州メタル産業株式会社
代表取締役　森山　義洋

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,686,806
	固定資産	1,324,136
	資産合計	3,010,942
負債及び純資産の部	流動負債	736,431
	賞与引当金	68,109
	その他	668,321
	固定負債	527,696
	退職給付引当金	99,776
	役員等退職慰労金引当金	17,570
	その他	410,350
	負債合計	1,264,127
	株主資本	1,746,814
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,546,814
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,521,814
	（うち当期純利益）	(461,262)
	純資産合計	1,746,814
	負債・純資産合計	3,010,942

第45期決算公告

令和７年８月８日
愛知県豊川市小坂井町道地100番地１
医療法人宝美会
理事長　牧野　一政

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,448,414	流動負債	3,069,169
固定資産	6,732,904	固定負債	6,106,004
有形固定資産	6,598,564	負債合計	9,175,173
無形固定資産	54,139	積立金	6,145
その他の資産	80,200	設立等積立金	275,181
		繰越利益積立金	△269,036
		純資産合計	6,145
資産合計	9,181,318	負債・純資産合計	9,181,318

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
本来業務事業損失	△414,998
附帯業務事業利益	△3,553
事業損失	△418,551
事業外収益	54,361
事業外費用	49,893
経常損失	△414,084
特別利益	347,607
特別損失	3,478
税引前当期純損失	△69,954
法人税等調整額	△142
当期純損失	△70,096

決算公告

令和７年８月８日
大阪市北区豊崎三丁目19番３号
株式会社EQUATION
代表取締役　真田雄一朗

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	141,153
	固定資産	146,063
	合計	287,216
負債及び純資産の部	流動負債	145,022
	固定負債	119,761
	株主資本	22,432
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 17,567
	その他利益剰余金	△ 17,567
	（うち当期純損失）	(18,008)
	合計	287,216

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月八日
大阪市北区豊崎三丁目19番３号（甲）株式会社EQUATION
代表取締役　真田雄一朗
東京都新宿区西新宿七丁目３番10号（乙）株式会社FOCI
代表取締役　真田雄一朗
大阪市淀川区塚本四丁目12番18号（丙）株式会社EQUATION HOLDINGS
代表取締役　真田雄一朗

決算公告

令和７年８月８日
東京都新宿区西新宿七丁目３番10号
株式会社FOCI
代表取締役　真田雄一朗

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,246
	固定資産	670
	繰延資産	141
	合計	10,057
負債及び純資産の部	流動負債	7,070
	固定負債	11,558
	株主資本	△ 8,570
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 9,570
	その他利益剰余金	△ 9,570
	（うち当期純損失）	(7,660)
	合計	10,057

決算公告

令和７年８月８日
大阪市淀川区塚本四丁目12番18号
株式会社EQUATION HOLDINGS
代表取締役　真田雄一朗

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,439
	固定資産	138,944
	合計	140,384
負債及び純資産の部	流動負債	1,001
	固定負債	159,232
	株主資本	△ 19,848
	資本金	8,000
	資本剰余金	14,661
	資本準備金	14,661
	利益剰余金	△ 42,509
	その他利益剰余金	△ 42,509
	（うち当期純損失）	(1,919)
	合計	140,384

第75期決算公告

令和７年８月８日
東京都台東区三筋１丁目２番２号
中村展設株式会社
代表取締役　小川　裕久

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,243
	固定資産	416
	資産合計	1,660
負債及び純資産の部	流動負債	676
	賞与引当金	44
	固定負債	215
	役員退職慰労引当金	114
	負債合計	891
	株主資本	719
	資本金	55
	利益剰余金	1,000
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	987
	（うち当期純利益）	(72)
	自己株式	△336
	評価・換算差額等	49
	その他有価証券評価差額金	49
	純資産合計	769
	負債・純資産合計	1,660